

第45回

公害環境デー

公害・原発をなくし、地球環境を守る。環境の保全・再生をめざす第45回府民集会

社会を変えよう 未来をひらこう



写真：中村 賀

2017年 2月4日土 分科会(10:00~12:00) 全体会(13:00~16:30)

エル・おおさか 南館 ホール 南71号室
101号室

大阪府立労働センター

資料代500円(協賛会員・学生 無料)

●主 催 第45回公害環境デー実行委員会

●事務局 大阪から公害をなくす会 大阪市中央区内本町 2-1-19 内本町松尾ビル 10 370 号
TEL(06)6949-8120 FAX(06)6949-8121 E-mail : info@oskougai.com



第45回 公害環境デー プログラム

●午前の分科会 10:00~12:00 (詳細は次頁)

第一分科会 「異常気象」がまねく「想定外」の災害に備えて「命をまもる」

第二分科会 「パリ協定発効と日本の課題」 (パネルディスカッション形式)

第三分科会 TPPと環境・くらし」 (パネルディスカッション形式)

●昼休み 12:00~13:00

1. 飛田晋秀氏の写真展示「3.11の事故後の撮影、福島県民の思い」

2. 金谷邦夫会長氏の写真展示「 Chernobyl 観察 事故から 30 年後の状況は」

3. 中村千恵子氏の絵巻展示「泉南アスベスト国賠の闘い」

●午後 全体会 13:00~16:30

・前半 テーマ 「いま、あらためて原発を問う」

1. 基調講演「福島原発事故の現状と課題」

.....公害環境デー実行委員長・医師 金谷邦夫氏 P3

2. 特別講演「原発再稼働差止め訴訟」滋賀弁護士会 井戸謙一氏 P13

3. 特別報告「福島原発事故を原因とする損害賠償訴訟の現状と展望」

.....原発賠償関西訴訟弁護団 弁護士 白倉典武氏 P20

4. 訴え「原発賠償関西訴訟原告団の訴え」原告団代表 森松明希子氏 P23

<10分休憩>

・後半

5. 各課題・運動の報告

(1) ノーモアミナマタ近畿第二次訴訟原告団よりの訴え

.....原告団世話人 石山千津恵氏 P27

(2) これからのアスベスト対策のたたかい

.....大阪アスベスト対策センター 伊藤泰司氏 P30

(3) 公害患者をめぐる状況とたたかい大阪公害患者会連合会 上田敏幸氏 P36

(4) ソラダス 2016 の報告 (第8回府民による大阪NO2いっせい測定と健康アンケート

調査運動ソラダス 2016 実行委員長 西川榮一 P38

6. 全体討論 (分科会についての質疑も含む)

7. 府民へのアピール提案P94

8. まとめと閉会の挨拶公害環境デー副実行委員長 青山政利氏

●文書報告 (淀川左岸線2期工事) 大阪市は環境保全の責任を 住民パワー 45年の奮闘

.....中津コーポ環境を守る会代表 廣瀬平四郎氏 P41

●資料

①第45回公害環境デー基調報告～公害環境をめぐる情勢と課題～ (公害環境デー実行委員会) P45

②「東電福島第一原発の自主避難者への住宅支援継続 (4月以降) を求める緊急要請」のFAXのお願い (宛先は、大阪市長、大阪府知事、総理大臣三、福島県知事の4か所)大阪から公害をなくす会 P50

午前の分科会

2月4日（土）10：00～12：00

第一分科会 「異常気象」がまねく「想定外」の災害に備えて「命をまもる」

会場 南館5階 南ホール 舞台前

1. 講演「異常気象をもたらすものと、異常気象がもたらすもの（気象災害を考える）
-----日本科学者会議大阪代表幹事 岩本智之氏 P55
2. 報告「西淀川区の防災教育の実践」
-----公益財団法人あおぞら財団 谷内久美子氏 P63
(要援護者の防災と子どもの防災教育などの事例から)
3. 防災体験「あおぞら財団による指導で、布タンカでの避難を実際にやってみよう」

第二分科会 「パリ協定発効と日本の課題」

会場 南館7階 71号室（定員30名）

（パネルディスカッション形式）

1. 「COP22」報告ーその成果と課題
-----NPO法人地球環境市民会議（CASA）専務理事・弁護士 早川光俊氏 P67
 2. 世界に逆行、石炭回帰に突き進む日本-----NPO法人気候ネットワーク 山本元氏 P71
 3. 市民が進める再エネ普及 NPO法人自然エネルギー市民共同発電
-----自然エネルギー市民の会 事務局長 中庄村和氏 P75
- ※参考資料「大阪府内自治体の地球温暖化対策の現状など」
-----全大阪消費者団体連絡会 事務局次長 大森隆氏 P79

第三分科会 TPPと環境・くらし」

会場 南館10階 101号室（定員57名）

（パネルディスカッション形式）

1. TPPと食の安全 関西大学経済学部教授
-----ほんまにええの？TPP大阪ネットワーク代表 横原正澄氏 P83
2. TPPと日本の医療-----大阪保険医協会 山口真美氏 P87
3. ISDS条項と日本の行政-----弁護士 杉島幸夫氏 P89

はじめに

「いま改めて原発を問う」 福島原発事故の現状と課題

第45回公害環境デー

2017年2月4日

公害環境デー実行委員長 金谷邦夫

3

大阪から公害をなくす会 原発に対する現在の立場

原発をなくす・ゼロ・脱原発
そして再生可能工ネへ転換していく

2

二つの原発過酷事故

事故から30年そして5年が経過

チエルノブイリ原発事故

1986年4月26日 未明 4号機爆発
大量の放射性物質排出 今も汚染影響

福島第一原発事故

2011年3月11日 東日本大震災発生
当日 全電源喪失・メルトダウン始まる
3月12日 1号機 水素爆発(+核爆発)
3月14日 3号機 水素爆発(+核爆発?)
3月14日 2号機 炉の損傷
3月15日 4号機 爆発
それぞれ大気中に放射性物質排出・地下水も汚染

1

チエルノブイリ事故から30年
新しいシェルターでいまやっと放射能拡散
が止められる状況に

福島第1原発事故から間もなく6年
いまだに大気中に放出続く

汚染水問題はまだ解決のめども立たない
しかし「収束」・「過去のもの」への動き
私たちは何をしなければならないのか?

4

改めて3.11とは何だったのか？

世界的に流れを変えた
原発依存からの脱却へ・建設の中止
再生可能エネルギーの飛躍的な拡大へ
日本の歴史においては転換点に匹敵
明治維新以後で言えば…
第2次世界大戦敗戦に続くくらいの
時代の転換点となりうる「事件」
政権の対応は、沖縄・TPPなどと同じ構造
一連の棄民・民主主義軽視・人権無視

5

原発事故までの日本での経過

事故まで原発問題は
遠巻きに見られていた
リスクについてあまり考えることはないかった
その背景には、「核」が意識的に回避された
核の平和利用 ⇒ 「原子力」に置き換え
「核発電」 → 「原子力発電」
SMIも Chernobyl も日本は「安全神話」に対応
核兵器廃絶運動とも連携しないまま

6

原発政策にに対しても高くない関心

立地反対運動は当該地では激しく展開
現在の立地自治体の倍以上で建設阻止した
しかし一部地域が過疎化の中で積極的受け入れ
電源三法；受け入れ誘導も多くの国民はよそごと
電源開発促進税法 発電用施設周囲地域整備法
特別会計に関する法律（旧・電源開発促進対策特別会計法）
支援する電力料金の仕組みにも特に関心なし

福島第1原発事故で多くの国民に
何が明らかになり、認識されたか
・電源三法で建設誘導されていた
・「総括原価方式」で最低利益の保証（3%）
・電力9社は地域支配の中核的存在
・原子力村・原発利益共同体が存在する
・原発は強力な「護送船団」で守られている
原発は強力な「護送船団」で守られている
・原発事故対策マニュアルも机上のもの
過酷事故は想定していないかった
ex 「全電源喪失も速やかに回復される」など
・政府も電力会社も真実を知らせない
SPEEDI資料非公開
「直ちに健康に影響はありません」

7

8

過酷事故がもたらした影響

- 多くの県民・国民が放射能に暴露された
- 避難による営業停止・実被害
- 農業被害 土の剥き取りで再現は困難
- 漁業被害 放射性物質の流入・放出
- 風評被害
- 健康被害 *
- 地域社会・コミュニティの崩壊
- さまざまな分断 被害者間 家族 いじめ

9

過酷事故への対応の中で起きている事

- 放射能汚染が継続する状態 大気・海へ
- 大幅な事故対策費の投入
その多くは原発利益共同体へ回帰
- 電力の寡占から自由化へ；16年4月から実施
都市ガスも自由化；17年4月から
- 裁判官の認識の変化
- 国民の認識の変化 *
- 新たな被災者分断の推進

10

福島第一原発事故で変わった世論 国民の意識の変化

- 多くの国民の目を覚ませた
- 原発はなくす方向の考えはなお過半数に固定
- 原発立地での変化
- 鹿児島・新潟県知事選で再稼働慎重派当選
立地周辺自治体の変化 川内・玄海など
- 高浜原発地元自治会の変化
- 省エネ・再生可能エネルギーへの関心と取組
- 反対行動への参加

11

事故後も変わらないものは？

- 原発重視政策 安倍政権下で強化方向
- 新安全神話の構築
- 世界標準から後退した「世界一安全な規制基準」
- 原子力村・原子力共同利益体の再構築・強化
- 事故対策・除染さらに廃炉ビジネスへ
「護送船団方式」の強化
- 原発推進へのあらゆる財政的援助 *
- 原発再稼働政策 * ⇒リプレースを展望
- 核燃サイクルへの固執 小型化・地域分散も
- ・国民の人権を無視 被害者へは「棄民政策」

12

変わらない原発重視政策

- ・原発輸出は「アベノミクス」の重点内容
　　そのためなんでも原発再稼働重視
　　また石炭火力発電輸出も重点政策
- ・復活する「原発宣伝」
 - 地域支配の道具としての役割の復活にも
　　ジャーナリズムの支配
- ・国民軽視の「専門家会合」「有識者会合」多用
　　消費者代表はお飾り的なものが多い

6

廃炉も事故対策費も国民負担で

- ・電気料金・託送料金に原発用費用を転嫁
- ・損害賠償費用も関係ない新電力にも負担を
　　原因者負担制度を崩壊させ原因企業を免責
- ・早期廃炉に援助
 - 減価償却費用認める　新電力にも負担
- ・「ベースロード電源市場」創設
　　電力供給の代わりに原発費用負担させる
- ・事故賠償の「有限責任論」　今回ばかりがめたが
- ・電力自由化の骨抜き　原発電力会社に有利に

13

14

原発推進・被害者切り捨て(棄民)

- ・被災者・こども支援法の不履行2012年6月21日成立
　　現実は「避難する権利」を認めない
　　チエルノブイリとの根本的違い
　　自主避難者の「補償」打ち切り　17年4月～
　　多くの自治体も共同歩調
　　ごく一部に自主的「支援」延長
　　「帰還」強制
- ・被害対策の打ち切り
　　営業補償打ち切り　あと3年間で終了など
　　新たなる分断対策の徹底と言える

15

16

原発の未来は？

- ・事故などの教訓は整理もされず…
- ・事故原因究明放置したままで再稼働へ
　　もんじゅの教訓も整理されずに実証炉研究
　　しかし展望はあるか？
- ・高騰する建設費用　少なくとも5割以上高くなる
　　推進で国民負担はさらに続く
　　世界の流れは変わってきていく
- ・原発固執政策で失った大きな経済チャンス
　　再生可能エネへのシフトでGDP向上もあり得たが…
- ・原発の未来は資本主義的にも明るくない。

今後の課題；危惧される健康影響

放射能による健康被害

急性被害 確定的影響 + 確率的影響

被ばくから短期間に障害
外部被ばく+内部被ばく γ 線 > α 線・ β 線

慢性被害 確率的影響

長期にわたる影響で出現
内部被ばく+外部被ばく α 線・ β 線 > γ 線
他の交絡因子の関与もある
直接的証明がしにくい
広範囲かつ長期の疫学的観察が必要

17

7

ウクライナ内分泌研究所所長の発言

ミコラ・トロシコ所長

「チエルノブイリ事故から30年も経つのに、
疑問がどんどん増えてくる」
「事故から30年が経つても、私たちには分
かつたことよりも疑問のほうが、次々に増え
てきている」

(Days Japan 2016.10)

チエルノブイリ事故の人的被害

被ばく急性放射線障害

事故処理作業従事者

即日から1カ月の間に行方不明1名、
即日死亡1名含め1カ月内30名

その後 多数の被害者 正確な数字は？

甲状腺被害

先天奇形の多発など
不健康の広がりと持続

18

ペラルーシ、ロシア、ウクライナにおける
1986年～2005年の小児甲状腺がん症例数

	事故当時年齢	男		女		合計
		0～14	15～18	0～14	15～18	
ペラルーシ	0～14	636	1418	2054		
	15～18	87	404	491		
	合計	722	1822	2545		
ロシア	0～14	122	390	512		
	15～18	40	199	239		
	合計	162	589	751		
ウクライナ	0～14	642	2076	2718		
	15～18	179	910	1089		
	合計	822	2986	3807		

UNSCEAR(原子放射線の影響に関する国連科学委員会)によるレポート
2008年報告/2011年公表 (Days Japan 2016.10)

19

20

2014年12月末までの ウクライナでの小児甲状腺がん発症数

事故当時胎児で	甲状腺がんになつたケース	202人
事故当時0～14歳		8006人
事故当時15～18歳		2401人
1987年以降に 生まれた子	1286人	
合計	11895人	
	(Days Japan 2016. 10)	

21

福島第一原発事故の人的被害

幸いにも急性放射線障害はなかつた	
「事故で死んだ人はしない」発言	しかし…
作業員の被ばく事故・労災認定	
白血病	2名
甲状腺がん	1名
福島県での自死の増加と続続	
宮城・岩手県との違い	

22

甲状腺超音波検査 一巡回・二巡回診断数

第23回～第25回検討委員会資料により作成 2016. 9. 14～12. 27

地域区分	1巡回*1 がん・疑い含む 率	2巡回*2 がん・疑い含む 率	3巡回*3 がん・疑い含む 率
避難指示	41811 14	0.0335 17	0.0492 741
非避難浜通り	54638 24	0.0439 8	0.0126 640
中通り 北・ 中	139338 56	0.402 124579	34 0.0273
中通り 南	30970 7	0.0226 29121	3 0.0103
会津	33719 11	0.0326 32205	5 0.0155
県全体	300476 112	0.0373 270454	67 0.0248

* 1:1巡回受診者数
* 2:2巡回受診者数

甲状腺がん発見率(累計) 対100万人

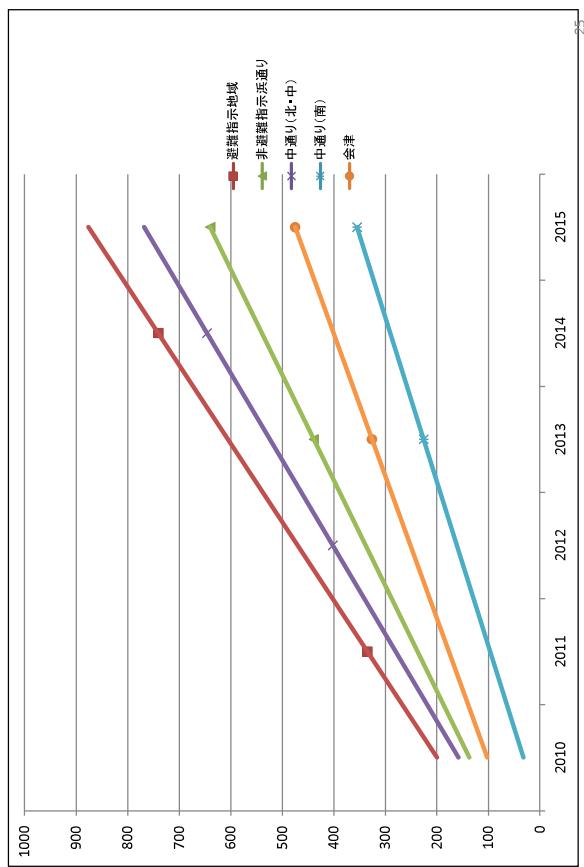
地域/年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
避難指示地域		335				741
非避難指示浜通り					439	
中通り(北・中)					402	640
中通り(南)					226	323
会津					326	475

* 各年度の実数(累計)を1巡回の受診者数で割って出した

23

24

子どもの甲状腺がん発見率 対100万人



新規発生数と1年間あたりの発見数 対100万人

地域＼対象年度	2012－14	2013－14	2014－15	1年当たり
避難指示地域	492			164人
非避難指示浜通り		160	80人	
中通り(北・中)	273		136人	
中通り(南)		103	52人	
会津		155	78人	

26

9

福島 周産期死亡増加の医学論文

Medicine (インターネット) 2016年10月
Hagen Scherb (独)・森国悦・林敬示 共著
(医療問題研究会)

被ばくによる障害は甲状腺がんだけでない
福島県以外にも影響があつた
原発事故が原因で増加している
震災直後の周産期死亡増加は津波と関係

福島 甲状腺以外の健康課題 周産期死亡増加

- 周産期死亡の増加(妊娠22週から生後1週間)
2001年から順調に減少していた
震災直後では岩手、宮城で増加(津波の影響)
事故から10ヶ月後(2012.1～14年末まで)
福島と近隣5県(岩手、宮城、茨城、栃木、群馬)
急に15.6%増加(約3年間で165人)
千葉・東京・埼玉
6.8%増加(153人)

その他の全国の地域では増加していない

27

28

震災後妊娠で「極低体重」増加

福島 心の問題 行政・「専門家」は…

- * ネット；11月21日NHKニュースで
震災直後の2ヵ月内妊娠した女性で
出生時に1500g以下の低体重が
2から3倍増した

説明では
精神的ストレスと説明 (根拠は?)

10

- * 行政や「専門家」のどちら方
放射能の心配をして、住み慣れたところを離
れることによる心理的負担が、放射線の被
害により大きい。
心配しすぎることが問題だ。

こうした考え方での、避難指示地域の解除も
行っている？

29

福島 心の問題 その実態

新日本医師協会全国研究会 2016. 11. 5—6

人心をバラバラにした

補償金の格差、避難への対応の差など
放射能問題はタブー

アルコール依存症の進行

仮設に引きこもり1日中、少量ずつ飲み続け栄養
失調状態で死亡

避難生活で何もすることがない

「明日が見えない」 自死へと続く
「社会的不適合」「気分障害」など

「心配しすぎ」だけで終わらない問題

福島 心の問題 子どもへの影響

福島 心の問題 補償の格差・分断による
津波と原発の差
線引きによる区別で分断
大人の社会での「いじめ」的対応

転校児童・生徒への「いじめ」

仲間外れ

不登校・ひきこもり

30

31

32

チエルノブイリ 放射性ヨウ素以外も甲状腺がんに影響？

1987年以降に生まれた子になぜ甲状腺がんが多い？

放射性ヨウ素の半減期は短い； I_{131} 8日程度

Cs_{137} が子どもの甲状腺に高く集まる

ロシア政府報告 2016年版

セシウムも甲状腺がんの原因と考えられる
他に循環器系障害、遺伝子の障害も…

33

11

チエルノブイリ 全身的な被害・影響 チエルノブイリ

放射性セシウムが人体に与える医学的影響
チエルノブイリ原発事故被曝の病理データ

ユーリ・I・パンダジェフスキイ；ペラルーシ・ゴメリ医科大学学長

多数の病理学的調査と動物実験を実施
病理的検索 123名の死亡患者と285名の突然死

1. 心血管系 2. 腎臓 3. 肝臓 4. 免疫系
5. 造血系 6. 女性の生殖系
7. 妊娠の進展と胎児の成長 8. 神経系
9. 視覚器官
10. 長寿命放射性元素の体内取り込み症候群

34

福島のこれからを考えると

被害はまだこれから！

生活の支援も救済も必要
打ち切りはおかしい、

健診の制度的充実も必要 健康管理手帳等
縮小はおかしい、

多面的な調査も必要

甲状腺・妊娠以外にも各種の統計変化を
周産期・先天奇形・自覚症状の変化など
そして放射能被害のことを真正面から
受け止める世論が必要ではないか？

大阪での反原発運動は？

関東との温度差が大きいといわれるが…

大阪でどのようにことができるか？

原発以外の課題もたくさんあり多忙ななか、
目に見える反原発運動をどう構築できるか？

他の課題を考えつつも、この課題に集中的に
取り組む一定の集団の必要性を感じる。

35

36

大阪での反原発運動は何ができるか？

フクシマとの連帯、避難者支援

福島への現地訪問活動と見聞を広げる

文化的活動
避難者の訴訟支援

映画や取り組みの紹介など

共同行動の積み重ねと拡大

政府のパブリックコメントに意見を沢山出す

原発に代わる再生可能エネルギー拡大の取組

市民が取り組み、広げる必要性がある

健康被害についての解明

医療研究会など 甲状腺被害の検討

37

原発問題での消費者運動の展開を

他の消費者運動と連携を強めつつ
電気料金問題に対する持続的な取り組み
超護送船団方式による原発推進への反対
の世論づくり

原発保持電力会社への保護政策反対

原発に頼らない電力会社の育成

=石炭火力にも頼らない、

電力自由化を真に成立させる

エネルギー政策に市民的感覚を導入させる
政府の専門家会議や有識者会議の議論を打破
倫理性をも考慮した論議ができるようにしていく
市民の代表を半数に持つて行く要求など

38

ノーベル賞作家：スペトランナ・アレクシエービッチ

私たちの運動の理念は…

昨年訪日際に
「どの国の権力も混乱を恐れ、『事態はコントロールできている』と言います……（我々が）するべきは
（国への）抵抗です」
「日本には抵抗の文化がないのだと思います。…
（国への）提訴が）何千件も有ったら、国の対応も変わったかかもしれません」

朝日新聞16年12月16日

* チエルノブイリ法は被災者や処理従事者の切実な要求が国を動かして作られた救済法です。

「アメリカンデイアンの知恵」に学ぶ
「アメリカンデイアンの知恵」に学ぶ
いま生きている自分のことだけを考える
と大事なものを見失う。
どんなことを決めるにも6世代先の人々
の幸福を考えるべきだ。

39

番号	原発	裁判所	原告	被告	裁判概要	提起日
1	福島第一原発	札幌地裁	北陸電力	東京地裁	原告勝訴上告敗訴 民告官勝訴上告敗訴	2011.11.11 2010.4.3
2	大同	東京地裁	東京地裁	東京地裁	原告勝訴上告敗訴	2010.4.3
3	大同	東京地裁	東京地裁	東京地裁	原告勝訴上告敗訴	2010.4.3
4	六ヶ所(東京地裁)	青森地裁	国	東京地裁	原告許可取消 原告許可取消	1982.9.17
5	六ヶ所(東京地裁)	青森地裁	国	東京地裁	原告許可取消	1982.12.3
6	大飯	日本原電	日本原電	日本原電	原告的可燃物質、原告勝訴上告敗訴	2012.7.31
7	高浜第一 核能發電所	日本原電	日本原電	日本原電	原告勝訴上告敗訴	2012.4.30
8	高浜第一 核能發電所	日本原電	日本原電	日本原電	原告勝訴上告敗訴	2012.4.29
9	高浜第一、2 核能發電所	日本原電	日本原電	日本原電	原告勝訴上告敗訴	2010.4.14
10	大飯3、4	名古屋地裁	西日本電力	西日本電力	原告勝訴上告敗訴	2012.11.30
11	大飯3、4 高浜3、4	大飯地裁	西日本電力	西日本電力	原告勝訴上告敗訴	2013.12.24
12	大飯3、4 高浜3、4	大阪高鐵	西日本電力	西日本電力	原告勝訴上告敗訴	2015.1.30
13	大飯3、4	大阪地裁	西日本電力	西日本電力	原告勝訴上告敗訴	2012.4.12
14	大飯1~4	大阪地裁	西日本電力	西日本電力	原告勝訴上告敗訴	2012.11.29
15	美濃	岐阜高鐵	中部電力	中部電力	原告勝訴上告敗訴	2004.4.25
16	美濃	岐阜地裁	中部電力	中部電力	原告勝訴上告敗訴	2011.7.1
17	滋賀	神岡地松川支 那賀川支	中都電力	中都電力	永久停止請求	2011.5.27
18	鳥取1、2	広島電氣松江支 那賀川支	中國電力	中國電力	原告勝訴上告敗訴	1989.9.8
19	鳥取3	松江地裁	中國電力	中國電力	原告的可燃物質、原告勝訴上 告敗訴	2015.4.24
20	上關	山口地裁	山口電	山口電	原告不成立原告勝訴上告敗訴	2006.12.2
21	伊方1~3	松山地裁	四國電	四國電	原告勝訴上告敗訴	2011.12.4
22	伊方1~3	高松地裁	四國電	四國電	原告勝訴上告敗訴	2015.4.31
23	伊方3	高松地裁	四國電	四國電	原告勝訴上告敗訴	2013.11
24	伊方3	高松地裁	四國電	四國電	原告勝訴上告敗訴	2016.6.25
25	伊方3	高松地裁	四國電	四國電	原告勝訴上告敗訴	2016.9.26
26	伊方2、3	佐賀地裁	九州電力	九州電力	原告勝訴上告敗訴	2011.7.7
27	伊方2、3	佐賀地裁	九州電力	九州電力	原告勝訴上告敗訴	2011.12.27
28	玄海1~4	玄海地裁	九州電力	九州電力	原告勝訴上告敗訴	2013.11.13
29	玄海1~4	玄海地裁	九州電力	九州電力	原告勝訴上告敗訴	2012.1.31
30	玄海1~4	九州電力	九州電力	九州電力	原告勝訴上告敗訴	2012.5.30
31	川内	福岡地裁	九州電力	九州電力	原告勝訴上告敗訴	2018.8.10
32	川内 むかわ	福岡地裁	九州電力	九州電力	原告許可取消審理進行	2015.12.25
33	川内 むかわ	福岡地裁	九州電力	九州電力	原告許可取消審理進行	

2

福島第一原発事故後の裁判所の変化 (運転等差止め請求権の有無について判断したもの)

- ① 大阪地裁H25.4.16決定(大飯仮処分)却下
- ② 福井地裁H26.5.21判決(大飯本訴)認容
- ③ 佐賀地裁H27.3.20判決(玄海MOX燃料使用差止)却下
- ④ 福井地裁H27.4.14決定(高浜仮処分)認容
- ⑤ 福見島地裁H27.4.22決定(HI内仮処分)却下
- ⑥ 福井地裁H27.12.24決定(高浜仮処分異議)却下
- ⑦ 大津地裁H28.3.9(高浜仮処分)認容
- ⑧ 福岡高裁宮崎支部H28.4.6(HI内仮処分)抗告棄却
- ⑨ 福岡高裁H28.6.27(玄海MOX燃料使用差止)控訴棄却
- ⑩ 大津地裁H28.7.12決定(高浜仮処分異議)原決定認可

4勝6敗(福島第一原発事故前(は、2勝36敗))

現在の原発差止め請求訴訟

2017.2.4
第45回公害環境デー

新訴訟が続々と提起 原発差止め訴訟

滋賀弁護士会 井戸謙一

新訴訟が続々と提起

- ⇒H27.12.25 新もんじゅ(東京地裁・行政訴訟)
- ⇒H28.3.11 伊方1~3号(広島地裁・仮処分)
- ⇒H28.3.11 伊方3号(広島地裁・仮処分)
- ⇒H28.4.14 高浜1、2号(名古屋地裁・行政訴訟)
- ⇒H28.5.31 伊方3号(松山地裁・仮処分)
- ⇒H28.6.10 川内1、2号(福岡地裁・行政訴訟)
- ⇒H28.6.29 伊方3号(大分地裁・仮処分)
- ⇒H28.9.28 伊方2、3号(大分地裁・本訴)
- ⇒H28.12.9 美浜3号機(名古屋地裁・行政訴訟)
- ⇒H29.1.27 玄海3、4号(仮処分)

2016.3.9大津 地裁決定発令



大津地裁決定の特徴

- 1 福島第一原発事故を踏まえた判断枠組論
- 2 差し止めた理由
 - (1) シビアアクシデント対策の不備(設計思想)
 - (2) 基準地震動700ガルの不十分(平均像でいいことの説明ができないない)

3 特徴

- (1) 大津波の恐れ
- (2) 使用済み燃料ピットの安全性不十分
- (3) 実効性のある避難計画がないこと

6

避難計画の問題

福島第一原発事故後の法律改正

- 福島第一原発事故の経験に照らせば、「国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要であり、この避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか、それ以上に、過酷事故を経た現時点においては、そのような基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生しているといつてもよいのではないか」

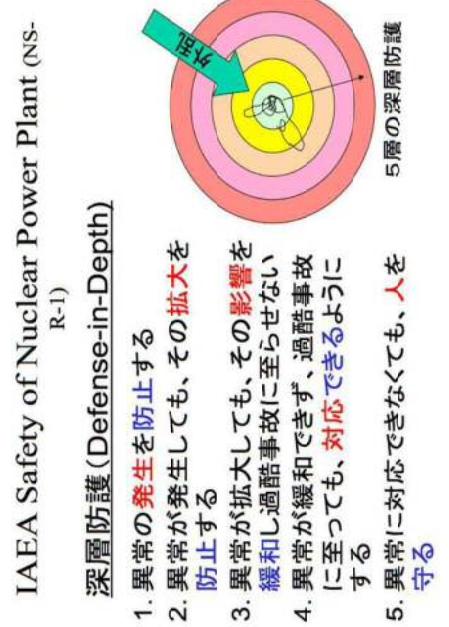
【原子力基本法】

第2条 安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として行うものとする」

【原子力規制委員会設置法】

第1条 (原子力規制委員会の職務は)「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定する」と

深層防護の考え方 1層～5層それぞれが独立して求められる (前段否定・後段否定)



9

住民の申立てを却下した決定はどう言つたか？

【川内原発鹿児島地裁決定】 本件避難計画等には、現時点において、一応の合理性、実効性を備えているものと認められるのが相当である。 ↑ 市民の常識に反する！	【高浜仮処分異議審福井地裁決定】 本件原発等には、炉心損傷、炉心溶融に結び付く危険性については社会通念上無視し得る程度にまで管理されているということができるから、炉心損傷、炉心溶融が生じた後の対策等に関する主張について判断するまでもなく…… ↑ 深層防護の考え方方に反する！	【高裁宮崎支部決定】 避難計画を規制の対象にするか否かは立法政策の問題である。策定された避難計画が合理的である限り、規制の対象などないとしても違法ではない。 ↑ 論理矛盾
--	--	--

10

大津地裁決定の意義と影響

【意義】

司法の力で初めて運転中の原発を停止させた。
隣接県の住民の申立てにより隣接県の裁判所が原発を停止させた。

【影響】

司法に対する期待の高まり→新たな提訴
市民運動や良心的な専門家に対する励まし効果→島崎発言

司法リスクを認識した事業者

恥ずかしい却下決定・判決の手法

・福井地裁異議審決定(H27.12.24)→争点隠し決定

都合の悪いことは判断しない。

・福岡高裁宮崎支部決定(H28.4.6)→論理捻じ曲げ決定

火山ガイドの定めは、火山の噴火の時期及び規模が相当前の時点での確に予測できることを前提としている点において不合理
(VEI7以上の破局的噴火のようない歴史時代において経験したことがないような規模及び性質の自然災害の危険性については、その発生の可能性が相当の根拠をもって示されない限り、原発の安全性確保の上で自然災害として想定しなくても、当該原発が安全性に及けるということはできない。

※【火山ガイド】完新世(過去1万年)に活動を行った火山は将来活動の可能性のある火山とする。第4紀(過去258万年)火山のうち、完新世に活動を行っていない火山については将来の活動可能性が否定できない火山とする。

・浜岡原発静岡地裁判決(H19.10.26)→根拠のない希望的観測判定

このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない。

11

12

司法の変化をもたらしたもの (主体面)

- 1 市民運動の盛り上がり
- 2 弁護士の努力
 - (1) 脱原発弁護団全国連絡会議の結成
 - (2) 原発問題専属弁護士の登場
- 3 専門家・匿名専門家の協力
 - 原発安全神話の崩壊

13

原発必要神話の崩壊

電力会社	最大需要日 (11~12時)	最高 気温 (℃)※1	最大需量 (万kW)	供給力 (25kW)	予備率 (%運転) (万kW)	供給力 (運転) (万kW)	予備率 (%運転)	
北海道電力	8月5日(水)	34.5	447	556	24.5%	472	513	8.7%
東北電力	8月6日(木)	34.7	1,393	1,591	14.2%	1,445	1,524	5.5%
東京電力	8月7日(金)	37.0	4,957	5,371	8.3%	5,090	5,650	11.0%
中部電力	8月3日(月)	36.4	2,489	2,701	8.5%	2,597	2,716	4.6%
関西電力	8月4日(火)	36.4	2,556	2,904	13.6%	2,791	2,875	3.0%
北陸電力	8月7日(金)	33.9	526	599	13.9%	545	570	4.6%
中国電力	8月9日(木)	35.7	1,075	1,194	11.1%	1,128	1,207	7.0%
四国電力	8月7日(金)	34.5	511	553	8.2%	549	611	11.2%
九州電力※3	8月6日(木)	34.9	1,500	1,703	13.5%	1,643	1,693	3.0%
沖縄電力※3	7月2日(木)	32.8	151	219	45.1%	156	225	43.7%

※1 関西電力の最高気温は、最高気温日最高気温。
※2 関西電力に対するものは、本州と連系しておらず、離島がいたため予備率が高くなることがある。
※3 沖縄電力に対するものは、本州と連系しておらず、離島がいたため予備率が高くなる。

司法の変化をもたらしたもの(客観面)→ 原発問題のパラダイム転換

- 原発安全神話の崩壊
- 専門家信頼神話の崩壊
- 原発低コスト神話の崩壊
- 原発必要神話の崩壊
- 原発世論の圧倒的な変化
 - 国民党の反対

14

原発低コスト神話の崩壊

- 原発は不要(又は、必要性(は極めて小さい))
今後原発事故のリスクは誰も否定できない。
**「リスクを受忍せざる事由は、一概的には公益性と互換性、
原発はいずれも備えていけない!」**
- 廃炉、除染、損害賠償で20兆円以上
- 廃炉費用の国民負担の画策
- 損害賠償費用の国民負担の画策

15

トマス・コーベリエル氏(自然エネルギー財団理事長 スウェーデン・チャルマース工科大学教授)

- 導入量が急速に拡大したことにより、太陽光や風力で発電した電力の取引価格が一気に下がり始めている。太陽光発電では1kWh(キロワット時)あたり3円を切る価格で売買が成立する事例も出てきた。
 - フランスの大手電力会社Engieが行った調査では、2025年までに太陽光発電のコストが1kWh=1セントにまで低下し、ほぼタダ同然になる。原発は絶対必要ない、論争などバカバカしいほど、安くなる。
- 
- 2016.12月 都内で講演

原発に求められる安全性とは何か

- 原子力規制委員会→「絶対的安全性」ではない。他の科学技術と同じ「相対的安全性」である。



問題は、「相対的安全性のレベル」事故の深刻さ、原発に社会的必要がなければ、事故を起こさなくとも社会に大きな負担となることを起こす等に照らせば、その相対的安全性のレベルは、限界なく高くななければならない。

18

大津地裁決定後の経緯

- 2016.3.9 本件決定
- 2016.3.10 関電、高浜3号を停止
- 2016.3.12 関電、異議申立て、執行停止申立て
- 2016.6.12 大津地裁執行停止申立て却下
- 2016.7.12 大津地裁原決認可決定
- 2016.7.14 関電、大阪高裁に保全抗告・執行停止 申立て
- 2016.10.13 第1回審尋期日
- 2016.12.12 主張追加第一次期限
- 2016.12.26 主張追加第二次期限
- 2017.2月頃？ 決定

17

事業者側の狼狽

- 関経連角会長 2016.3.17 なぜ地裁の裁判官によって国のエネルギー政策に支障をきたすことが起ることか。こういうことができないよう速やかな法改正を望む。
- 関電ハ木社長 2016.3.18 記者会見
- 逆転勝訴したら住民に損害賠償請求「検討対象に」
林幹雄経済産業大臣(H28.4.1衆議院経済産業委員会)
- (原発運転の可否を定めるについて地裁の仮処分という場がふさわしいのかという質問に対し)「危機感を持っておりまして、どういう対応ができるかどうかも含め、検討してみたいと思います。」

関経連森会長(H28.7.13)記者会見

- 「こうした司法リスクは限りなく小さくする必要がある」「資源エネルギー庁も大きな問題意識をもつており、連携したい」

19

高裁決定後の見通し

住民が勝った場合

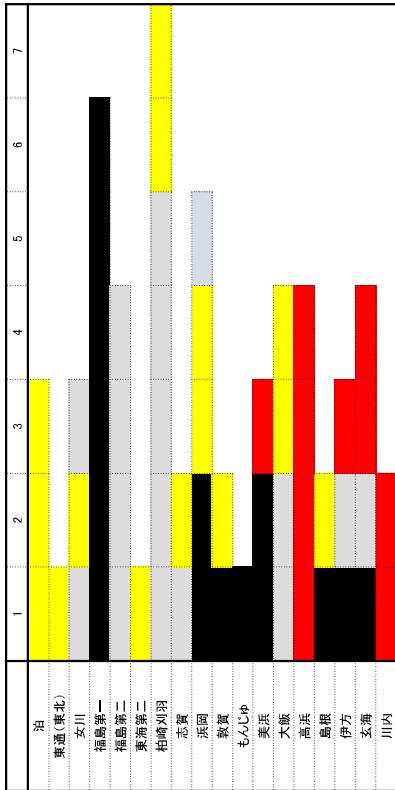
- ① 影響は大きい。伊方3号機仮処分事件に与える影響大
- ② 司法リスクの極大化→法改正の動きが活発化か
- ③ 関電は特別抗告OR許可抗告

- 特別抗告は無理
- 許可抗告は？ 許可されるか？最高裁はどうするか？
- 市民運動に限りない励まし
- 決定的な流れを作る。

住民が負けた場合

- ① 他の訴訟に与える悪影響は否定できない（もつとも質による）。
- ② 原発反対の世論は簡単に変わらない。

原発の現況（本日現在）



21

(建設中・計画中)
東通(東北)
大飯
美浜3号
上関
敦賀3・4号
川内3号

合格
審査中
申請未了
停止
合計
10機
15機(1機)
17機
15機
57機

18

今後のスケジュール

- 2017.2月ごろ 高浜仮処分抗告審決定
- 2017.2月～3月 玄海仮処分決定
- 2017.3月～5月 伊方仮処分の決定3件
- 川内はまだこれから！
- 柏崎刈羽は当分動かない。

- **市民の力と政治の力と司法の力で、原発のない社会へ！**

順位	原発サイト	号機	事業者	運転開始	年数 (2017.2月現在)
1	敦賀	1	日本原電	1970.03	46.11
2	美浜	1	関西電力	1970.11	46.03
3	福島第一	1	東京電力	1971.03	45.11
4	美浜	2	関西電力	1972.07	44.07
5	島根	1	中国電力	1974.03	42.11
6	福島第一	2	東京電力	1974.07	42.07
7	高浜	1	関西電力	1974.11	42.03
8	玄海	1	九州電力	1975.01	42.01
9	高浜	2	関西電力	1975.11	41.03
10	福島第一	3	東京電力	1976.03	40.11
11	美浜	3	関西電力	1976.12	40.02
12	伊方	1	四国電力	1977.09	39.05
13	福島第一	5	東京電力	1978.04	38.10
14	福島第一	4	東京電力	1978.10	38.04
15	東海第二	1	日本原電	1978.11	38.03
16	大飯	1	関西電力	1979.03	37.11
17	福島第一	6	東京電力	1979.10	37.04
18	大飯	2	関西電力	1979.12	37.02
19	玄海	2	九州電力	1981.03	35.11
20	伊方	2	四国電力	1982.03	34.11

22

原発の老朽化ランキング

24

井戸謙一弁護士のご紹介

＜略歴＞東京大学教育学部卒。1975（昭和 50）年司法試験に合格され、1979 年 司法修習生を経て、神戸地方裁判所に判事補として任官され、以後、甲府地方裁判所、福岡家庭裁判所小倉支部、大津地方裁判所彦根支部、大阪地方裁判所（大阪高等裁判所判事職務代行）、山口地方裁判所宇部支部（支部長）、京都地方裁判所、金沢地方裁判所（民事部総括）、京都地方裁判所（民事部総括）、大阪高等裁判所を歴任され、2011 年 3 月に退官されました。☆志賀原子力発電所 2 号原子炉運転差止め請求事件で、2006 年に住民勝訴判決を言い渡されました。福島原発事故前、稼働原発運転差止め判決を下したただ一人の裁判長でした。

現在は、滋賀県弁護士会に所属し、彦根市内の法律事務所にて弁護士としてご活躍されています。多くの原発訴訟で、住民側の弁護団としてご活躍され、2016 年大津地裁の高浜原発仮処分事件決定で弁護団長として勝訴を勝ち取っています。詳細はご講演にて。

＜福井原発訴訟（滋賀）弁護団長としての挨拶＞（ホームページより抜粋）

福島第一原発事故から 5 か月もたたない 2011 年 8 月 2 日、私たちは、関西電力を相手取り、大津地裁に、原発の運転差止めを求める仮処分を申し立てました。

以来、日本原電に対する敦賀原発運転禁止仮処分、国に対する大飯原発の定期検査終了証交付差止め請求訴訟、関西電力に対する美浜・大飯・高浜各原発の運転差止め請求訴訟、高浜 3、4 号機運転禁止仮処分等を申し立て、若狭湾沿岸の原発をなくすための努力を続けてきました。それは、ひとえに、福島第一原発事故のような事態を若狭湾沿岸で起こさせてはならないという思いからです。滋賀県の豊かな自然、近畿圏 1400 万人の命の源である琵琶湖を放射能で汚すことなく、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

2016 年 3 月 9 日、大津地裁は、高浜 3、4 号機の運転禁止を命じる画期的な仮処分を発令し、高浜 3 号機は運転を停止しました。これを梃子（てこ）に、若狭湾の他の原発、そして全国の原発を廃炉にさせるための闘いを強めなくてはなりません。

裁判は、法廷の中だけでは勝てません。国策に抵抗して原発の運転を差し止めるのは裁判官にとって重大な決断です。その決断を支持する広範な人々の声が裁判官の背中を押すのです。

2016 年 3 月 18 日、関西電力社長の八木誠氏は、記者会見で、今回の高浜原発仮処分決定が覆った場合には、仮処分の申立人に対して損害賠償を請求することもあり得る旨の発言をしました。今回の仮処分は滋賀県内の 29 名の人々が申し立てました。関西電力は、高浜 3、4 号機の運転が止まった時の損害は 1 日 3 億円であると説明していますから、仮に高浜 3、4 号機が 1 年止まれば、請求額は 1000 億円を超えることになります。これは、関西電力の反原発運動に対する恫喝です。高浜 3、4 号機の運転差止めを命じたのは、裁判所です。裁判所は、1 年間にわたって審理し、関西電力が主張立証する機会も十分与えたうえで差止めを命じたのです。万が一、関西電力が申立人の人たちに損害賠償請求訴訟を起こしても、裁判所がそれを認める可能性はほぼありません。しかし、提訴すること自体、社会的責任のある大企業がすべきことではありません。29 人の申立人らを守り、関西電力が提訴できないように追い込むためにも、私たちの裁判に対する広範な人たちの支援が必要です。是非、よろしくお願ひいたします。

2016 年 3 月 23 日

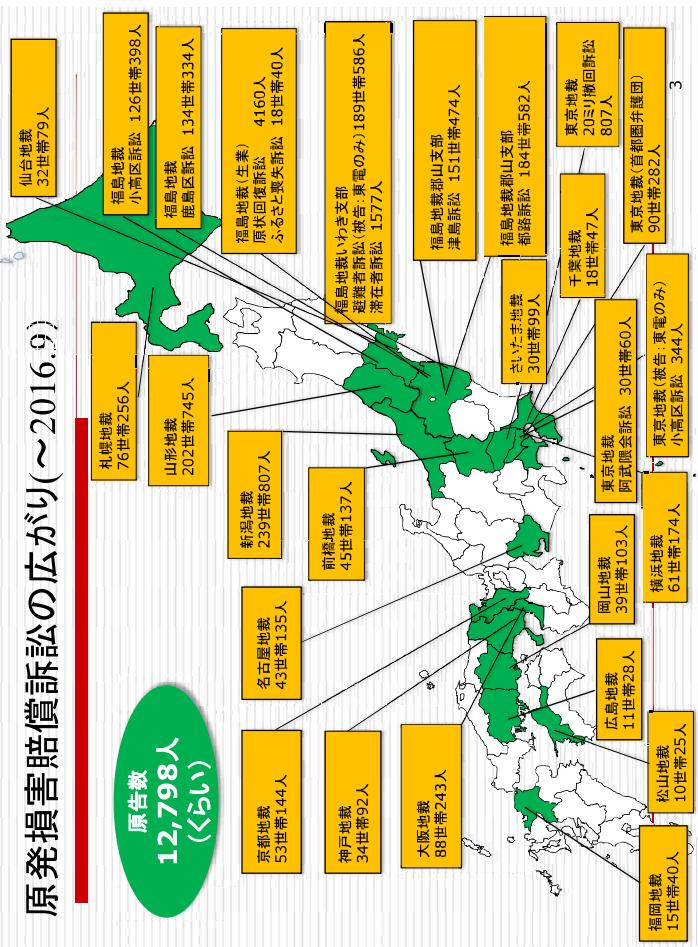
福井原発訴訟（滋賀）弁護団長 井戸 謙一

福島原発事故を原因とする 損害賠償請求訴訟の現状と展望

2017年2月4日
原発賠償関西訴訟弁護団
弁護士 白倉典武

原発損害賠償訴訟の広がり(～2016.9)

**原告数
12,798人
(くらいい)**



訴えを提起した時期 各地の状況

平成24年12月3日	福島地裁いわき支部	避難者訴訟
平成25年3月11日	福島地裁いわき支部	滞在者訴訟
"	福島地裁(生業)	原状回復訴訟
"	千葉地裁	
"	東京地裁(首都圏弁護団)	
平成25年5月30日	福島地裁(生業)	
平成25年6月21日	札幌地裁	
平成25年6月24日	名古屋地裁	
平成25年7月23日	山形地裁	

各地の状況

各地の状況

訴えを提起した時期

平成25年9月11日	新潟地裁
"	前橋地裁
"	横浜地裁
平成25年9月17日	京都地裁
"	大阪地裁
平成25年9月30日	神戸地裁
平成26年3月3日	仙台地裁
平成26年3月10日	東京地裁
"	さいたま地裁
"	岡山地裁
"	松山地裁

5

審理の進行状況

- ◆ 前橋地裁
今年3月17日 判決
- ◆ 千葉地裁
今年1月31日 結審
判決待ち

審理の進行状況

- ◆ 福島本庁(生業)
今年3月21日 結審か?
- ◆ 京都地裁
今年9月29日 結審予定
来年3月 判決予定

審理の進行状況

- ◆ 東京地裁(首都圏)
 - 今年秋頃 結審か?
 - 来年3月 判決か?

- ◆ 福島地裁いわき支部(浜通り)
 - 今年秋頃 結審か?
 - 来年3月 判決か?

展望

- ◆ 来年度中に6地裁で判決が出ると想定される

＜原発賠償関西訴訟原告団の訴え＞
お支えくださる皆さんへ

原発被害者訴訟原告団全国連絡会 共同代表

原発賠償関西訴訟原告団 代表

東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream（略称：サンドリ） 代表

森松明希子

福島から大阪に母子で避難中の森松明希子です。

3・11の震災から6度目のお正月でしたが、震災後初めて、年末年始を福島の自宅で過ごすことができました。大阪市ボランティア・市民活動センターと市民フォーラムおおさかが出してくださいました里帰りボランティアバスにご乗車の皆さん方に子どもたち二人も助けていただいたおかげで、無事、大阪一福島の往復ができました。

このバス内でしか会えない避難者同士の交流や近況報告も、いつも長きにわたる避難生活を送る私たち避難者にとりましては、同じような状況の避難者同士、安心して本音が語れる貴重な「場」ともなっていまして、家族離散の困難な状況を乗り越えているのは我が家だけではないということもまた、大変な励みとなっています。本当にいつも感謝です。

右の写真は2017年1月1日@福島県郡山市の自宅から撮影したものです。ぜひご覧いただけましたらと思います。約1年前に出現した福島の自宅前のフレコンバッグ（核のゴミ袋詰め）。1年経っても、挑戦的に鎮座するフレコンバッグ。我が家玄関出たら視界に飛び込んできます。ここは福島県郡山市、思いっきり市街地です。

この前を春には新一年生になる我が子を何の防護策もせずに毎日無防備に通学させようとは、どうしても私は思えないのです。

私は誰よりも「福島」と向き合っていると自负しています。3.11以降、毎日が「今日も避難を続ける」という決断の連続なのです。

「フレコンの 前で子育て わたし無理」



まだ言ってるの？
いつまで避難って言いつづけるつもり？

写真は、福島の自宅前に積まれたフレコン

もう移住だよね？

家族で引越したら？

あの日から、1日も休まず向き合っているのです。誰よりも真摯に向き合っているという自負と自覚が私にはあるのです。

私は6年前の3.11当日、当時0歳と3歳だった子どもたちを育てる親として、小児甲状腺ガンは素人目に見ても原発事故の影響による多発にしか見えない丸6年後の今、この地で何の防護策もとらずに生活することは、私には考えられないというだけなのです。

他方で、福島県郡山市は強制避難区域には一度たりともなっていません。一見すると、人々はふつうに暮らしを営んでいるように見えるでしょう。福島に残り、仕事をしている私の夫もその中の一人かもしれません。「避難」は「保養」の最たるもの、と私は思っています。

つまり、「母子避難」という我が家の中の選択は、国家的な保護も救済も何一つ制度としても確立していない中での私にとっての最大限の被曝防護策であり、放射線被曝から免れ健康を享受する権利をただ、ひたすら実践しているだけなのです。

個人の尊厳を全うしながらの苦渋の決断でもある「避難」という権利の行使を、続けさせてほしい、そう思う年頭の私の思いがあります。健康を享受するという普遍的な権利の行使を妨害する権利は誰にもないと思うのです。今年も避難を続けなければならない現実があるから、その選択を続けようと思います。

原発国内避難民が避難を継続したいと発言することにますますプレッシャーを感じながら迎える福島原子力災害から6度目の正月ですが、原発避難者としての視座を据えた発信ができる限りで、できる範囲で続けたいと思うのです。

今年も避難を続ける必要性が、私にはおおいにあるので、避難を続けさせてほしいと思うのです。応援してくださる皆様方、ご理解とご協力をしてくださるすべての皆様方に心から感謝を申し上げます。

この問題について、

ご自分のこととして、

この国の未来のために、

次世代を担う子どもたちのために

ご一緒に歩み、ご尽力くださる全ての方々に、

心から感謝と敬意を込めて、

新年のご挨拶とさせていただきたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

新冊子「3.11避難者の声」完成!

当事者自身がアーカイブ

から6年避難の記録・記憶・避難者の声を私たちの手で残しました

原発事故避難者100人100様の「声」

こうして私は避難を決めた!

母子?家族?単身?それぞれの避難の選択

避難者の溢れる思いの詰まつた1冊です

来るべくして来る大災害に「備える」ための1冊となれば!

未来のために防災・減災そして災害時の教訓となりえる事実が満載!

あなたならどうする?

子どもを守るために苦渋の決断

当事者にしか分からぬあのとき経験したこと

何が起きていたのか事実をお伝えします

真実を語る声が風化し消えゆく前に伝えた!

後は何をより大切にしなければならないのか

この国で放射能と向き合うどうじゅう...

絶賛販売中!!!

3.11避難者の声
～当事者自身がアーカイブ～

東日本大震災避難者の会
Thanks & Dream

もくじ
◆避難者の「声」を届けませんか

3.11避難者の声
～当事者自身がアーカイブ～
3.11避難者の声(神戸ルミナリエ展示
(2014年12月4～8日)
東日本大震災4周年企画@梅田
(2015年3月4日～11日)
東日本大震災5周年企画@梅田
(2016年3月1日～11日)

- ◆映画の感想
- ◆意見陳述書
- ◆特別寄稿
- ◆手記
- ◆避難住宅問題
- ◆避難者いじめ問題
- ◆ラジオ放送
- ◆研究論文
- ◆避難者あるある575



冊子「3.11避難者の声～当事者自身がアーカイブ～」は無料ですが、できるだけ多くの方々に普及していくための費用として1冊500円程度のカンパをお願いしています。ご協力いただけましたら幸いです。

【頒布・注文受付中】

ご希望部数(お名前(あれば所属)、住所、電話、メールアドレスを明記の上、タイトルを(3.11避難者の声冊子希望)とし、下記までご連絡ください。
サンドリ・ブックレット係 冊子専用注文メール sandori2017@gmail.com

東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream
BLOG: <http://sandori2014.blog.fc2.com/>
MAIL: sandori2014@gmail.com

郵便振替: 記号 14170 番号 58568201
加入者名: 東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream
ビガニホンダンシソサイハナジカサンクスアンドドリーム



東日本大震災避難者の会
Thanks & Dream

今年も開催します！

東日本大震災6周年企画@梅田

阪急梅田三番街

2017年3月11日、東日本大震災から丸6年を迎えます。

皆様にとってどのような6年間でしたか？

私達サンドリは、3.11避難者の声を様々な形で、色々な場所で伝えてきました。
その度に、大きな反響をいただきました。6年が経ってもまだ避難し続けている現実、
3.11避難者の「想い」「声」を多くの方に知ってほしいと思っています。

入場無料

～阪急梅田三番街でのイベント期間～

2017年3月9日(木)・10日(金)・13日(月)の3日間 土日はお休みです。

時間 10時～18時(初日9日のみ12時から)

3.11避難者を囲んでフリートーク！

どなたもご自由にご参加ください。(定員15名・申し込み者優先)

時間帯はすべて13-15時です。(イベント会場は18時まであいていますのでゆっくりとご覧ください)
全日程とも、3.11避難の方が来られましたら、ぜひ積極的にお話し下さい。

【日程】

3月 9日(木) 13時～15時
3月 10日(金) 13時～15時
3月 13日(月) 13時～15時

避難するって
どういうこと?

話題提供
フリートーク
質疑応答

3.11大震災と
大災害からの
避難

ざっくばらんに、あの日のこと、避難のこと、
3.11からこの6年間の避難者の暮らし、想い、「声」を
どうぞお聞きください。おたずねください。
避難者に限らずどなたもご自由にご参加ください。
皆さまのご参加を避難者一同、
心よりお待ち申し上げます。

ブックレット完成披露トーク
同時開催！！

☆サポート隊募集☆

イベント中の会場の見守りサポートを募集しています。10-13時、12-15時、15-18時のシフト制で、一日だけでも可能ですのでお手伝いしてくださる方、お気軽にご連絡ください。老若男女、避難者、ご支援の皆さん問わず大募集です。多くの皆さんに関わりながら、避難者の「今」を知っていただけましたらと思います。

〈お問い合わせ先〉

東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream
【梅田展示会お手伝い】係
メールアドレス sandori2014@gmail.com

※東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream とは、
避難者が主体的に活動し、お支え下さる方々へ感謝することを忘れず、
避難者の「今」を真摯にお伝えすることによって社会貢献につながる
活動を自発的・能動的に行う3.11避難当事者団体です。

参加メンバー
随時募集中！

ご寄付・カンパのお振込先

ゆうちょ
銀行

記号 14170 番号 58568201

加入者名 東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream
(ヒガシニホンダイシンサイヒナンシャノカイサンクスアンドドリーム)

ノーモア・ミナマタ近畿第二次国賠訴訟の原告団よりの訴え

原告団世話人 石山千津恵

1, 私は1945年（昭和20年）、熊本県天草郡新和町大多尾で生まれました。大多尾は、不知火海に面した、漁業の盛んな地域でした。

私の実家（父）は、新和町の網元をしており、私は、幼い時から、水俣沖や不知火海で獲った、イワシ、アジ、タチウオ、サバ、イカ、エビ等の魚介類を毎日3食欠かすことなくたくさん食べて育ちました。

新和町大多尾は、水俣湾の北西対岸に位置しており、対岸にはチッソの水俣工場から出る煙が見えしていました。

子どもの頃、海に白くなった魚の死骸が浮いているのをよく目にしていました。

私は、中学校を卒業後、実家の煮干し製造の仕事を2年ほど手伝った後、昭和38年から4年程、美容師の資格をとるために、新和町を離れたことはありますが、昭和52年に大阪府泉南郡熊取町に転居するまでの間、新和町で生活をしていました。

私は美容学校で学び技術を身につけた後、美容師として働くようになりました。

2, ところが、徐々に身体の不調が現れてくれました。

足がしびれて歩けなくなったり、こむら返り、手足のしびれ、つまずきやすい、頭痛等の症状が出てきました。

色々な病院の検査を受け、脳波の検査を受けたり、時には祈祷を受けたりしましたが、原因は一向に分かりませんでした。

症状の方は、年々、多岐にわたり、悪くなっています。

例えば、私は、全身の感覚が鈍くなっていますが、特に両手足先の感覚はほとんどなくなっています。

手足の感覚が鈍いため、手先を上手く使うことができず、箸や食器や櫛などを落とすこともしばしばあります、手に力が入らず、ペットボトルのキャップが開けられず、お客様のシャンプーも満足にできなくなりました。熱いお湯を使っていても熱さがよく分からず、熱いと指摘されることも多々あります。

そのため、美容師の仕事が満足にできなくなってしまいました。

手足の感覚が鈍いため、骨折や捻挫の発見や治療が遅れることもありました。手の中指を骨折しても痛みをほとんど感じず、気付いた時には、指の骨が骨折して曲がったまま固まっていたことがあります。また、足首を捻挫しても、痛みをあまり感じないため、足首がパンパンに腫れて初めて気付くこともあります。

さらに、私は身体がふらつき、片足立ちは全くできません。平地何もない所でもよく躓き、転倒して入院したことや、手首を骨折したこともあります。

こむら返りはほぼ毎日のように起こります。少し歩いただけなのに、動けなくなることがあります。車を運転していてこむら返りが起こると、とても運転はできなくなってしまいます。こむら返りは20分くらい続くこともあります。

あと、患者会の検診の結果、視野がかなり狭くなっていることも分かりました。その影響であると思いますが、私は、以前から道で歩いていて、安全を確認したにもかかわらず、自動車等とぶつかりそうになる等、ヒヤッとすることが多く、車を運転して接触事故も起こしたこともあります。

ました。

私は、歩くこともままならず、又、車の運転も、ごく短時間、家のすぐ近くを、周りに注意しながら、運転する程度のことしかできなくなりました。

ここ数年は、舌がもつれて言葉を上手く紡げなくなっていました。本日も、何かと聞き辛いところがあろうかと思いますが、ご容赦のほどお願いします。

3、私は、被害の補償を求め、水俣病被害者救済特措法による救済を申請しましたが、治療費が無償になる被害者手帳の対象とはなりましたが、一時金の支給対象とはなりませんでした。

特措法を申請したときの、国の検診の医師の検査は、後に患者会で受けた検診と比べて、非常にいい加減なものでした。首筋をいきなり針状の物で突いてきて、痛いと言うとそれで終わり、口の周りの検査もしませんでした。「歩いて下さい」と言われて数歩歩かされて終わり、膝の検査をぼんぼんとするだけで、片足立ちの検査もせず、ほんの3分もたたない内に終わるようなものでした。

私は、このような検査に基づき、一時金支給の対象から排除されたことを到底受け入れることができませんでした。

裁判の原告になると救済対象から外す、被害者手帳を返上しなければ裁判できないということでしたが、私は、被害者手帳を返上しても、水俣病の被害者として認めてもらうために裁判をすることを決意しました。

4、患者会の検診では、いずれの症状も水俣病によるものとの診断結果が出ました。この時の検診は、50分程度時間をかけて、様々な検査を丁寧にしていただきました。私を苦しめてきた原因がようやく分かり、非常に感謝しています。

5、私が生まれた天草の新和地域は、行政が一方的に決めた対象地域外という線引きにより、魚は汚染されていないとして多くの人が救済から取り残されてきました。水俣湾の海水も対岸の天草付近の海水も同じ不知火海の海水で、魚も回遊をします。海には線引きはできません。行政の線引きには、何の根拠もないと思います。

私の周りでも、様々な症状に苦しみながら救済されていない人がたくさんいます。不知火海沿岸地域からは、昭和30年40年代に非常に多くの人が、関西方面にも移住しています。特措法のことも知らず、多くの被害者が症状に苦しみながら、水俣病だと知らないまま放置されている状況です。

これまで、国や県が、きちんとした健康調査や検査を実施してこなかったからです。このままでは、不合理な線引きや検査により多くの被害者が切り捨てられ、県外被害者の多くが、症状に苦しみながら、放置されてしまいます。

私は、被害に対する補償を求め、又、不合理な線引きや検査により排除された多くの被害者や、県外居住の多くの被害者の救済を求め、この度、裁判を起こすことを決意しました。今、どうして、近畿で水俣病の裁判を起こさなければならなくなったのか、どうかご理解いただきたいと思います。そして、水俣病の被害者が、全て救済されますよう、裁判所の公正な判断をお願いしたいと思います。

6、ノーモアミナマタ近畿訴訟の原告は、今度の2月8日の第8陣提訴で、原告数が120名を越えます。熊本では原告は既に1200名を越えています。また東京でも60名を越える原告

が救済をもと めて裁判をしています。

国や県またチッソは、水俣病問題は解決した、もう被害者はいな いとの姿勢で、裁判所での判決により原告らが水俣病被害者である ことを認めさす以外には、解決と救済の道は開けない状況です。

そのためには、法廷の内と外の両方で、皆さんの支援が、どうしても必要です。

県外に居住する被害者も含めて、全ての水俣病被害者の救済のために、どうかよろしくお願ひします。

以上

これからの アスベスト対策のたたかい

大阪アスベスト対策センター
伊藤泰司

事件にかかる

- ・ 泉南アスベスト訴訟の勝利の一方で、
- ・ 大阪府立金岡高校の耐震補強工事であらわれた、青石綿露呈、飛散事件
- ・ 堺市の市有建物の煙突ハシリ茶石綿飛散事件
- ・ それぞれの、第三者委員会の委員を務める

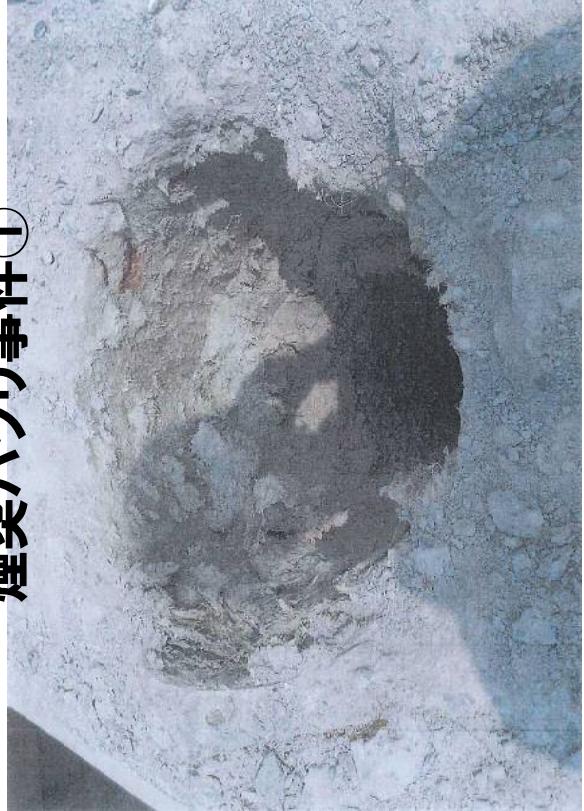
2
30

大阪府立金岡高校事件



4

堺市北部地域整備事務所 煙突ハツリ事件①



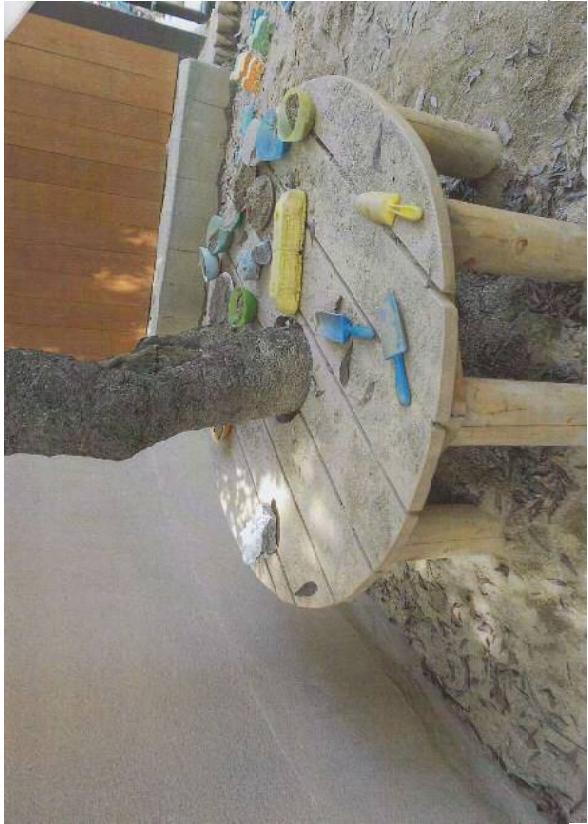
5

煙突の本体はアスベストト

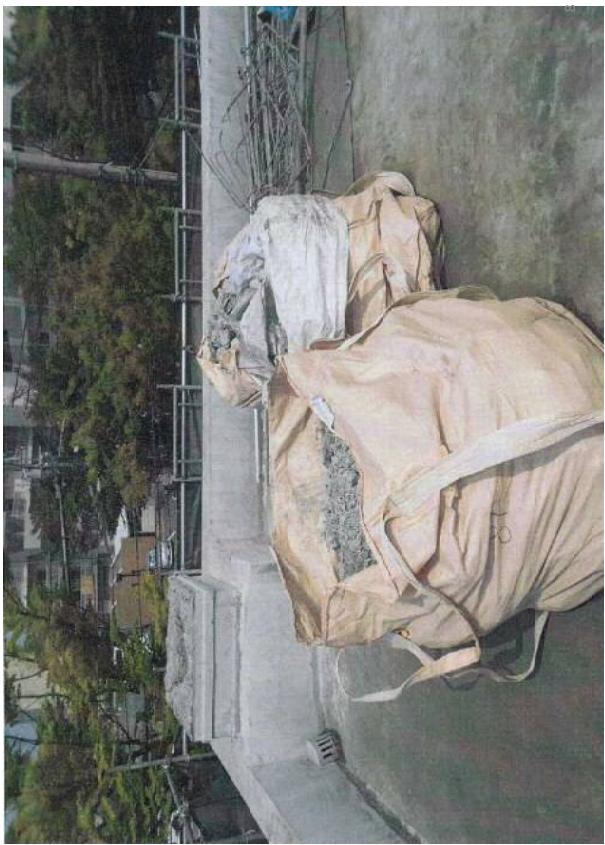
- ・肉厚5cm内径30cm、長さ90cmの、
茶石綿80%から90%のカボスタッフとい
う製品。
- ・これをコンクリートで覆ったものが煙突。
- ・アスベストの除去が済んでから解体する。
・大原則。
- ・古い煙突は内部が劣化し大気中にアスベ
ストを飛散させる。火をたかなくても煙
突内は空気が上昇する。

6

煙突ハツリ事件②



煙突ハツリ事件③



7

解体前石綿の存在伝えず
堺市幹部ら容疑で書類送検へ

大阪府警立件なら法改正後初か

国交省は、280万棟の建物に アスベスト残存と言うが

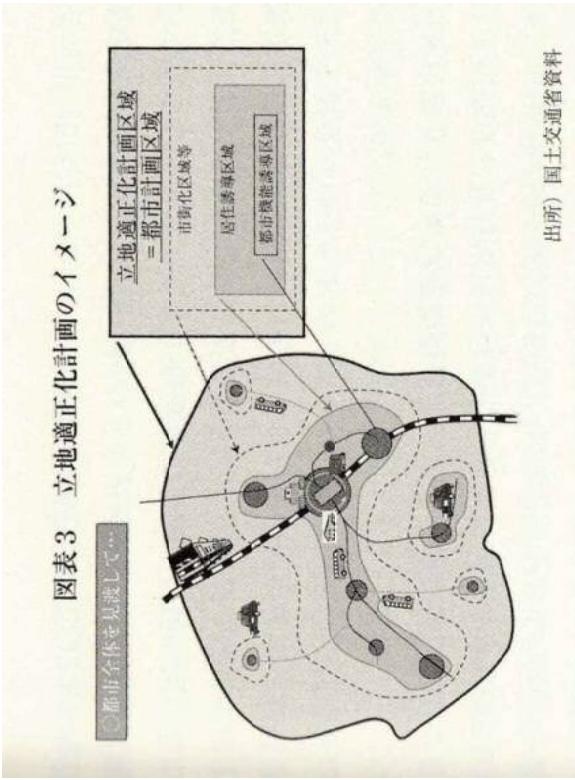
- ・これは民間の建物のことであり、国土交通省は「建築物石綿含有建材調査マニュアル」を出して各自治体に「アスベスト台帳」をつくるよう指導している。しかし一向に動かない。
- ・ところで公共の建物が危ない。

10

公共施設の再編が焦点になっている



人口減少時代のコンパクトシティー



12

総務省を先頭に

- ・ 街の中心部の公共施設を解体し、
- ・ タワーマンションを建て
- ・ 周辺部の病院、介護施設の統合
- ・ 保育所の統合などを進める
- ・ コンパクトシティーブル
- ・ 総務省を先頭に各省が、インセンティブを与えて…。

13

公共の建物はどれくらいあるか

- ・ 小学校 ……20,852(私学含む)、中学校10,557(私学含む)、高校4,963(私学含む)、幼稚園12,905(私学含む)
- ・ 大学短大……国公立196、私学937
- ・ 学校合計 国立405、公立39,990、私立15,701
- ・ 幼稚園 公立4,714、私立8,142
- ・ 病院・診療所 (公立のみ)5,381棟
- ・ 公営住宅 (公立のみ) 134,808棟
- ・ 役所 (自治体のみ) 13,735棟
- ・ ホール・公民館・体育館(自治体のみ)…197,119棟
- ・ 福祉施設(自治体のみ)24,287
- ・ 消防署 6,176
- ・ 警察 6,226 警察庁含まず
- ・ これらの合計…432,841
- ・ 国の役所含まず、国立病院含まず、ほかに保育所
- ・

14

公共の建物

	國立	公立	計	民間	総計
小学校	72	20,302	20,374	227	20,601
中学校	73	9,637	9,710	774	10,494
高校	15	3,589	3,604	1,321	4,925
大学短大	81	96	177	600	777
高専	51	3	54	3	57
幼稚園	49	4,127	4,176	7,076	11,252
保育所	11,510	11,510	11,210	22,720	
病院	329	1,227	1,556	6,924	8,480
診療所	541	3,583	4,124	96,871	100,995
公営住宅		134,808	134,808		134,808
役所		13,735	13,735		13,735
自治体公民館など		197,119	197,119		197,119
消防署		6,176	6,176		6,176
警察		6,226	6,226		6,226
				0	
	1,211	412,138	413,349	125,006	538,355

検察庁、国税庁、農水省、国交省、自衛隊……?
地裁、家裁で50、簡易裁判所438、高裁8+1、最高裁1で498

33

- アスペスト飛散事件の表に出るのは
公共の施設が多い
- ・ 國土交通省は、公共の建物の対策は、「済ん
でいる」という認識。
- ・ しかし、自治体交渉では、10年前の「吹き付
け台帳」の話をして、「頑張ってます」と平然
と答えている。
- ・ 例えば学校では、教頭の代替わりで、「ここは
囲い込みが済んでいます」→「大丈夫」→「ここに
はアスペストはない」という認識。

15

自治体交渉の視点を変える

大防法をカバーする条例づくり

- 1 関係部署の職員の研修会を開け。
(建設局、建築指導課、医務、教育委員会、環境局、水道局、消防局)。内容は、石綿の被害を知る。建物のどこにある。除去をどうする。……。
- 2 本気で、アスベスト台帳をつくらせる
再調査をやらせる構えで。消防局との懇談、地方税課の協力
- 3 石綿含有建材調査者の配置
- 4 大気汚染防止法をカバーする条例づくり

17

- 1 レベル3建材も掲示する。180平米以上
・掲示の工夫
・掲示だけでなく、近隣説明会を開かせる
・罰則の強化。
- 2 惡徳業者の公表、事務所への立ち入り
・悪徳業者の公表、事務所への立ち入り
・境界域でのアスベスト計測の義務化
・石綿含有建材調査者の配置

18

レベル3の問題

- ・石綿障害予防規則でも、大気汚染防止法でもレベル3建材は、非常に軽く位置づけられている。
- ・解体でも掲示の義務はなく、申し訳程度の放水で、クラッシャーで潰している。防音シートの中で。
- ・湿潤化、手バラシ、割らない、マスク……できない事

レベル3の問題 ②

日本の用途別石綿使用量(1986年)



19

レベル3の問題 ③

- 建設労働者のアスベスト被害で一番多いのは、レベル3建材の加工によるのではないか。
- 屋根材、サイディング材、フレキシブルボード、ケイ酸カルシウム板、含有石膏ボード、含有Pタイル、スレート材、パイプ材……。
- 今後の被害も、レベル3建材の解体に係わるアスベスト飛散によるものが大きいのではないか。
- しかし、過去の法律も、現在の法律も、レベル3建材の位置づけを低くしている。

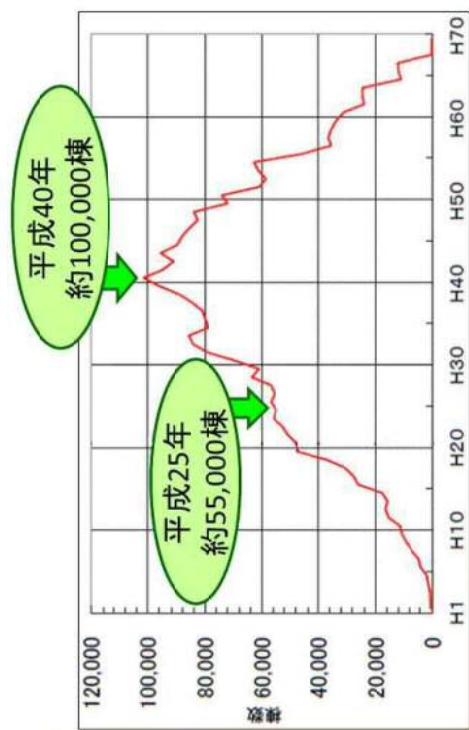
21

建設労働者にお願いしたいこと

- 建設アスベスト訴訟の勝利は前提だが、國交省**石綿含有建材調査者**の資格をたくさんの人にとってほしい。
- 住民運動と結びつく。専門家として眼をひろげる。自治体にも積極的にかかわる。
- 建設労働者対象の講習などをすすめ、知識と技術をレベルアップする。
- 自治体への公契約運動のレベルを上げる

22

医療従事者のとりくみとともにむすんで



民間建築物の年度別解体棟数（推計）

23

24

<国土交通省 社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会資料>

公害患者をめぐる状況とたたかい

～公害補償を守り、新しい救済制度の創設を求める運動について～

大阪公害患者の会連合会 上田敏幸

公害患者の現状と公害補償

大気汚染によってぜん息など呼吸器の病気になった患者の医療と生活を補償する公害健康被害補償法ができて42年になります。現在、公害病認定患者は全国で36,128人。(平成27年度末)1988年に「新規認定打ち切り」という制度の大改悪以後、ピーク時の10万人から減り続けています。(大阪府内:11,023人)。この法律は公害により健康被害を発生させた原因者=汚染者負担の原則に基づき、被害者の被った損害を賠償する制度で、その財源(323億9000万円)の80%は、大気汚染物質(SO₂)の排出量に応じて企業(固定発生源)から集める賦課金、残りの20%が自動車(移動発生源)の負担分として自動車重量税から拠出(78億1000万円)しています。

自動車重量税をめぐる問題

自動車重量税には、自動車を作つて儲けているメーカーでなく、ユーザーが負担しているという根本的な問題があるので、この税を自動車メーカーは以前からクルマにかかる税・車体課税として撤廃や抜本改革を求めてきました。中でも消費税の増税に絡んで車体課税の廃止を強く求めてロビー活動を展開。政府・与党を動かして自動車取得税の廃止(2017年4月予定)を認めさせました。

こうした動きに対し、私たち患者会も「患者の命綱=公害補償を守れ!」と税調メンバーへの要請行動などの活動を展開。平成25年度、26年度税制改正大綱に「原因者負担・受益者負担の性格等を踏まえる」と公害補償の財源確保を明記させ、28年度まで引き継がれてきました。

しかし、自動車メーカーは自動車重量税の廃止を諦めてはいません。この税が10年間の時限法で平成29年度末(2018年3月31日)に期限を迎えることから、再び「廃止」に向けた動きを活発化させることは必至です。もともと財界(経団連)は公害健康被害補償法ができた直後から制度の「見直し・改善」を求め、1979年の内部文書では「制度廃止(終えん)を目標に、段階的に改善を図っていく」と明記し、公害補償制度を無くすことに執念を燃やしていました。

公害補償を守りすべての公害患者の救済をめざす

私たち公害患者会は、公害裁判での被害住民の相次ぐ勝利、地方自治の革新と公害対策の強化などを受けて巻き起こった「公害なくせ!被害者救済!」の世論を味方に、財界を追い詰め、国に公害補償を創設させた当事者として、自らの権利と補償を守り抜くために死力を尽くしてたたかい抜きます。

また、28年前に大改悪されて、同じ病気になっても何ら救済されることなく今日まで放置されてきた、ぜん息などの呼吸器疾病の患者への新しい救済制度の創設を国に求める活動を並行して進めます。

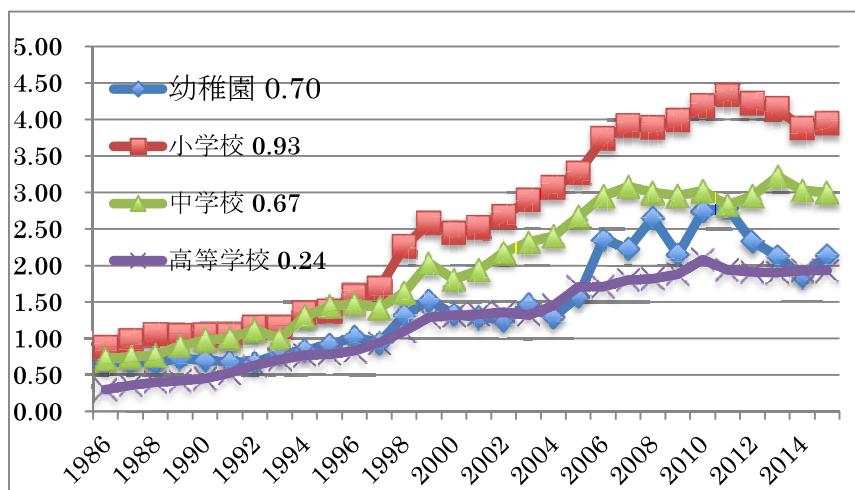
私たちが求める救済制度は、医療費の患者負担分をなくせというのですが、東京大気汚染公害裁判の和解によってぜん息患者の医療費無料化を実施した東京都では、9万人を超える患者が救済され、「安心

して医者にかかる」「仕事に復帰できた」など喜びの声が広がるとともに、重症化を予防して入院を減らすなど社会的費用（医療費など）を減らす効果も現れています。残念ながらこの制度は、2015年3月末で新規認定打ち切り、医療費の一部負担導入の改悪が強行されましたが、大気汚染による公害患者の救済は本来、国が行うべきものです。

新しい救済制度創設の意義と運動

1. 大気汚染公害をなくす活動と直結しています。公害指定地域の解除以降も道路沿道を中心に長く続いた環境基準を上回る大気汚染は、大量のぜん息等呼吸器疾病患者を生み出し、十分な治療を受けることができませんでした。大気汚染による被害の「生き証人」救済の活動は、NO₂やSPM、PM2.5などの大気汚染物質を低減を求める活動と結びつけることで、多くの市民との共同が広がります。
2. 「クルマ（自動車排ガス）が犯人」であることを証明した「そらプロジェクト」調査の結果に続いて、最近のサーベイランス調査でも大気汚染とぜん息発症との「有意な関連」が明らかになったことを広範な市民に知らせ、環境政策の転換、新しい救済制度の創設に向けた世論形成を図ります。
3. 東京都や川崎市の医療費助成は、都市圏を中心とする大量のぜん息等の呼吸器疾病患者の存在を浮き彫りにしました。また、制度は早期治療を促し、重症化を回避して社会復帰を後押しすることが明らかになっています。国による制度の創設は、国民の健康回復、働く意欲の醸成、医療費の抑制につながります。
4. 増加傾向にある中・高校生はじめ子どものぜん息治療の継続・健康回復に役立ちます。未認定患者救済の制度の創設は、「公害はなくなった、新たな患者は発生しない」として強行した二酸化窒素の環境基準緩和（1978年）と公害指定地域の解除（1988年）の誤りを明らかにすることにもなります。今年秋の通常国会に向けて、「国による新しい救済制度を求める請願署名」に取り組んでいます。皆様のご支援・ご協力をお願いします。

増える子どものぜん息（1985年～2015年） 文部科学省：学校保健統計より作表



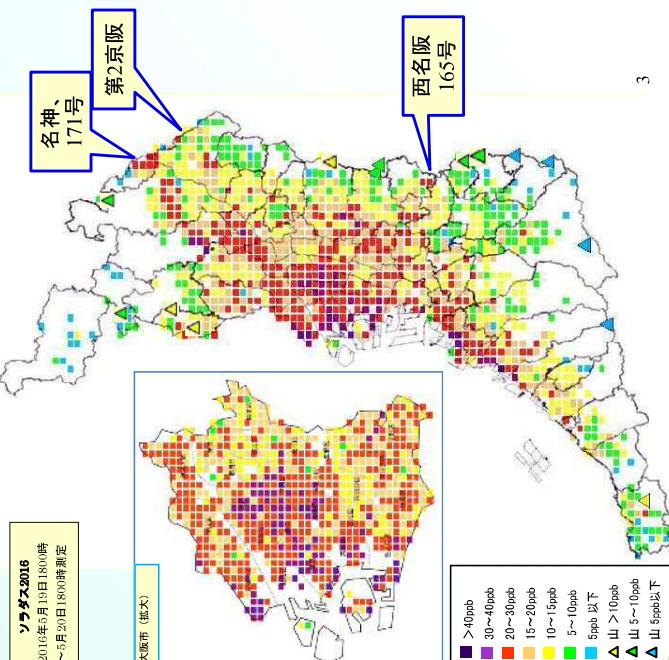
「ソラダス2016」の報告 (第8回 府民による大阪NO2といっせい測定 と健康アンケート調査運動)

- NO2測定の結果
- 健康アンケートの結果
- ソラダス2016が提起する課題

2017年2月4日
ソラダス2016実行委員長 西川栄一

メッシュシユ 結果のマップ 表示

■ 大阪市域の汚染濃度
が最も高く、そこを中心
に周辺府域へ広がる
■ 大阪市域の分布
汚染濃度の高い地域
・北区、浪速区、西区
・湾岸5区(西淀川、此花
、港、大正、住之江)



ソラダス2016の実施状況

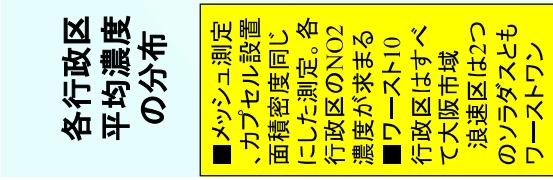
第8回ソラダス2016の実施状況

		参加団体	参加人数	カプセル数	設置アカウント数
メッシュシユ 測定	大阪市内	190	1,506	3,402	3,357
	大阪府域	158	1,627	4,049	3,625
	小計	348	3,133	7,451	6,982
自主測定	団体参加	30	1,237	2,520	2,243
	個人参加	1	2	13	4
	合計	31	1,239	2,533	2,256
	合計	379	4,372	9,984	9,238
					4,873

*) 行政区で実施されたに自主測定の数も含む
**) 有効データのみ集計

2

各行政区 平均濃度 の分布



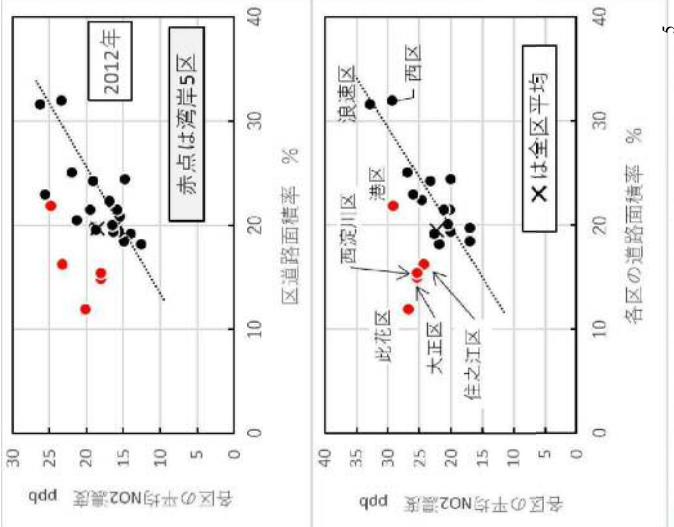
ソラダス2016

ソラダス2016

ソラダス2012

区域NO₂濃度 に対する道路 面積率の影響

- 道路面積率とNO₂濃度には相関があるが、間接的に大型車の交通量がNO₂汚染に影響していると見られる
- 湾岸5区は道路面積率の割にはNO₂が高い。大型車の交通量が多いのが原因。



港区自主測定データ
(国道43号と阪高17号が重なる沿道)



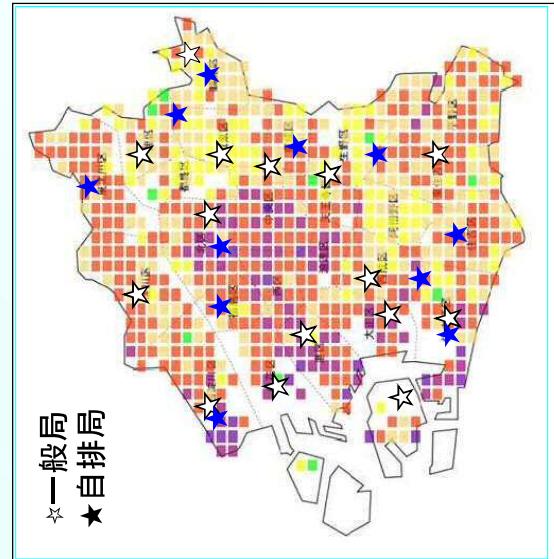
局所的に高濃度に汚染された地点の存在

- 局所的に高濃度汚染された地点があちこちに存在
 - * 港区、国道43号と阪高17号が重なり、中央大通りやなど通りが交差する地域周辺
 - * 浪速区、四つ橋線と千日前通の交差点に阪高1号と15号の交差点が重なる地点周辺

- * 吹田・茨木市、名神高速・中国自動車道・近畿自動車道、中央環状が重なる地点周辺、などなど
- * 住之江区南港、幹線道路沿道周辺、などなど。

- 高濃度地点の多くは自動車交通の多い地点、とりわけ大型車交通の比率が高い地点
 - 自動車排出ガス、中でもディーゼル車排出の影響大
- 湾岸域では港湾活動・産業活動とそれらに伴う大型車・重量車交通の汚染寄与

NO₂濃度分布と大阪市常時測定期の配置



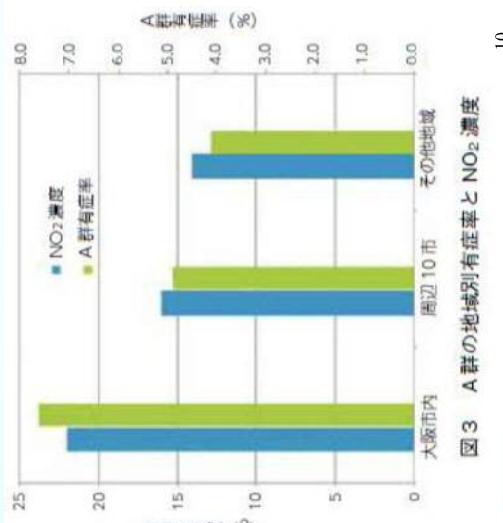
■ 浪速区、港区にはNO₂の測定期が置かれている
■ 大阪の現在の監視網は、高濃度スポットが的確に捉えられていない

NO2測定結果のまとめ

■大阪全体のNO2濃度分布

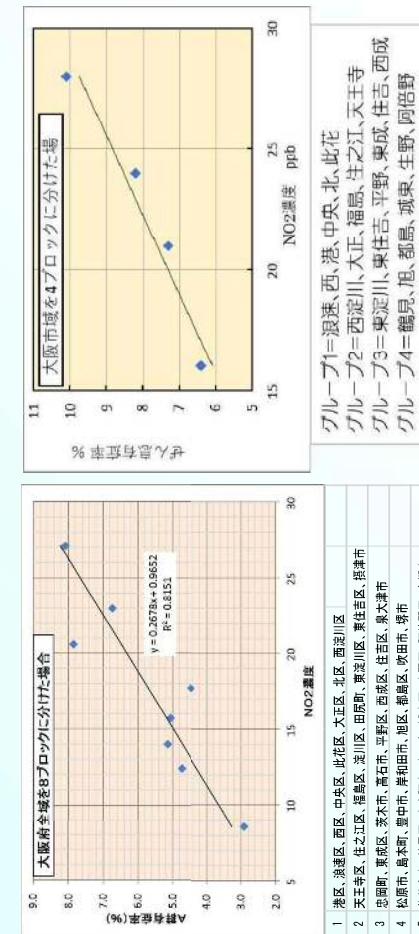
- ◇大阪市域を頂点に周辺へ広がる汚染分布が続いている。今回の測定では大阪市平均22ppb、隣接10市16ppb、その他府域14ppbであった
- ◇各行政区平均濃度では、高濃度はほとんど大阪市域行政区で占められる。とりわけ浪速、西、港、住之江は過去3回のソラダスで続けてワースト10に入っている。浪速、西は道路面積割合が高いこと、港など湾岸の区域では**港・湾・産業活動**、それによる大型車交通が多いことが影響
- 深刻な高濃度汚染の続く地域が存在する
港区の国道43号線と阪高17号線が重なって走行する地域沿道では、環境基準を超えて、80ppbにも達する深刻な汚染が続いている
- 湾岸地域はNO2濃度の高い地点が多い
湾岸域、埋め立て地での産業活動・港湾活動とそれらに伴う大型車・重量車の交通の影響が大きい
- NO2汚染には自動車排出ガスが決定的な影響
高濃度地点はほとんど例外なく自動車排出ガスとくにディーゼル大型車の排出ガスの影響が大きい

NO2平均濃度とぜん息有症率 1



ぜん息の判定
アンケートへの回答とともに日本アレルギー学会で議論されている「非専門医の適切な診断の基準」を参考に、呼吸器系医師が各症状に関する回答を基に審査した
A群：「ぜん息が確定」
B群：「ほぼ確定」
B群：「ぜん息の疑いがある」

NO2濃度とぜん息有症率 2



ソラダス2016のまとめ

- NO2測定で明らかになったこと
 - ◇大阪府、大阪市のNO2汚染分布の特徴が明らかになった
 - ◇NO2汚染の主要因は、自動車交通、及び**港湾活動など**湾岸域の産業活動と一緒に伴うディーゼル大型車交通
 - ◇環境基準を超える高濃度汚染地点が存在する
 - ◇現在の大気常時測定網では高濃度汚染が把握できていない
 - 健康アンケートで明らかになったこと
 - ◇NO2濃度とぜん息有症率との間には明らかなる正の相関
 - ◇道路沿道では、非沿道と比べ、ぜん息など健康障害有症率が高い
 - ◇全年齢層にわたりてぜん息患者が存在し、する
- ソラダス2016の結果が提起する課題
 - ◇自動車交通対策、港湾活動とそれに伴うディーゼル大型車交通の汚染对策の強化必要
 - ◇多数の健康被害者が存在する。とくに環境基準を超える高濃度汚染地點の健康調査の実施、医療費助成など健康被害償償措置が必要
 - ◇高濃度汚染を見逃さない大気常時監視の充実強化が必要
 - ◇市民の測定運動で環境行政を監視する必要

<淀川左岸線Ⅱ期工事>大阪市は環境保全に責任を　住民パワー45年の奮闘

中津リバーサイドコーポ環境を守る会 代表 廣瀬平四郎

利便性と自然を求めて入居

私たちが、当分譲住宅を購入した動機は、募集パンフレットに示されたキャッチフレーズ「大阪駅、梅田に10分以内、中津地区（約30万平方メートル）のうち、約5万平方メートルに今まで例のない14階建てを建設し、大阪市の都心高層住区の構想により、地区の再開発を目指します。北側は新淀川に面しているため広大な空間に恵まれ、通風もよく、眺望も格別であります。敷地の約3分の1（4000坪）の大緑地帯を有しています。」に惹かれてのことでした。

高架道路計画が

ところが、大阪市住宅供給公社は、1971年（昭和46年）1月末の入居1週間前、鍵の収受の際に高速道路大阪高槻線（高架道路）の計画を、初めて入居者に告げました。入居住民は、大阪市住宅供給公社の無責任な説明に怒りを爆発させ、同年5月9日第1回住民大会を開催して中津コーポ高速道路に反対する会を結成しました。以来45年間「淀川河畔に高速道路（都市計画決定後は公害道路）はいらない、淀川の自然や、私たちの住環境を守ろう」のスローガンのもと、運動を継続してきました。住民総ぐるみの運動が、淀川の自然と景観を守り、今でも4000坪の公園には樹木が生い茂り、四季を通じて多種多様な鳥・昆虫のオアシスになっています。

淀川は自然の宝庫

新淀川は、開削して100余年、淀川の堤は草花の宝庫となり、広大な葭原は野鳥たちの絶好の繁殖場所で、市民の貴重な憩の都市空間として大人・子供たちに自然の恵みを享受させてくれるだけでなく、日本の渡り鳥の生息地として重要な役割を果たしています。淀川の自然を守ってゆくためにも、次の世代に、このかけがえのない自然を手渡せるように頑張っていくことが、私たち住民の責務であると思います。

淀川左岸線2期事業とは 公団は不採算路線と判断し撤退

淀川左岸線2期事業〔此花区高見1丁目～北区豊崎6丁目区間、4車線、4.3km、地下構造（3.8km）・掘削構造・高架構造、当初計画の総事業費1310億円（現在総事業費は962億円）、平成33年4月供用開始〕は、1996年3月15日都市計画決定、2000年1月21日工事開始公告、同年3月31日都市計画事業承認され、用地買収、ボーリング調査等準備作業が進み、2001年8月には、都市再生プロジェクトに位置付けられました。

ところが、阪神高速道路公団は、公団の民営化（2004年6月2日道路公団民営化法成立・翌年10月1日で阪神高速道路株式会社設立）の論議中に、この2期事業は民営化後45年以内に債務返済困難と判断しました。そして、国から事業区分の見直し〔2003年12月、6割を国庫補助（現行補助率3分の2）とする街路事業導入方針〕が示され、この事業主体から撤退しました。

街路事業は採算度外視

大阪市建設局は、都市経営会議・執行会議で2005年（平成17年）12月1日關市長に「2期事業は、市民からの要望等を踏まえてトンネル構造へ、スーパー堤防との一体化施工で安全・安心のまちづくり実現のため、総事業費1262億円から約300億円へコスト削減し国費603億円、市費259億円を投入して建設する。その内起債が95%・一般財源5%」と説明

しました。そして、大阪市は、翌年3月30日市議会で阪神高速道路㈱と合併施行方式で建設することを議決し、同年9月22日大阪府知事より事業認可をうけました。

会の質問書（同年6月27日）に対して「街路事業は、採算性は度外視して道路を建設する。そして合併施行方式で建設すれば大阪市としては市民負担増にならない。合併施行方式は、国の補助を受け大阪市が街路事業（都市高速大阪市道）として本体部分を建設し、阪神高速道路㈱が約104億円を負担して料金所、道路舗装、電気・通信・信号設備、柵、防音壁等を建設し、有料高速道路として維持、管理・運営を行う事業である」と大阪市・阪神高速道路㈱は説明しました。

2期事業のシナリオは、国が作成

近畿地方整備局は、阪神高速道路公団と大阪市へ2期事業をスーパー堤防との一体整備することを都市計画（平成8年3月）決定前に示唆し、同公団は、都市計画決定後（平成12年10月）改めてスーパー堤防との一体整備としたいと協議を申し入れました。近畿地方整備局河川部長は、都市再生に係る淀川の整備方針に関して、国土交通省河川局長のヒヤリングを受け、淀川左岸線について下記方針で本省了解を取り付けた。その後同整備局は、同公団と大阪市とで河川協議（翌年9月）を行い「暫定スーパー堤防」と「兼用工作物」という方針を指示した。

国が指示したポイント

- ☆都市計画の考え方は踏襲する。
- ☆暫定スーパー堤防という形で解釈する方向で進める。希望としては全てスーパー堤防にしたいが時間的に無理、上流・中流・下流で各1カ所をスーパー堤防にする。対外的にスーパー堤防整備が進捗していると理解される状況が必要。
- ☆全てスーパー堤防にすることが無理な場合、暫定もしくは特殊堤としてみなす。（河川管理施設等構造令19条の但し書き）
- ☆スーパー堤防が完成するまでは、兼用工作物（堤防全体が兼用工作物）と認知してもらいたい。道路ができることで堤体を弱めるということではまずい。道路は堤体の一部ということで、安全性（率）は現状維持もしくは向上するということが河川許可条件となる。兼用工作物でなければ堤防定規を侵すということに対して説明がつかない。
- ☆施工中の堤体の安全性を確保することが大きな課題である。今後、技術的検討・対策に関しては協力体制をとっていきたい。
- ☆「スーパー堤防で堤防天端高を突出させない」案について局内で検討する。大きな問題がなければ、淀川河川事務所を窓口として協議を行い、事前了解が得られた項目を委員会に諮ることで進めて欲しい。（委員会で決まったことは覆せない。）
- ☆特異な地質はあるのか。軸体の下の地盤改良は問題がないのかを検討するように指示。

堤防の安全性に問題

左岸線2期建設の検討委員会〔平成12年3月～平成16年3月末まで7回開催・学識経験者、近畿地方整備局、大阪市、阪神高速道路公団で構成〕は、河川堤体の安全性等技術的諸問題を検討しました。会は、その議事録・関係資料・図面等を情報公開で入手し、国土問題研究会にて検討しました。その結果「地震時は勿論、常時においても堤防の安全性に重大な問題あり。道路建設の根幹は安全で公害を発生させないことが最重要で、問題点を市民に公開し、安全性を確保させる取り組みを進める必要がある。」と指摘されました。

淀川の現状と左岸線2期事業の問題点

1. 河川堤防内に高速道路を埋め込んで建設された事例は、日本国内は勿論国外でも存在しない、初めての建設事例である。しかも淀川は一級河川で、市民の生活にとって重要な河川です。
2. 堤防の安全基準や高速道路の安全基準は、国土交通省で定めているが、高速道路と河川堤防とが一体となった構造物の安全・施工基準は存在しないと国土交通省は認めている。堤防は供用するものでない。
3. 淀川左岸線2期事業が建設される新淀川は、堤防の地質が均一ではない。人工的につくられた川であり、堤防に使用された土砂や石について採取地が不明である。通常、大規模な土木工事については、一般的には採取地が特定されている。
4. スーパー堤防《1(堤防高) : 2.8. 2のなだらかな堤防》を前提に淀川左岸線2期事業は、計画されているが、この区間は民家が集中しスーパー堤防化が困難なため、スーパー堤防の暫定形(自然災害に不安、長期的には堤防の安定がたもたれない)で一体化整備を計画している。
5. 大阪市民260万人が生活している市内は、上町台地を除いて、天井川である大和川と淀川に挟まれた地形です。その上に大規模な地下街や地下鉄、私鉄の地下路線が存在しています。このような条件のもとに2期の工事中又は供用中に、南海トラフ巨大地震、直下型地震が発生すれば堤防は液化化し、遡上した津波により、堤防内の構造物と堤防の間に亀裂が生じ、堤防が決壊し都市機能の壊滅や市民の生命財産が失われる可能性が想定されています。

黒塗り議事録を全面公開させ審議経過の全容を解明

第1回から第6回の技術検討委員会の議事録、打ち合わせメモについての全面開示に至る経過については、大阪市、国を相手に第1次訴訟を平成24年8月地裁へ訴状提出、地裁・高裁で敗訴、最高裁へ上告、第2次訴訟を25年12月地裁へ訴状提出。裁判を視野に入れて大阪市情報公開審査会へは、平成24年2月6日第1回、第2回の技術検討委員会議事録等の不開示処分について不服申立書を提出し、同年12月21日弁護士3名を補佐人として廣瀬が意見述、平成26年10月24日大阪市情報公開審査会会長より大阪市長へ開示が妥当の（答申）が出された。

平成27年2月6日大阪市長は、異議申立人の主張を認め不開示処分を取り消す決定をした。この結果第1次訴訟について、平成27年12月18日最高裁判所は「第1審判決を取り消し、取り消し請求を却下する」「上告を棄却する」と判決を下しました。第2次訴訟は、裁判所が和解勧告を出し大阪市が原告の要求内容の和解書を提出し、裁判記録が残る処理がされました。

大阪市・国は、黒塗りで開示した第1回～第6回までの議事録・各委員との打合せメモをほぼ全面開示し、非公開で開催された技術検討委員会の全容が解明されました。平成28年3月25日開催された第7回技術検討委員会は、情報公開請求した内容そのものが全面開示されました。中津ヨーポ弁護団（井上・岡本・中島・荒木・河本弁護士）の綿密な援助とご指導が今回の情報公開のキーポイントとなり感謝申し上げます。

堤防の安全性を確保するために

大阪市と近畿地方整備局は、淀川左岸線2期事業に関する技術検討委員会（2011年（平成23年）5月13日委員長大西有三京都大学副学長外7名）を立ち上げて「道路構造物と堤防を一体とした場合の安全性、施工方法及び維持管理手法などについて技術的な審議を2016年3月までに7回開催しまとめを発表」し、安全性確保の技術的課題のクリアーを目指す作業を完了したが、課題と安全対策については十分解明されていない。会は、左岸線2期の建設に関する検討

委員会、淀川2期事業に関する技術検討委員会の議事に付属する資料・図面の一切を情報公開請求し、国土問題研究会に検討・分析を委託し、大阪府公害審査会調停委員会等で活用してきました。大阪市は、2004年3月に堤防の液状化は起こらないとして地盤対策の区間は800mとし、残りの3100mは不要と判断していました。会が、調停と大阪市協議を重ねる中、2012年（平成24年）5月28日に大阪市長へ提出した「海老江～新御堂筋（国道423号）間の淀川左岸堤防の液状化が、震度の強さによって発生すると想定されているのか。左岸線2期事業への影響の有無についてどのように考えているのか。」との質問に、大阪市建設局長（近畿地方整備局へ照会）は、「**淀川左岸は地震による液状化によって、堤防が沈下すると想定しています。**」と2012年8月9日付けで回答しました。会は、市民の生命・財産を脅かす、この計画の重要な問題点を市民の共通項とするために引き続き奮闘します。

都計審が都市計画変更および延伸部都市計画を決定

大阪市都市計画審議会は、第1回会議を10月17日（月）開催し、淀川左岸線2期事業および淀川左岸線延伸部の都市計画変更を決定しました。市民から4名が意見陳述を行いましたが、その際には傍聴者・報道陣を会議場から退出させ非公開で開催されました。廣瀬が行った意見陳述の要旨は以下の通りです。

＜淀川左岸線（2期）関連の都市計画変更案について＞

1. 東行き開口部300mのトンネル化については、通常のトンネル規模から緊急時の安全対策上問題なしと指摘し、自動車排ガスの拡散による環境への影響、地震時における津波などによる水没の危険性があるので、従来から全面蓋かけを求めてきました。換気設備の性能・技術の向上と変更理由を述べているが、当初計画案との違いを明かにされたい。
2. 換気所数の変更（削減）については、堤防上に3換気所を設置する件については、液状化による堤防崩壊の観点から危険と指摘していたが、変更理由を排ガス規制強化、換気計画の見直し、換気方法の変更だけで2か所に集約するとの説明では不十分である。換気方式については、削減計画でトンネルの断面縮小でダクトスペースを廃止したためではなかったか。
3. 延伸部換気所との合築については、周辺住民の生活健康破壊を招く危険性が予測され近隣住民として認めがたい。特に説明会では、大型車の混入率を40パーセント想定し、延伸部から斜度4パーセントの急こう配で接続する際の、大型車のデーゼル排ガス処理についての万全の対策を説明されたい。

＜伸部都市計画案について＞

1. 大深度工法は、断層に極めて弱いといわれている。今回の計画案では、新御堂筋～長良橋間に上町断層が縦断し、その断層を横断して計画される危険極まりないものである。安全・安心が担保されているのか説明されたい。
2. 地下水流通阻害、残土処分、災害・事故時安全避難対策について説明を求める。
3. 吸気所計画はどのようにになっているか。

第45回公害環境デー「基調報告」

～公害環境をめぐる情勢と課題～

第45回公害環境デー実行委員会

1. はじめに

- ・府民の暮らしと健康、環境を守り、住みよい大阪を作るためには、多くの人の知恵と経験を学び、あるべき大阪・日本・世界の姿をみんなで考え、府民に提案していく必要があります。
- ・今、大阪府民は万博・カジノ、その関連道路計画など1兆円に及ぶ巨大開発が維新の府政、大阪市政、関西財界などにより押し進められる事態に直面しています。こうした方針は、府民のいのちと暮らし、環境と安全、自治体の財政問題などを一層深刻にするだけです。巨大開発路線ではなく公害環境問題の解決、地震対策など安全・安心の街づくりを優先してこそ大阪復活の道を切り開くことができます。私たちは幅広い府民の方々と連帯し現状打破のため一層奮闘することが求められています。
- ・さて、今回の公害環境デー・大阪府民集会は、最悪の公害である“原発事故”・被害者救済問題、国家主権を左右し食品・医療・経済事情などを激変させうるTPP協定問題、世界の気象を変える地球温暖化問題、異常気象・震災などによる防災対応など、重要な課題に関して取り組みます。
- ・大阪府民は、かつて70年代公害反対運動などの力で革新府政を実現し、全国一厳しい公害規制、公衆衛生行政、老人医療無料制度拡充など様々な要求を実現した経験があります。また、一昨年の大阪市「住民投票」では思想信条の違いを超えた、広範な大阪市民の共同体制・運動を実現することができました。今後この共同の力を強くできれば、住みよい大阪をよみがえらせることができます。本日集会に参加の皆様の力で、公害・環境分野での粘り強いたたかいで継続・強化しましょう。

2. 公害被害者の救済をめぐって

(1) 原発事故被害者・避難者救済問題・・・支援切り捨て方針を止めさせ、大阪でも独自の支援策を

- ・東電福島第一原発の3.11事故以来6年を過ぎようとしています。国・行政の原発避難者への生活支援はこれまでも不十分でしたが、住宅支援を切り捨てる方針を実施しつつあり、許しがたい動きです。
- ・福島県内・県外避難者の間で、避難条件の違いを利用した様々な転轢がひき起こされています。避難者との交流により、連帯した運動を構築し強化しく必要があります。
- ・大阪府民も、福井県内の原発再稼働でもし過酷事故が起きれば、近畿1300万人の水瓶である琵琶湖汚染をはじめ、近藤駿介氏（内閣府原子力委員長）作成の「最悪シナリオ」でいう強制移住の150km圏におり、放射能被害は甚大なものになります。
- ・国の原発避難者への生活支援、住宅支援切り捨て方針を止めさせ、少なくとも大阪で独自の支援策を行うような運動を第一に取り組みます。（原発ゼロに向けた運動については後の5.4の項目に記載します）。

(2) ぜん息患者等の被害者救済問題・・・「医療費だけでも無料に」の未認定患者救済制度の署名

- ・大阪のように大気汚染のつづく地域のぜん息患者について、1988年に公害指定地域が解除されて以後、新たな公害患者の認定がなくなりました。「医療費だけでも無料に」が未認定患者の切実な願いです。
- ・公害認定患者の医療と生活を支えている補償制度をなくそうとする動きが、財源の一部となっている自動車重量税の期限切れ（2018年3月31日）を契機に強まることが予想されます。全国に36,000余人（大阪11,000余人）の認定患者の救済措置を後退させることのないよう支援の継続が必要です。
- ・大阪で、東京データやソラダス2016年健康アンケートなどから数万人程度の未救済患者がいると思われます。ぜん息は公害病であることを認めさせ、未救済のぜん息患者への救済制度を創設させる必要があ

ります。「医療費だけでも無料に」の未認定患者救済制度の署名活動を大運動として推進しましょう。

＜ソラダス 2016 の成果などを行政と交渉し大気の改善へ＞

- ・ソラダス 2016 では、約 4 0 0 0 名以上の参加で NO₂ 濃度測定と健康アンケート調査が行われ、その結果から、幹線道路側、湾岸地域などに大気汚染の激しいホットスポットという場所があること、ぜん息有症率が府全体でも約 5% と高いことなどの結果が得られました。今後はこれらの結果を行政に提示して、大気汚染の改善をさせることが重要です。
- ・大気汚染とぜん息などの因果関係を明らかにするために、行政として学校や医療機関の協力を得て疫学調査を実施すること。3 歳児検診で掌握了小児や、小児ぜん息医療費助成を受けた生徒の 15 歳以後の追跡調査を行うことが必要です。
- ・文部科学省学校保健統計でも、この 30 年間でみるとぜん息児童が約 3・5 倍に増加しています。なお、大阪市の調査結果の「異常値」についてはきちんと見直しさせていくとともに、調査結果を健康行政に生かすべきです。
- ・ディーゼル車の排ガス規制を引き続き強化するとともに、ホットスポットと言われる局地対策を徹底して大気汚染のない、公共交通機関を中心に据えたエコ型交通体系（都市部では自転車の利用を含める）の方向を明確にすることが必要です。

（3）アスベストによる健康被害とのたたかい

- ・全国 6 カ所でたたかわれてきた建設アスベスト訴訟は、昨年 1 月の大坂、京都の地裁判決で、国の規制権限不行使の責任が一層はっきりするとともに、アスベスト建材メーカーの責任が認められる判決となりました。全国の連携したたかいで、一步ずつ判決が前進してきました。東京、大阪、福岡の高裁と、各地の 2 陣訴訟などが連動し、国とメーカーの責任を認めさせる大きな波となっていました。2017 年から 18 年にかけてこれらの訴訟が判決を迎えていきます。必ず勝利させるために、裁判期日の傍聴などだけでなく、各地、各団体で学習会や連帯集会なども位置付けていきましょう。
- ・今後、国民がアスベストの被害を受けるのはほとんどが建築物のアスベストによることは明らかであり、国と、メーカー責任（毒を売って儲けた）を認めさせることは、これからの被害を防止するうえで決定的に重要な土台となります。
- ・金岡高校のアスベスト再飛散事件は、はじめての全面除去工事の杜撰さがもたらしました。教訓が十分に生きていませんでした。堺市北部開発事務所での煙突ハツリ事件も、自治体の監督・管理活動がなっていない実態を示しました。こうした事故を引き起こさない自治体の監視・監督活動の抜本的強化が必要であり、それを求める私たちの要求監視活動のレベルアップも必要です。

（4）ノーモアミナマタ裁判・・・県外居住者を含む全ての被害者が救済されること。第 2 次訴訟の支援

- ・2014 年に行われた水俣病一斉大検診で 447 人の受診者のうち 97% が水俣病症状と確認されました。公害被害者の救済は、最後の 1 人まで救済されることが必要です。
- ・現在、「すべての水俣病被害者の救済」を掲げてノーモアミナマタ訴訟が提起され、地元の熊本地裁（原告数 1 2 0 0 名以上）、東京地裁（原告数 6 0 名以上）の他、この大阪でもノーモアミナマタ近畿第二次訴訟として大阪地裁で裁判が進められています。2014 年 9 月に提訴し、すでに第 7 回の口頭弁論が開かれ。原告数も 1 1 3 名に達しました。近畿（一部愛知を含む）で 1 2 0 人以上の人人が水俣検診を受け、90% 以上の方が水俣病と診断され、救済をもとめているものです。地元の熊本・鹿児島から集団就職等の諸事情から転居して、現在は大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、和歌山県、愛知県と岐阜県に居住している被害者です。公式確認から既に 6 1 年目にあたる現在でも、公害の原点である水俣病の被害者の救済が未了であることは、国・熊本県・チッソによる長きにわたる被害者切り捨て策の結果であり、その救済は焦眉の課題です。多くの皆さんのご支援をお願いします。

（5）寝屋川「廃棄プラスチック処理」問題・・・廃プラ焼却・ごみ発電（サーマルリサイクル）へ

- ・2004 年 2 度の 8 万名反対署名を無視して北河内 4 市リサイクル施設組合と民間廃プラ再生品化工場が

操業開始され、排出有害ガスによるシックハウス症候群類似の健康被害が集団発生しました。寝屋川市、大阪府、裁判所、公害等調整委員会はいずれも住民の訴えを無視していましたが、一昨年誕生の寝屋川現市長は廃プラ焼却・ごみ発電（サーマルリサイクル）の方針を検討始め、地元住民側はこれをサポートし、プラスチック量、ごみ発生量を減らす運動にも取り組み、粘り強い運動を展開しています。

- ・なお、健康被害住民については、今も症状が続いている、小松病院にて廃プラ診察が継続して行われています。

（6）その他・・・地域の公害問題。企業の製品による健康被害

- ・阪神湾岸線による騒音問題、幼保統廃合時の環境問題、そしてストック公害といわれる堺市公園土壤汚染問題など、まだ各地域固有の公害問題もあります。また、企業の製品による健康被害についても、化粧品による皮膚障害なども大きな問題です。

3. 大阪の公害環境・公衆衛生行政

（1）NO₂やPM2.5などの大気汚染対策・・・NOx、PM2.5などが依然として問題

- ・大阪の大気汚染をめぐる状況は、1971年誕生の革新府政による種々の対策もあり、改善しつつあります。しかし、ディーゼル排ガスなど移動発生源を主要因とする NOx、PM2.5などが依然として問題です。
- ・行政はNO₂の環境基準0.04ppm～0.06ppmというゾーン規定の0.06ppmを下回れば“環境基準を達成”としていますが、健康を損なう汚染濃度です。環境基準（地方自治体の環境保全目標）は厳しく運用されるべきです。アセスメントの基準も、非悪化原則と、環境評価の基準は0.04ppm以下にすべきです。
- ・PM2.5（微小粒子状物質）については、SPM（浮遊粒子状物質）より細かく肺の深部まで到達し、WHOにより肺がんの原因物質としても認定されました。大阪の多くのところで環境基準の年平均値15μg/m³が守られていません（2015年度では自排局17局の内13局が未達、一般局は38局の内23局が未達）。分析体制もまだまだ不十分であり、分析体制強化と同時に抜本的に対策を講じるべきです。また、アセスメントの項目に入れるべきです。

（2）公衛研と環科研の統廃合・独立行政法人化の問題・・・機能強化と拡充を

- ・大阪府公衆衛生研究所（公衛研）と大阪市環境科学研究所（環科研）とは統廃合されましたが、必要な機能の強化と拡充を監視し要求していく必要があります。

（3）「食」の安全や保健所、水道事業、ゴミ処理問題など

- ・外食産業の食品異物混入や偽装表示など食の安全は依然として油断できない状況です。国と地方自治体が民間委託化や検疫体制の弱体化をすすめてきたことも背景にあります。
- ・TPP協定の強行は、農業、食品規制、医療、雇用など多方面に影響し、かつ国家の主権そのものを超えるISDS条項も含めて、国民の生活の安全と経済を危機に陥れる可能性が大です。
- ・保健所は、かつては大阪市各区に1カ所でしたが、今では全市で1カ所に縮小されました。新たな感染症、ぜん息患者増加、アスベスト被害増加などを考え、住民の安全・健康をバックアップするために保健所の役割を見直し強化し、食品監視員も大幅に増強すべきです。
- ・大阪では水道事業の民営化が進められようとして、いくつかの自治体ではゴミ処理事業民営化、有料化が進められています。水道事業は公衆衛生の面から重要な事業であり、災害時には交通機関とともに重要な役割があります。ゴミ処理は無料を原則にすべきです。貴重なエネルギー資源、再生可能エネルギー資源として積極的に活用する方針を行政として追求すべきものです。

（4）道路問題・・・淀川左岸線は堤防破損の危険性、上町断層を真横に通る大深度トンネルの危険性

- ・「淀川左岸線」では、堤防破損の危険性がある「二期事業」、上町断層を真横に通る大深度トンネルという危険性のある「延伸部」などが都計審で承認決定され、住民側は十分な環境対策、安全対策できるかと疑問を提示しています。
- ・これらの道路建設が「経済再生プラン」「国土強靭化」を口実にして進められるとともに、「大阪健康万博」

誘致を理由に夢洲埋立地も「再開発」し「カジノ誘致」も狙いであること、そこは地震・液状化に弱く危険であることなどを府民に広く知らせていく必要があります。

- ・「新名神高速道路」(八幡～箕面)は、2012年凍結が解除され、事業化が進められています。
- ・これらの道路建設を止めるまでには至っていませんが、粘り強い住民運動で、左岸線一期事業では道路フタ懸けや脱硝装置設置を実現させました。「中津リバーサイドコーポ環境守る会」では大阪市の「技術検討委員会」議事録を全面公開させ、入手した技術情報をもとに、運動をさらに強化しています。
- ・これらの道路については、南海トラフ巨大地震等で発生する津波・液状化現象等により、堤防崩壊の危険性があり、その対策をすべきです。また、採算性も必要性も低い高速道路の建設を中止し、老朽化対策や生活道路の点検・補修に予算を回すようにすべきです。

4. 地震・津波など防災問題について

(1) 南海トラフ巨大地震などへの対策

- ・南海トラフ巨大地震は、仮に発生すれば、大阪においても何も対策をしなければ死者13万4000人の被害が想定されています。M7～8クラスの南海トラフ地震は30年以内の発生確率が70%といわれ、大阪の各自治体は、これら大地震や上町断層帯直下型地震への対策について明確にすること。特に大阪湾隣接地域では、港・湾岸部の船・コンテナ・石油タンク対策、地盤の液状化、超高層ビル、巨大地下街の水害予防、木造密集住宅対策、アスベスト除去対策等を明確にすべきです。

(2) 異常気象による集中豪雨や巨大台風対策

- ・集中豪雨、ゲリラ豪雨、巨大台風、竜巻などの異常気象が頻繁に発生し、鬼怒川堤防崩壊など各地に甚大な被害を発生させています。気候変動・温暖化によって日本が亜熱帯化してきているといわれます。
- ・大阪では、局地的集中豪雨、神崎川、淀川、寝屋川、大和川などの河川対策を徹底すること。
- ・堤防の下にトンネルを造って高速道路を通す淀川左岸線・同延伸計画は、地震・津波、大洪水対策など防災の面から徹底して見直すこと。

(3) 防災・避難対策

- ・異常気象・地震・津波などの災害や原発事故などへの備えとして、各自治体の総合的な避難計画が重要です。①古い水道管・ガス管などインフラの耐震化・整備・更新すること、②各種の防災・避難計画を住民にわかりやすくし、丁寧な説明と日常不断の訓練を実施すること。特に大阪地下鉄での避難方法・対策を講じること、③災害発生時に応える専門職を各自治体に配置すること。
- ・ハザードマップ配布、防災訓練などが市区町村単位で具体化されつつありますが、それらが真に実効性あるものにするために、避難困難者なども含めてすべての住民に徹底されているか、点検が必要です。

5. 気候変動・温暖化の防止、自然エネルギーの推進について

(1) COP22の評価と今後の課題・・・COP22での前進、日本政府の後ろ向き

- ・2015年のCOP21で採択された「パリ協定」は産業革命以前からの平均気温の上昇を2℃未満、できれば1.5℃未満に抑える、21世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを目指とした歴史的な合意で、昨年11月のCOP22では、「パリ協定」の第1回締約国会合が開催され具体的なルール作りの議論が始まり順調にその歩みを開始しました。
- ・しかし日本政府の削減目標は「2020年度目標は1990年比で5.8%増、2030年度は1990年比で18%削減」にしかならずその水準の低さは世界から批判されています。一方2050年までに80%削減と2030年から2050年の20年間で大幅な削減が必要であり実現性が疑問視される目標となっており、2020年目標も含め早急に見直し・修正させる必要があります。

(2) 温暖化対策推進・・・CO₂大量排出企業に削減徹底と省エネ・低エネ社会の府民運動を

- ・大阪のCO₂排出量は、2015年8月発表で2013年度5,572万トン(1990年度比5.2%増加、前年度と比べ0.2%減少)。排出量の74%は産業部門、運輸部門、民生(業務)部門です。
- ・CO₂大量排出企業に削減を徹底させ、省エネ・低エネルギー社会の府民運動を強力にすすめるべきで

す。既存の石炭・重油火力発電所などは廃止すべきです。

- ・石炭火力発電はガス火力発電の2倍以上の CO₂ を排出します。全国で40数基、関西では兵庫県で3か所、特に神戸製鋼所の2基130万KW発電所が増設されることは、看過できません。CO₂ を大量に発生させ、水銀など有害化合物を含む排気ガスを都市の真ん中で排出し、風下側の西淀川など多くのぜん息患者がいる大阪にも流れ込むといわれています。先進国の動きに逆行している、このような石炭火力発電の新規建設に反対します。また、石炭火力発電の輸出も中止すべきです。

(3) 太陽光発電・風力発電などの再生可能エネルギーの推進を

- ・日本政府のエネルギー基本計画では、2030 年度の電源構成の約半分を石炭・原子力とし再エネは 24%程度としており、世界では再エネ 100% を目標にしている国も生まれていることから考えると、世界の流れに逆行しています。太陽光発電・風力発電・バイオエネルギーなどの再生可能エネルギー中心に転換すべきです。
- ・2016 年 4 月から家庭用も電力自由化がされました。その電源構成の開示が義務化されていません。消費者・市民の選択に資するため、電源構成を開示させる必要があります。
- ・再生可能エネルギーの推進のために、市民・地域・各種団体が主体となり取り組んでいくことも求められています。自然エネルギー市民の会や原発ゼロの会大阪エネルギー部会などと共に取り組みを推進していきましょう。

(4) “最悪の公害”である、原発事故を再び起こさないために

- ・1 昨年川内原発に続いて、昨年四国電力伊方原発が再稼働されました。一方、関西電力高浜原発3,4号機は仮処分により、日本で初めて稼働中の原発を停止させられました。しかし、多くの原発が再稼働を強行されようとしています。
- ・東電福島原発の事故原因も解明されず、「世界最高水準」ではない規制基準（ベント不備や避難計画不十分なまま）での再稼働は止めさせる必要があります。福島第1原発のような過酷事故は、この日本で二度と発生させてはなりません。
- ・また、核拡散・核兵器につながる恐れのあるインドなどへの原発輸出はもちろん、外国への原発輸出は絶対に認めることはできません。ベトナムが国会で導入撤回したことは当然で、賢明な判断です。
- ・さらについで一兆円を超える費用をつぎ込みながら廃炉になった高速増殖炉「もんじゅ」の教訓も整理しないまま、更に高速炉の実証炉を計画することは許されません。計画を中止させる運動が求められます。
- ・原発の放射性廃棄物(=核のゴミ)は処理方法がなく、何万年も管理が必要で、後世への“負の遺産”です。核兵器の原材料に転用できるプルトニウムも生成します。地震国・火山国の中日本、さらに被爆国である日本での原発は廃炉・撤去が必要です。
- ・大阪の各自治体も原発の再稼働に反対すべきです。特に大阪市は筆頭株主として、関西電力に原発再稼働の中止を本腰入れて求めるべきです。

おわりに

- ・今年は日本国憲法施行 70 年の節目の年に当たりますが、「改憲」の動きがきわめて現実的になっています。公害環境分野では現行憲法の民主主義・国民主権が根底的に重要で大切なものです。この改憲・改悪には断固として反対していく必要があります。
- ・また、戦争は人の命を大量に奪うとともに“最大の環境破壊”となるものであり、二度と起こしてはならないことです。安保法制を廃棄させが必要です。どの世論調査をみても国民の願いは、安倍政権の進む道とは全く逆です。粘り強く住民運動、府民運動を大きく発展させましょう。

大阪から公害をなくす会 会員個人・関係団体代表者 様

2017年1月吉日

大阪から公害をなくす会

会長 金谷邦夫

東電福島第一原発事故の自主避難者への住宅支援継続 (4月以降)を求める「緊急要請 FAX」をお願いします

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、ご承知のことと思いますが、政府は、追加被ばく線量が 20mSv/年を下回る地域の人々に対して、順次に避難指示を解除して、賠償打ち切り方針としています。本来日本では、国際放射線防護委員会 (IRCP) の勧告をもとに定められた法律上の管理基準として、追加被ばく線量が 1mSv/年以下と定められているにも関わらず、このやり方は全く理不尽であると言わざるを得ません。

ロシア、ベラルーシ、ウクライナの3国には、「 Chernobyl 法」があり、追加被ばく線量 1mSv /年以上の地域から人が避難する権利が法で定められています。事件から 30 年たった今日でも有効であり機能しています。

福島や周辺地域の人々には、追加被ばく線量が 1mSv/年を上回る地域から避難する権利はあるはずですが、国と福島県は、避難指示区域外の避難者について災害救助法に基づく住宅支援を平成 29 年 3 月で打ち切ることにしました。そして大阪府、大阪市もその方針に通りに実施することです。しかし、災害救助法では、自治体独自に、避難者を支援できるはずで、北海道、新潟県、鳥取県など多くのところでは支援継続を決めています。

大阪府内への自主避難者は皆大変な不安を訴えています。避難者はもちろん「早く福島県へ帰還したい」という思いですが、しかし、放射線の影響は時間がかかって現れます。避難する権利は当然保障されるべきものです。

今回、私たちは時間的な余裕がないために、ファックスの形で「首相、福島県知事、大阪府知事、大阪市長に対する避難者への住宅支援施策の継続を強く要求する」ことを呼び掛けます。大阪に自主避難している人々への支援の声を広げ強めるとともに、「住宅支援を平成 29 年 3 月末で打ち切りするな」の緊急抗議 FAX の集中を呼びかけます。大きく広げていただきますよう、よろしくお願い致します。

記

別紙のひな形も参考にして下さい。団体・個人の別は問いません。

○FAX 番号

総理大臣 安倍晋三 様	(総理官邸 ファックス 03-3581-3883)
福島県知事 内堀雅雄様	(秘書課 ファックス 024-521-7900)
大阪府知事 松井一郎殿	(秘書課 ファックス 06-6941-7760)
大阪市長 吉村洋文殿	(ファックス 06-6202-6950)
大阪市都市整備局長殿	(ファックス 06-6202-7062)

以上

大阪市長 吉村洋文殿 (ファックス 06-6202-6950)

大阪市都市整備局長殿 (ファックス 06-6202-7062)

昨年11月18日、大阪市は福島第一原発事故からの自主避難者に対し、大阪市営住宅の無償提供を終了すると決定しました。

驚くべきことに、貴市・貴局は、「このまま市営住宅に住み続けるならば、通常の一般市民並みの家賃と頭金を支払うという条件での再契約が必要であり、契約をするかどうかについて、早急に答えよ」とせまっています。

これは、国が、追加被ばく線量20mSv/年を下回る地域の人々は、順次賠償を打ち切り帰還せざるを得ないように仕向けています。これをうけて福島県が、「避難指示区域外の避難者について災害救助法に基づく住宅支援を平成29年3月で打ち切ることにした。この二点によるものであろうことは承知しています。

しかし、全国の自治体では、これらの通知をうけてもなお、平成29年3月以降も住宅支援について、避難指示区域外の避難者に対しても引き続き無償の住宅提供を続ける。「月々4万円の補助」をする自治体もあります。それは、例えば福島と、避難地の両方で家賃や生活費がかかるなどという避難者の困難を理解しての対応となっているからです。

しかるに貴市は、「3か月分の家賃を敷金として支払う」などを義務づけ、問答無用で、避難者にどうするのかを迫っているのです。

これは大阪の恥です。こうした避難者いじめのやり方は即刻あらため、避難者に寄り添って話し合い、避難指示区域外の避難者に対しても自治体としてできるだけの援助を継続することを強く要求するものです。

2017年 月 日

団体名 または個人名

住所

総理大臣 安倍晋三 様 (総理官邸 フックス 03-3581-3883)

避難指示区域外の避難者へも住宅支援の延長を強く求めます

ロシア、ベラルーシ、ウクライナの3国には、「チェルノブイリ法」があり、追加被ばく線量 1mSv /年以上の地域から人が避難する権利が法で定められています。事件から30年たった今日でも有効であり機能しています。

ところが貴職は、追加被ばく線量が 20mSv/年を下回る地域の人々に対して、順次に避難指示を解除して、賠償打ち切り方針としました。本来日本では、国際放射線防護委員会 (IRCP) の勧告をもとに定められた法律上の管理基準として、追加被ばく線量が 1 mSv/年以下と定められているにも関わらず、このやり方は全く理不尽であると言わざるを得ません。

福島や周辺地域の人々には、追加被ばく線量が 1mSv/年を上回る地域から避難する権利はあるはずです。

ところが、福島県は国の方針により、避難指示区域外の避難者について災害救助法に基づく住宅支援を平成29年3月で打ち切ることにしました。

新たな支援策の対象が狭く、期間も短いため、大阪府内への避難者は皆大変な不安を訴えています。避難者はもちろん「早く福島県へ帰還したい」という思いですが、しかし、放射線の影響は時間がかかって現れます。避難する権利は当然保障されるべきものであり、それを理解し支援するのが国と行政の役割です。

私たちは、大阪府の各自治体に、避難者への住宅支援施策の継続を強く要求していますが、国におかれましてもこうした趣旨をふまえて、避難指示解除の有無にかかわらず、避難指示区域外の避難者に対しても住宅支援策の延長を強く求めるものです。

2017年 月 日

団体名 または個人名

住所

大阪府知事 松井一郎殿 (秘書課 ファックス 06-6941-7760)

大阪府は、福島第一原発事故からの自主避難者に対し、この度住宅支援の無償提供を終了するとしました。

これは、国が、追加被ばく線量 20mSv/年を下回る地域の人々は、順次賠償を打ち切り帰還せざるを得ないように仕向けています。これをうけて福島県が、「避難指示区域外の避難者について災害救助法に基づく住宅支援を平成 29 年 3 月で打ち切ることにした。この二点によるものであろうことは承知しています。

しかし、全国の自治体では、これらの通知をうけてもなお、平成 29 年 3 月以降の住宅支援について、避難指示区域外の避難者に対しても引き続き無償の住宅提供を続ける。「月々4万円の補助」をする自治体もあります。それは、例えば福島と、避難地の両方で家賃や生活費がかかるなどという避難者の困難を理解しての対応となっているからです。

しかるに大阪府は、避難指示区域外の避難者に、「一般府民と同じ条件で取り扱いする」と迫っているのです。

これは大阪の恥です。こうした避難者いじめのやり方は即刻あらため、避難者に寄り添って話し合い、避難指示区域外の避難者に対しても自治体としてできるだけの援助を継続することを強く要求するものです。

2017年 月 日

団体名 または個人名

住所

福島県知事 内堀雅雄様 (秘書課 フックス 024-521-7900)

避難区域外の避難者への住宅支援の延長を強く求めます

ロシア、ベラルーシ、ウクライナの3国には、「チェルノブイリ法」があり、追加被ばく線量 1mSv /年以上の地域から人が避難する権利が法で定められています。事件から30年たった今日でも有効であり機能しています。

ところが日本は、追加被ばく線量 20mSv/年を下回る地域の人々は、順次賠償を打ち切り帰還せざるを得ないように仕向けています。日本では、国際放射線防護委員会（IRCP）の勧告をもとに定められた法律上の管理基準として、追加被ばく線量

1 mSv/年以下と定められているにも関わらず、この日本の国のやり方は全く理不尽であると言わざるを得ません。

福島や周辺地域の人々にも追加被ばく線量 1mSv/年を上回る地域から避難する権利はあるはずです。

ところが残念なことに、福島県は、避難指示区域外の避難者について災害救助法に基づく住宅支援を平成29年3月で打ち切ることにしました。

新たな支援策の対象が狭く、期間も短いため、大阪府内への避難者は皆大変な不安を訴えています。避難者に「早く帰還してもらいたい」という思いは、避難者も同じです。

しかし、放射線の影響は時間がかかって現れます。避難する権利は当然保障されるべきものであり、それを理解し支援するのが行政の役割です。

私たちは、大阪府の各自治体に、避難者への住宅支援施策の継続を強く要求していますが、福島県におかれましてもこうした趣旨をふまえて、避難指示区域外の避難者に対しても、住宅支援策の延長を強く求めるものです。

2017年 月 日

団体名 または個人名

住所

「異常気象をもたらすもの」と 「異常気象がもたらすもの」 気象災害を考える

2017.2.7

45会議環境デー分科会

日本科学者会議大阪支部

岩本智之

(元京都大学原子炉実験所)

パリ協定の骨子

- ・京都議定書(1997年策定)に代わる国際的枠組み。
- ・COP21(2015年)で合意。法的拘束力を持つ取り決め。
- ・世界の平均気温の上昇を「工業化」以前より 2°C 未満に抑え、 1.5°C まで努力。

- ・今世紀後半には人為的な温室効果ガス排出量を実質的にゼロ。

- ・すべての国が削減目標を自主的に作成。目標は5年毎に更新、提出。

- ・世界の実施状況を5年毎に点検。

- ・先進国は資金援助を継続。途上国も自主的に資金援助。

1

55

でも、暗雲が……

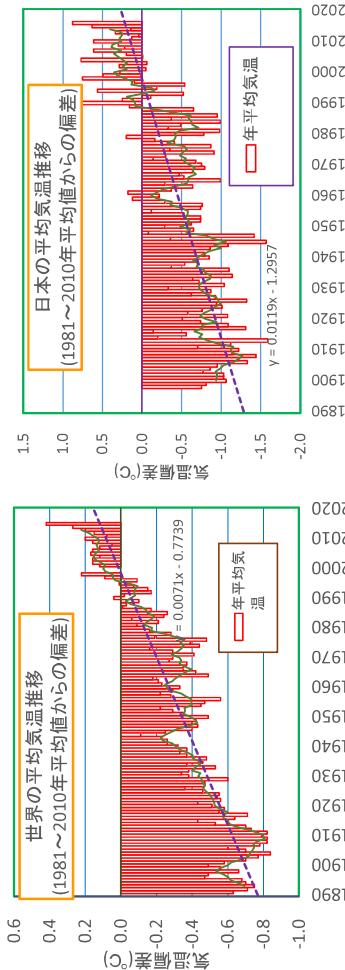


ドナルド・トランプ氏：
次期米国大統領
“IPCCはでっち上げだ”



国務長官にエクソンモービルのレックス・ティラーソン会長兼最高経営責任者(CEO)を指名。
米国の国務長官は日本で言えば外務大臣だが、権限はもっと大きい。

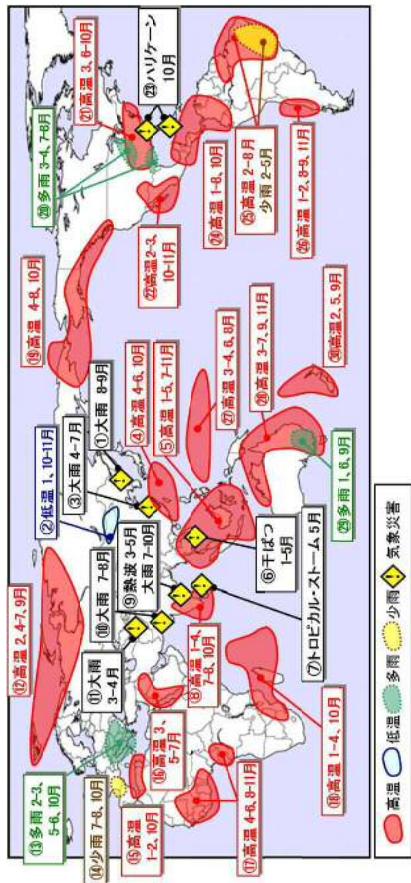
環境保護局(EPA)長官にオクラホマ州司法長官のスコット・ピット氏(48)を起用。
氏はオバマ政権が導入した火力発電所の排出規制に猛反発。無効を求めて起こした訴訟は、全米の半数以上の州が参加する集団訴訟に発展した。



2

3

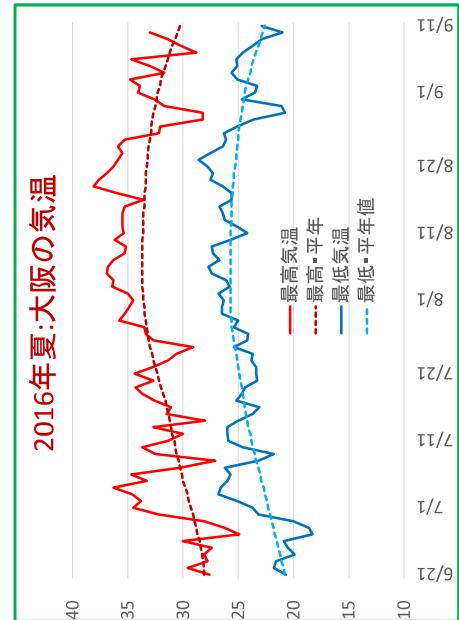
4



○干ばつ、熱波、大雨や洪水、ハリケーンによる大きな気象災害東南アジアでは干ばつ(1~5月)、インドでは熱波(3~5月)、中国南部・南部では大雨や洪水(4~7月)、ハイチではハリケーン(10月)によって、大きな被害が発生した。

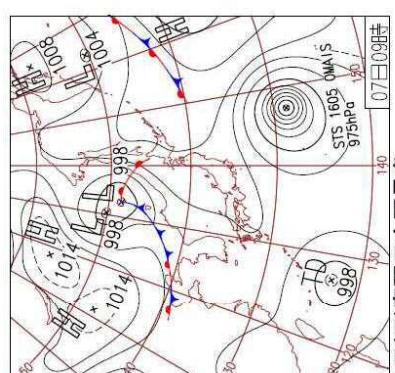


8

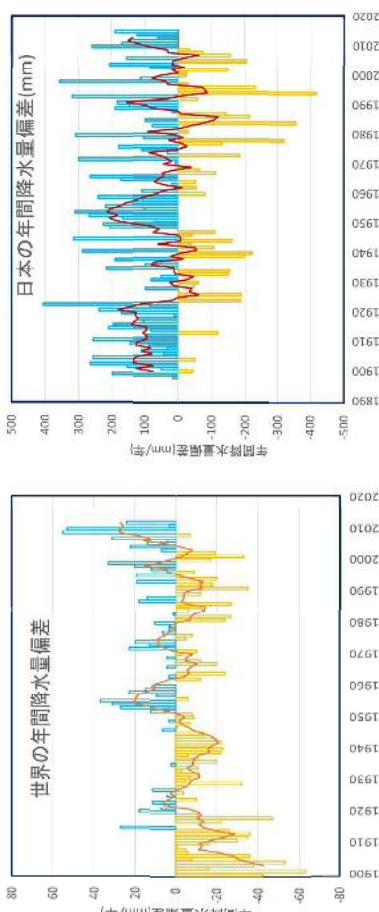


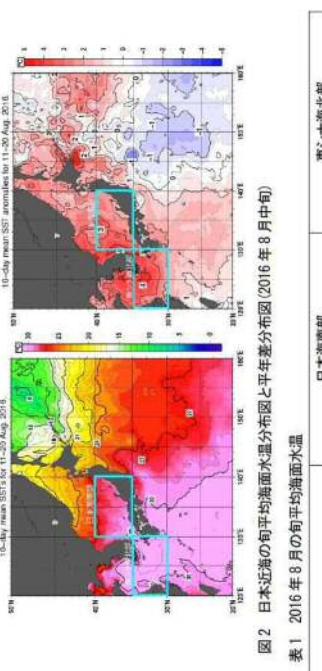
7

大阪で最高気温37.9°Cを観測した8月7日の天気図



7日(日)真夏日今夏最多
熱帯低気圧が沖縄付近を北上。沖縄で曇りや雨、
九州南部では湿った空気の影響で曇りや雨、
その他は概ね晴れ。北日本日本海側でも
猛烈な暑さとなり、真夏日地点数は757、
猛暑日も131。





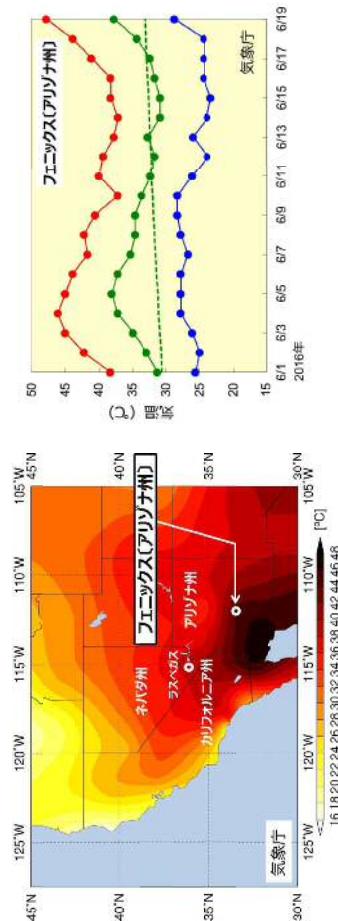
	日本海南部	東シナ海北部
8月上旬	27.5°C (+2.5)	29.5°C (+2.0)
8月中旬	28.4°C (+2.7)	30.6°C (+3.0)
これまでの年間を通しての過去最高水温	(2013年8月中旬、1994年8月中旬)	(2013年8月中旬)

*2016年の値は連年値です。下線で引いた文字は1982年以降の最高値を示しています。

9

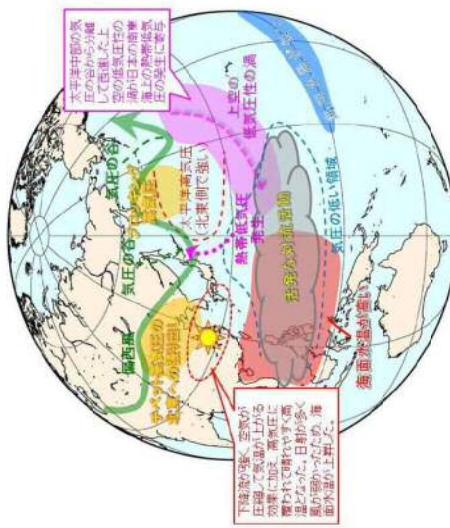
2016年6月アメリカ南西部の熱波

インドの猛暑は半端ない。北西部のファローディでは51.0°Cを観測した。

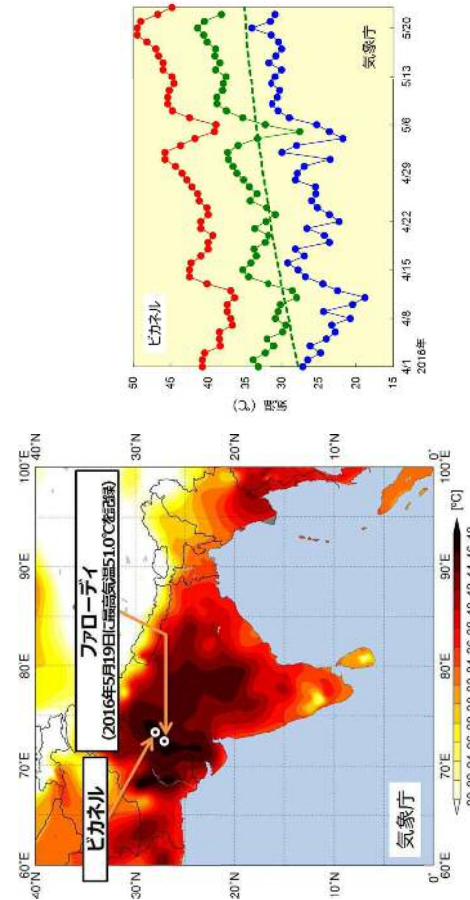


この地域では6月初めより異常高温が頻発しており、アリゾナ州フェニックスでは、6月19日には48°Cを記録した。

11

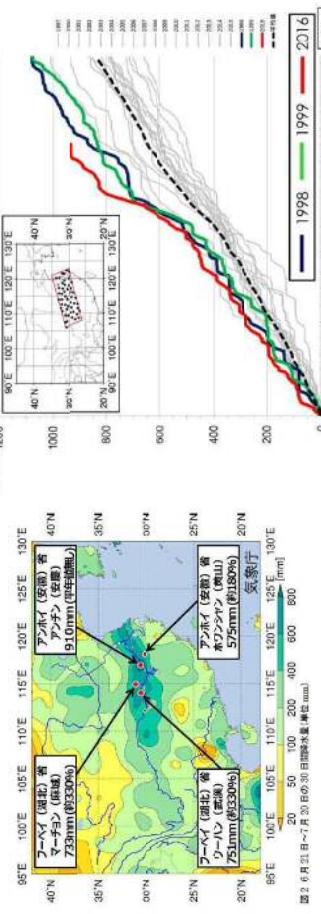


10



12

中国長江流域の大雨



アンホイ(安徽)省ホワンシャン(黃山)の7月24日時点の積算降水量は2149mm(平年比約200%)。中国当局の発表によると200人を越える死者が出たといふ。

13

58

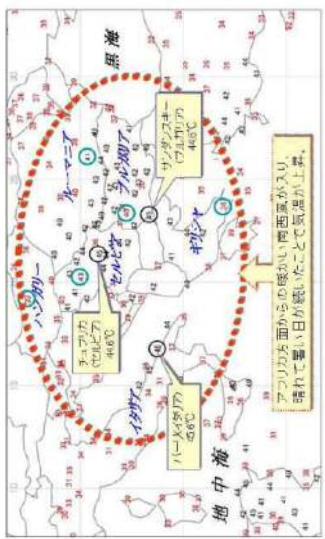
「平成27年関東・東北豪雨」

栃木、茨城、宮城各県に「大雨特別警報」、大雨では初めて



鬼怒川決壊、40平方キロ浸水 範囲内に住宅など2万棟(2015/09/14)

2007年、ヨーロッパ南東部の熱波



ヨーロッパ南東部の最高気温が30°C以上になった地点の分布を示した。気温が高い所で最も暑い場所は表1に載せた都市を示す。各国の気象機関からの地上気象通報データによる。

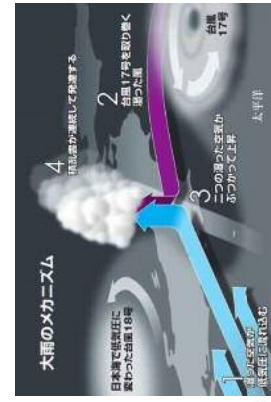
14

「線状降水帯」

2015年09月10日06時10分



15



大雨のメカニズム

4 暖気塊が停滞して停滞する

2 台風17号取り巻く

3 二つの渦があった矢印がふつわって上昇

低気圧が吹き込む

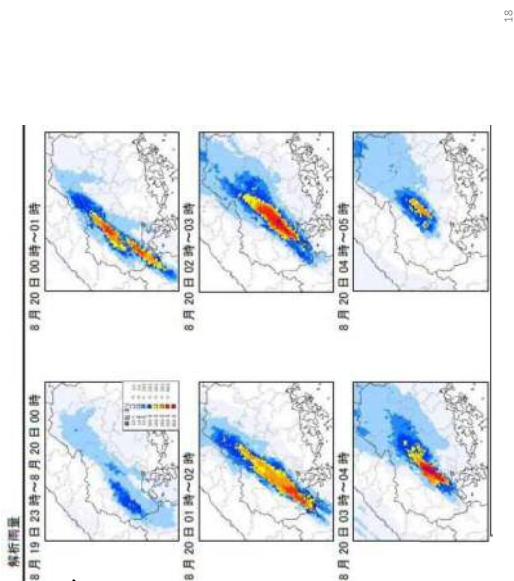
太平洋

台風 17号

mm/h

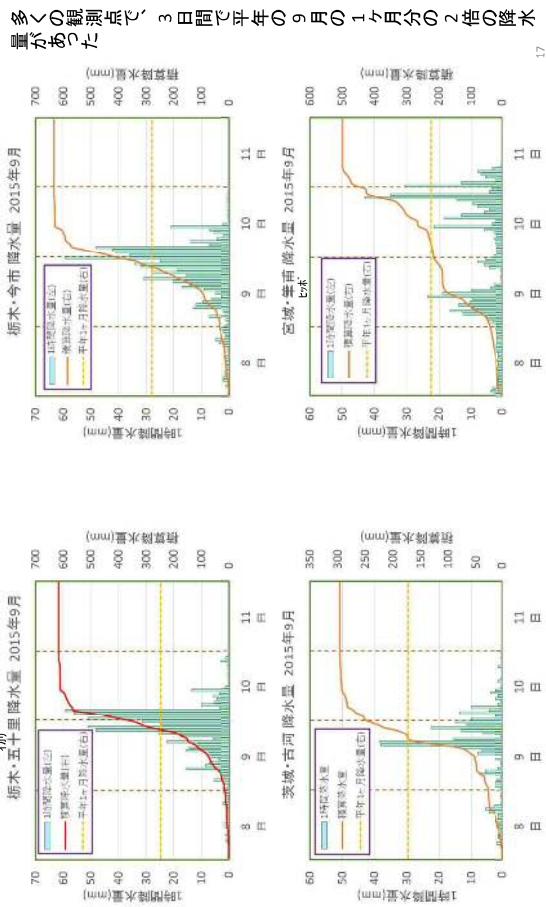
1 2 3 4 5 10 20 30 50 60

16



2014年広島土砂災害の場合

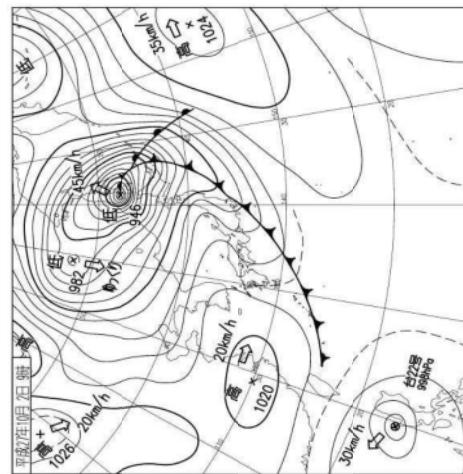
多くの観測点で、3日間で平年の9月の1ヶ月分の2倍の降水量があつた。
「線状降雨帯」はこれまでたびたび見られた。
しかし今回のようになに長大なものがはじめずらしい。



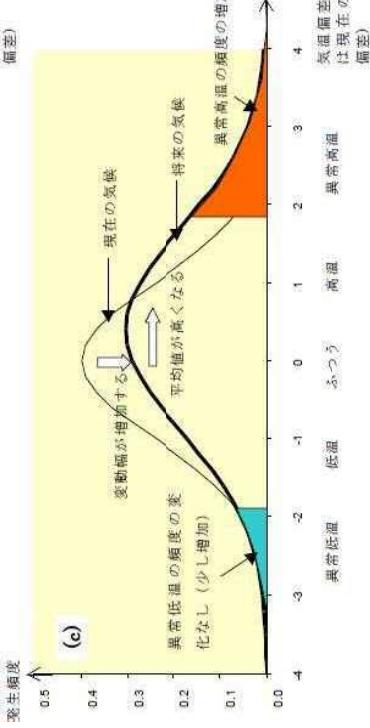
「異常気象」とは、気象庁の定義

- ・気象のうち、人が一生の間にまれにしか経験しない現象。
- ・大雨や強風などの激しい数時間の気象から、夏の猛暑、数か月も続く干ばつなども含まれる。
- ・異常気象の発生数の統計などを定量的に議論する場合には、「ある場所(地域)で30年に一回程度発生する現象」としている。

一昼夜の内に猛烈に発達する低気圧



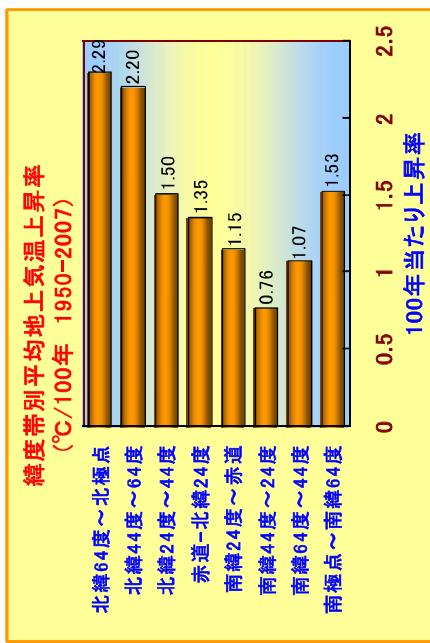
全般的な温暖化に加えて大気が不安定になる



21

平均気温が高くなると同時に、変動の幅も大きくなる場合は、異常高温が発生する確率はさらに大きくなり、異常低温の発生確率も3割程度増加する。

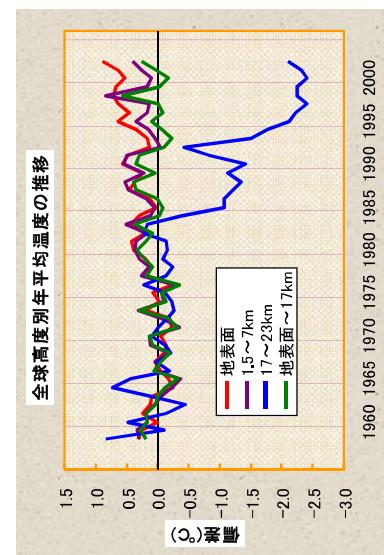
全球的に見て温度上昇は一律ではない



<http://data.giss.nasa.gov/gistemp/tabledata/ZonAnn.Ts.txt> より作成

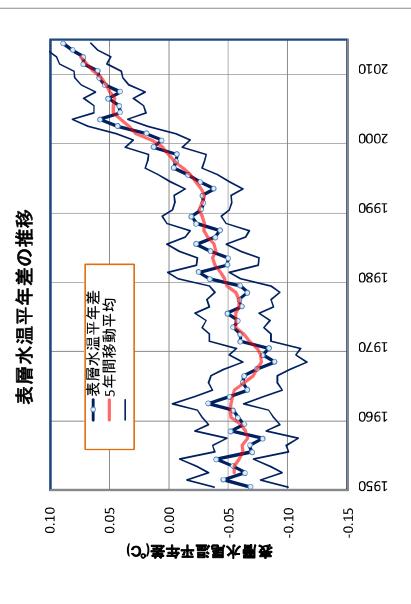
22

下部成層圏の寒冷化が進んでいる



<http://cdiac.esd.ornl.gov/trends/temp/angel//data.html> より作成

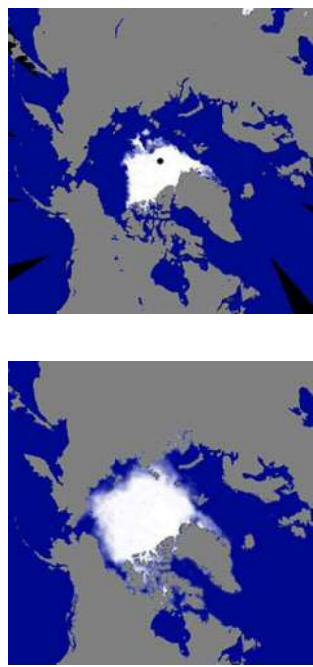
23



海面温度も上昇している

24

北極海の氷：面積が縮小



1980年代の9月最小時期の平均的分布
(米国衛星搭載マイクロ波センサ解釈結果)

2012年9月16日
(しすく)/AMSR2(アムサー・ツー)
(観測史上最小分布)

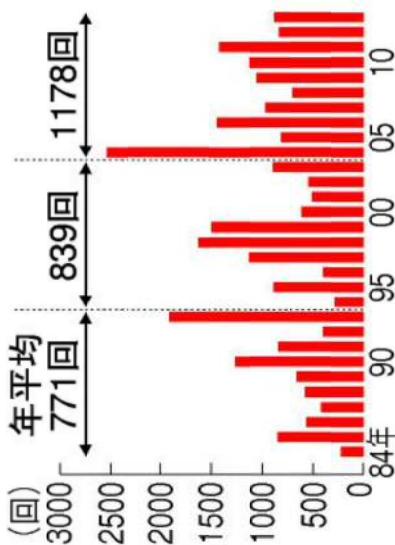
JAXAによる

近年、集中豪雨が頻発

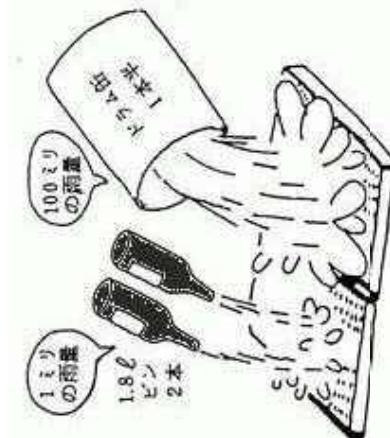


1時間降雨量における年間延べ件数(全国のアメダス地点約1,300箇所より)

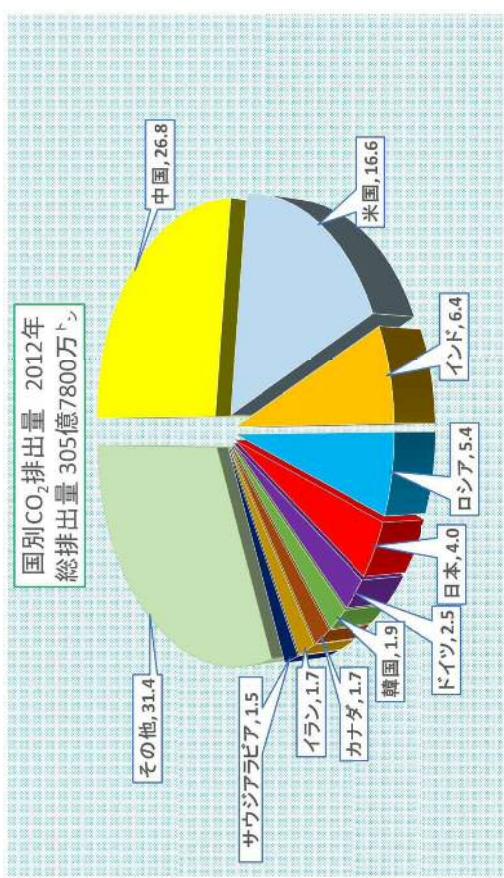
土砂災害は 20年で1.5倍 に増加



土砂災害発生数の推移
国土交通省のデータから。
2013年は1月5日までの数



雨が置 2 枚の広さに降った場合のおおよその見当



29

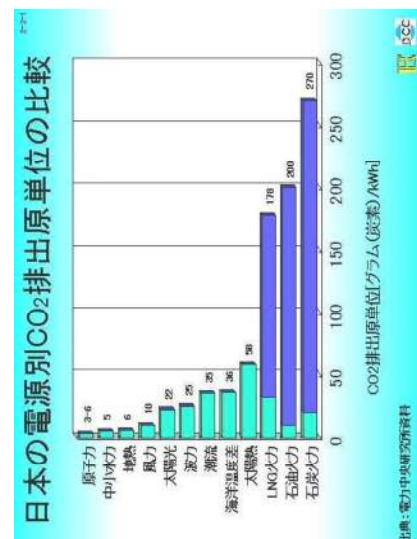
- 原発は「温暖化防止」の決め手ではない～4つの神話
 - 「原発は安全」→福島第一の事故の教訓をしつかりと受け止めよ
 - 「原発はコスト安」→火力と比べても安くない、
 - 「日本は資源小国、原子力は準国産エネルギー」→資源は石油より早く枯渇する
 - 「原発は二酸化炭素を出さない」→ウラン濃縮に多大なエネルギーを消費、使用済み燃料を無視

30



地球を大切にしない。
それはあなたの親から授かつたものではありません。
それはあなたの子から頂かっているものなのです。
(ケニアのことわざ)

石炭火力はきわめてダーティなエネルギー源



これは電力会社の我田引水の感もあり、とくに原子力にアマイ

31

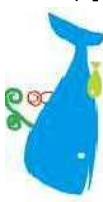
32



災害をどのようにどちらえていますか？

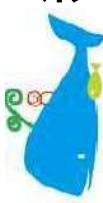
西淀川区の 防災教育の実践

2017年2月4日 あおぞら財團 谷内 久美子

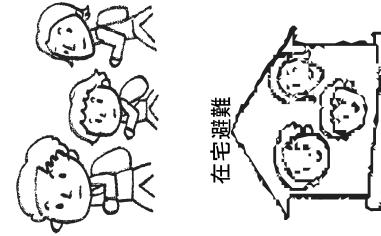


生活の中に防災を取りこみましょう

- ・地域の避難訓練への参加
- ・近所づきあい：おたがいさま
- ・家族の行き先・居場所の確認
- ・散歩、徒歩での買い物
- ・避難場所、避難経路の確認
- ・住居内の整理・整頓
- ・落下物の防止や避難路確保
- ・食料・生活用品の備蓄
- ・スーパー・コンビニに物がない
- ・2週間分の食料の備蓄。



避難とは？



- ・災害から命を守るためにの行動。
- ・避難所への避難だけでなく、家屋内に留まつて安全を確保することも「避難行動」

避難の三原則

- 1 想定にとらわれるな
 - 相手は自然、どんなことが起こるかわからぬ。
 - 想定に頼らずに、自ら自然に向き合って判断する。
- 2 最善を尽くせ
 - 事前に決めた避難方法だけにとらわれず、そのときに考えられる一番安全な行動をとろう
- 3 率先避難者たれ
 - 誰かが避難し始めると他の人はそれにつられて避難しよう。
 - みんなを守るためにまずは自分から避難しよう。
 - を始める。

参考文献：片田敏孝『人が死なない防災』、集英社新書、⁵2012年

防災で大事なことは「わがこと意識」

- この地域には災害がおこりうる」「自分も被災者になりうる」という意識
- 災害を「わがこと」としてとらえていないとただの作業になってしまい
- 「わがこと意識」を育むには
 - 過去の災害の記憶の伝承が有効
 - 災害を身近に。土地固有の弱点の把握
 - 地域の課題に即した避難訓練
- 「わがこと意識をはぐくむ防災教育



あおぞら財團の防災教育の取り組み



災害記憶の収集と伝承	<ul style="list-style-type: none">• 水害に関する災害記憶の収集• 災害記憶を伝える冊子の作成• 灾害記憶のお話会の実施
子どもに防災を教える	<ul style="list-style-type: none">• 小学生を対象にした防災絵本の作成• 防災絵本を活用した小学校での授業
災害時の援護者教育プログラム	<ul style="list-style-type: none">• 援護者を支援できる人々の育成プログラムの実施

災害記憶の収集と伝承①

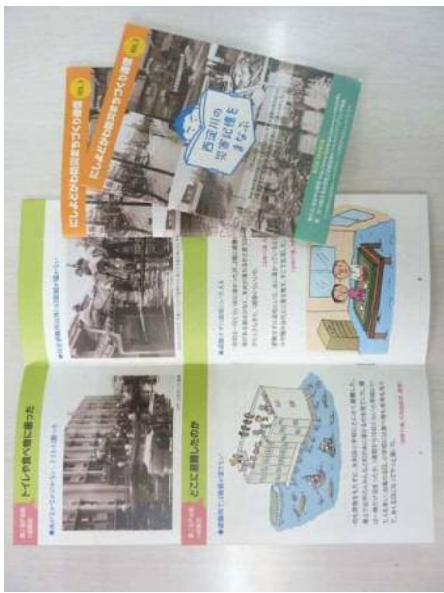


- 28名の方に過去の災害についての聞き取り調査

災害記憶の収集と伝承②



・小冊子「西淀川の災害記憶に学ぶ」の作成



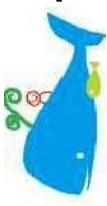
9

- ・子育てサークルなどでのお話会の実施
- ・防災絵本「西淀川にたいふうがきた」



10

子どもに防災を教える②



・小学校で防災絵本を活用した防災授業の実施



11

・災害時の援護者教育セミナーの実施



12

災害時の援護者教育プログラム①



・子育てサークルなどでのお話会の実施

・防災絵本「西淀川にたいふうがきた」



13

災害時の援護者教育プログラム②



避難性訓練への協力

- ・福祉避難所の開設訓練への協力



災害時の援護者教育プログラム④

66

小冊子「防災まちづくり通信」の発行

災害時に支援を必要とする人があります

災害時に支援を必要とする人には、お年寄りの方や、障害のある方など、施設では生活がままならない方が多いです。また、災害時に支援が必要な方には、お年寄りの方や、障害のある方など、施設では生活がままならない方が多いです。また、災害時に支援が必要な方には、お年寄りの方や、障害のある方など、施設では生活がままならない方が多いです。また、災害時に支援が必要な方には、お年寄りの方や、障害のある方など、施設では生活がままならない方が多いです。また、災害時に支援が必要な方には、お年寄りの方や、障害のある方など、施設では生活がままならない方が多いです。また、災害時に支援が必要な方には、お年寄りの方や、障害のある方など、施設では生活がままならない方が多いです。また、災害時に支援が必要な方には、お年寄りの方や、障害のある方など、施設では生活がままならない方が多いです。また、災害時に支援が必要な方には、お年寄りの方や、障害のある方など、施設では生活がままならない方が多いです。

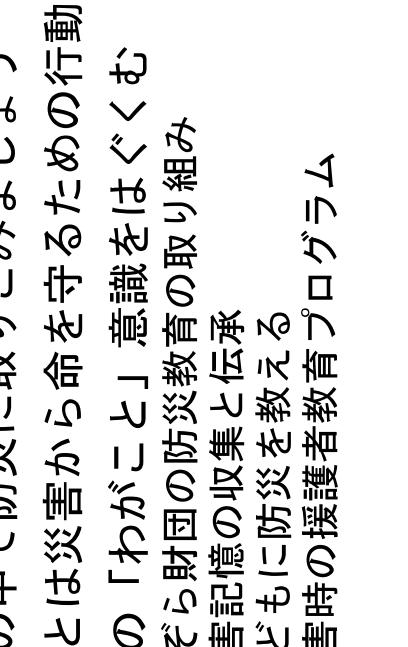
お問い合わせ先

このくわくわからいっていきには、

- 防災まちづくり連携委員会(事務局)

- ・生活の中で防災に取りこみましょう
- ・避難とは災害から命を守るために行動
- ・災害の「わがこと」意識をはぐくむ
- ・あおぞら財団の防災教育の取り組み
- ・災害記憶の収集と伝承
- ・子どもに防災を教える
- ・災害時の援護者教育プログラム

まとめ



15

16

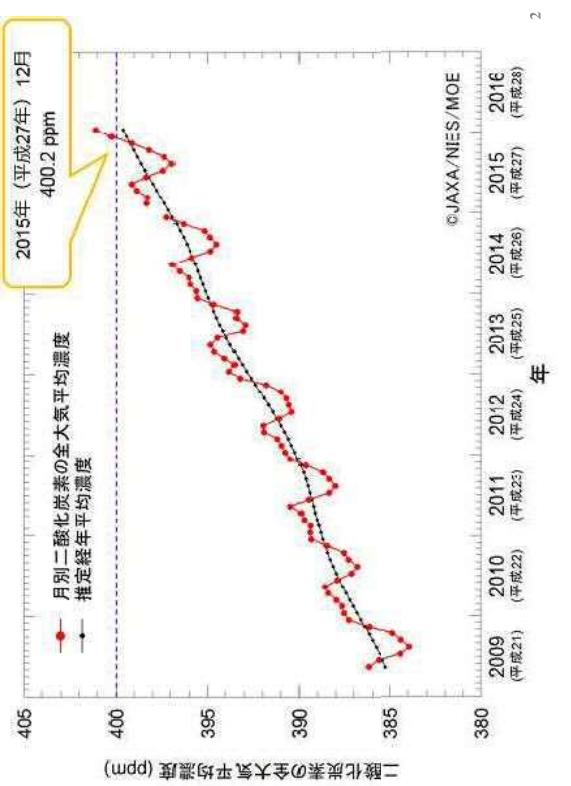
災害時の援護者教育プログラム③



CO₂濃度が400ppmを超える

第45回公害環境デー（大阪府民集会）

「COP22」報告－その成果と課題



I P C C 第5次評価報告書

第1作業部会報告：気候変動の自然科学的根拠

- ・気候システムの温暖化は疑う余地がない。
- ・気候システムに対する人間の影響は明らかである。

第2作業部会報告：影響、適応、及び脆弱性

- ・気候変化は、全ての大陸と海洋にわたり、自然及び人間システムに影響を与えていく。温帯を早くすると、大きくなると、適応の限界を超える可能性がある。
- ・平均気温の上昇が2°Cを超えると様々なリスクが上昇。

第3作業部会報告：気候変動の緩和

- ・温室効果ガス排出量は急速に増加している。
- ・2°C未満には、温室効果ガス排出量を2050年に40～70%、**2100年にゼロ乃至マイナスにする必要がある。**
- ・気候変動を抑制するには、温室効果ガス排出量の大幅かつ持続的な削減が必要。

5つの懸念

①独特で脅威に曝されているシステム

- * 北極の海水やサンゴ礁の減少

②極端な気象現象

- * 热波、極端な降水及び沿岸洪水

③影響の分布

- * リスクは偏在。恵まれない境遇にある人々や地域社会により大きいリスク。

④世界総合的な影響

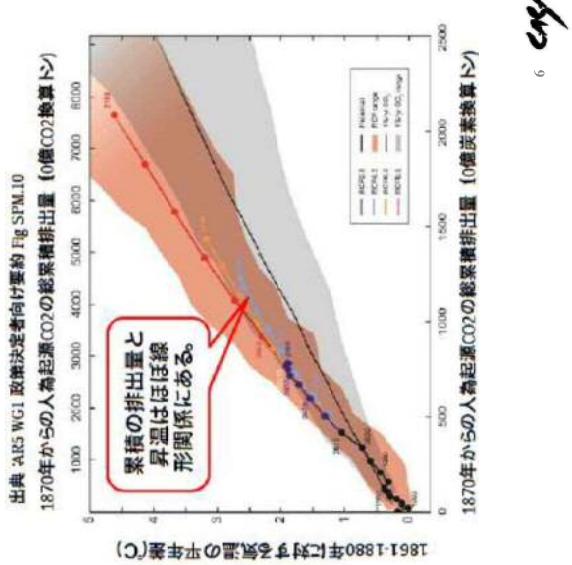
- * 生物多様性及び世界経済など世界全体への影響

⑤大規模な特異事象

- * 大規模かつ不可逆的な冰床消失による海面水位上昇等

2°Cを超えるまで30年足らず

- CO₂の累積総排出量と平均気温の上昇は比例関係。
- 2°C未満に抑えるための、累積総排出量は約2兆9000億トン。すでに約1兆9000億トンを排出し、残された排出量は約1兆トン。現在の排出量は年350億トン。29年で1兆トン。



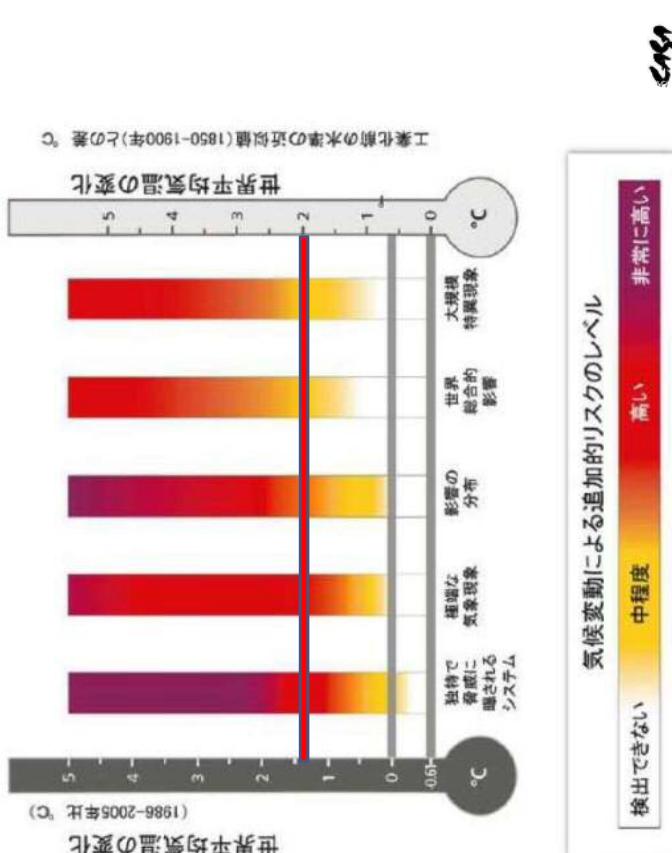
歴史的なパリ協定

- 平均気温の上昇を2°C十分に下回るレベルに維持することを協定の目的とし、1.5°Cへの抑制を努力目標。
 - COP決定でIPCCに対し、2018年に、1.5°C目標を達成するための温室効果ガスの排出経路についての特別レポートを作成することを要請(invite)。

- 21世紀後半に人为的な排出量と吸収量をバランスさせる(温室効果ガスの排出実質ゼロ=脱炭素社会の構築)。

国際交渉の経緯

1992年	気候変動枠組条約に合意
1995年	COP1：ベルリンマンデート
1997年	COP3：京都議定書を採択
2001年	COP7：運用ルールの最終合意成立
2005年	COP11/CMP1：京都議定書発効/京都議定書の第2約束期間の交渉開始
2009年	COP15/CMP5：合意に失敗
2011年	COP17/CMP7（すべての国が参加する新たな条約交渉開始）
2015年	COP21/CMP21：パリ協定を採択
2016年	COP22/CMP12/CMA1：パリ協定発効



パリ協定をどう見るか

- 現在の国際状況の中では大きな成果。
- 21世紀後半に脱炭素社会の構築を目指すことを宣言。そのためには、エネルギー源を100%再生可能なエネルギーに転換しなければならない。
産業革命に匹敵する変化が必要。

- しかし・・・協定はできても実行されなければ「絵に描いた餅」。
- 各締約国の誠実な対策の前進が鍵。

パリ協定の課題

- 現在提出されている目標(INDC)では2°C目標には十分ではない。
 - 現在の削減目標では、2100年に2.7°Cの上昇。
- アメリカの状況に配慮して、義務化を回避。実効性に問題。実効性を高めるための強固な国際ルールが課題。
- 合意されただけでは絵に描いた餅。各締約国の誠実な対策の前進が鍵。

9
epra

再エネ100%を目指す動き

- 世界の4分1の国が再エネ100%を目標。
- コストリカはすでに再エネ100%を達成。
- スウェーデンが2045年、ポルトガルが2050年にCO₂排出ゼロを目指すと宣言。
- BMWグループやグーグルなど世界的に知られた企業で再エネ100%を目指す動き。
- トヨタは、2050年に走行時のCO₂排出量を2005比で90%削減、工場からのCO₂排出をゼロにするとする「トヨタ環境チャレンジ2050」を発表、**日産**もゼロエミッションの長期目標一ドマップを発表。

トランプ大統領の影響は？

- 2001年にもブッシュ大統領が当選し、京都議定書交渉から離脱した。
- トランプ大統領の出方次第で、パリ協定の実行に一定の影響は避けられない。しかし、トランプ大統領の影響は**限定的**。
- 中国などの新興国の台頭とアメリカの発言力の低下。
 - パリ協定は発効しており、4年間は離脱できない。
 - 但し、気候変動枠組条約から離脱すれば1年でパリ協定を離脱することは可能。
 - 再生可能エネルギーの爆発的な普及、省エネ技術、製品など、世界は脱炭素社会に向けて舵を切つてしまつており、この流れは止まらない。

10
epra

11
epra

12
epra

日本の課題

- 2020削減目標、2030年削減目標の改定
 - 2020年目標は1990年比**+5.8%**、2030年目標は**-18%**、2050年目標は-80%。これでは、2020～30年の10年間に20%、**2030～50年の20年間に50%以上**の削減が必要になり、将来世代に大きな負担。

- エネルギー基本計画、長期エネルギー需給見通しの抜本的な改定

- 2030年原発比率20～22%は非現実的。
- 2030年石炭26%もノルマ協定に逆行。

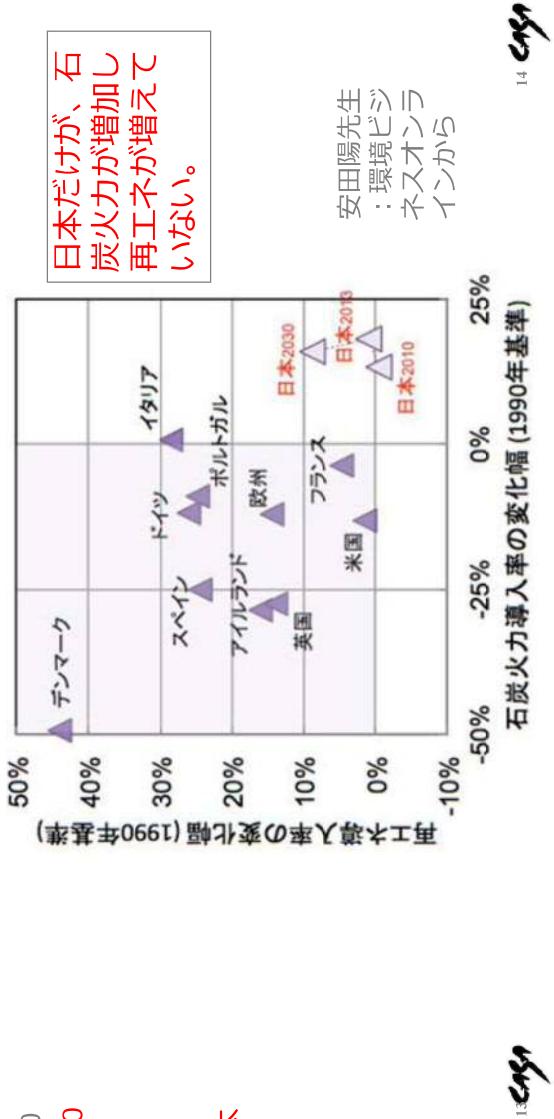
- 福島原発事故から何を学ぶか

脱原発と温暖化防止の両立は可能か

- 脱原発も温暖化防止も、方法は同じ。
 - エネルギー消費を減らす省エネ
 - 温室効果ガスの排出の少ない、自然エネルギーへのエネルギー源の転換

- CASAの提案
 - CASAの「CASA2030モデル」の検討では、原発を再稼働せず、即時に全原発の稼働を停止しても、エネルギー需給を賄い、2030年に50%削減は可能。
- 情報に精通し、自立し、行動する市民（環境NGO）・消費者の存在なくして、地球規模の環境問題の解決はない。

石炭火力および再エネの導入率変化幅の相関図 (1990年と2013年の差)



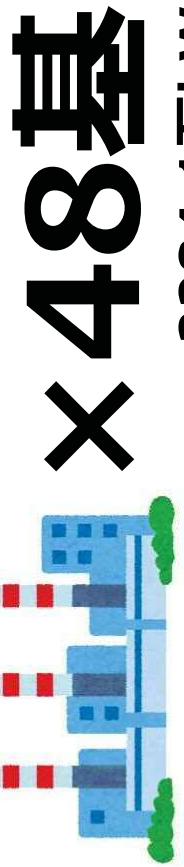
今、各地で進む石炭火力発電所の計画

世界に逆行、石炭回帰に突き進む日本

2017年2月4日

山本 元 (NPO法人気候ネットワーク)

yamamoto@kikonet.org



2284.1万kW

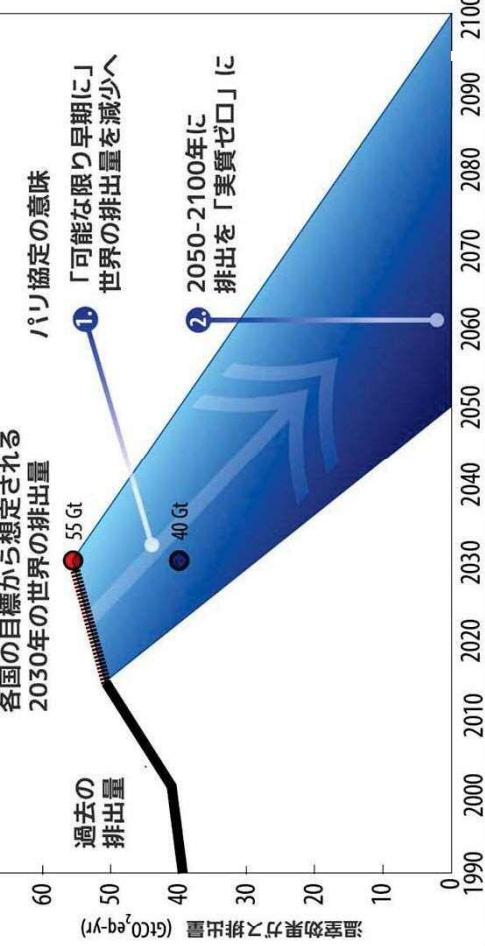
20県

北海道 宮城 秋田 岩手 福島 茨城 千葉
神奈川 静岡 愛知 三重 兵庫 岡山 広島
愛媛 島根 山口 福岡 長崎 宮崎

2017年1月13日現在 気候ネットワーク調べ

2

最もCO₂を排出するのは「石炭」



※1 石炭発電の使用電力量あたりのCO₂排出量は、最新型でも約800g-CO₂/kWh。
一方、天然ガス火力発電所は、最新コンバインドサイクルで約350g-CO₂/kWh程度。
※2 石炭火力と複合発電(IGCC)の使用電力量あたりのCO₂排出量は、約700g-CO₂/kWh程度。

3

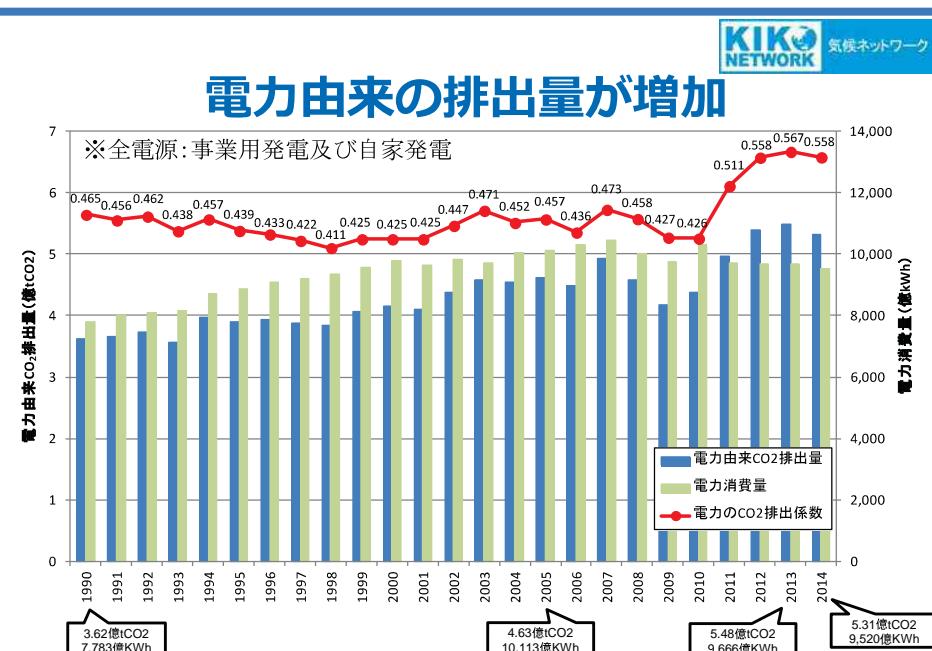
71

「2°C目標」のため、化石燃料の大半は地中に止めておかないといけない エネルギーの作り方・使い方を変える必要性



Figure 2: Conventional and unconventional fossil fuel reserves of coal, oil and gas, and the remaining global carbon budget compatible with scenarios limiting global mean warming to 2°C above pre-industrial temperatures. Source of Fossil Fuel Reserves: IPCC, 2011, Figure 1.7; Source of Carbon Budget: IPCC, 2013a and IPCC erratum, 2013b, adapted.

5

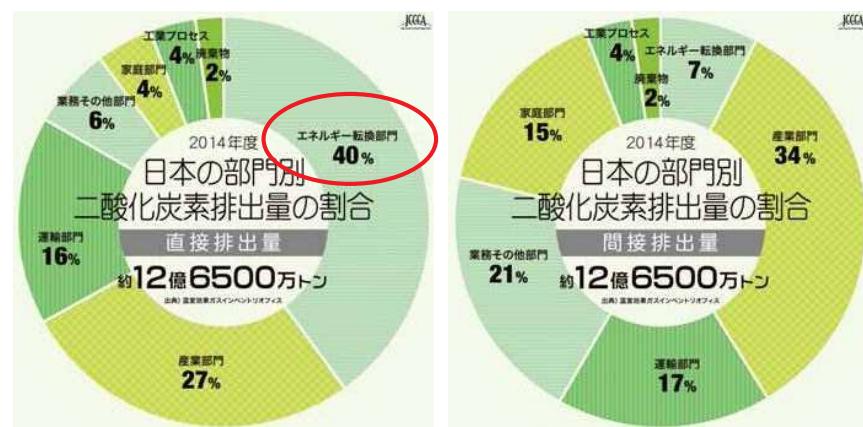


〈出典〉温室効果ガス排出・吸収目録、総合エネルギー統計(資源エネルギー庁)をもとに作成(環境省より)

出典:2014年度(平成26年度)温室効果ガス排出量

7

部門別CO₂排出量 (2014年度)



温室効果ガス排出の3分の1が発電部門から

6

石炭を巡る政策の回帰路線

- **京都議定書効果 (2009)** : 発効後、新規の建設設計画は凍結
 - 建設設計画が2009年に中止に 福島県小名浜での計画
(環境アセスメントにおいて環境大臣が「是認できない」と意見した後)
- **東電福島第一原発事故後 (2012~)** :
 - 環境アセスメントの緩和など、石炭火力発電へのインセンティブとなる政策を導入
- **「電力システム改革のスタート」 (2013)** : 2020年の発送電分離を視野に、大型電源の確保に多様な事業者が計画
- **「エネルギー基本計画」 (2014)** : 原子力発電と石炭火力発電の両方を“ベースロード電源”として推進

8

2030年に「石炭」が26%

- 長期エネルギー需給見通しにおける電源構成（エネルギー믹스）の想定



9

過大な需要予測

2013年実績は07年比8.8%減少



1-2-7
原電・東邦電力・西日本電力
10

石炭火力発電の新設のインパクト 推定CO₂追加排出量

- 新設計画：48基、2,300万kW以上

うち小規模（アセス非対象）：約17件

- 建設・稼働ラッシュは2020年に（発送電分離の時期に合わせて）
- 環境アセスメントを潜り抜ける大規模、小規模発電所も多数存在
- 福島への復興支援／オリンピック電源？として

★廃止計画は未公表

- 推定CO₂排出量：約1億4000万トン

- 日本の90年GHG排出量の11%に相当
- 2050年80%削減（90年比）に相当する
2億5千万トンの半分以上を石炭火力のみで排出

11

諸外国の石炭火力発電を巡る動向 新規計画は実現せず、既存も抑制へ→廃止へ

- アメリカ：気候行動計画／クリーン・パワープラン
既存・新規の石炭火力発電の抑制策として排出規制を導入
- イギリス：2025年までに石炭火力発電所の全廃を発表
新規石炭火力発電にCCSレディーを義務付け
- ドイツ：2020年目標の法制化で、国内石炭火力議論が加速
- フランス：2023年までに石炭火力発電所の全廃を発表
- カナダ：2030年までに石炭火力発電所の全廃を発表
(※ただし、CCS付を除く)
- ニュージーランド：2018年に最後の石炭火力発電所を閉鎖

12

ダイベストメント運動 化石燃料への投資から撤退を決定 (500以上の団体・総額3兆4千億ドル(約400兆円))



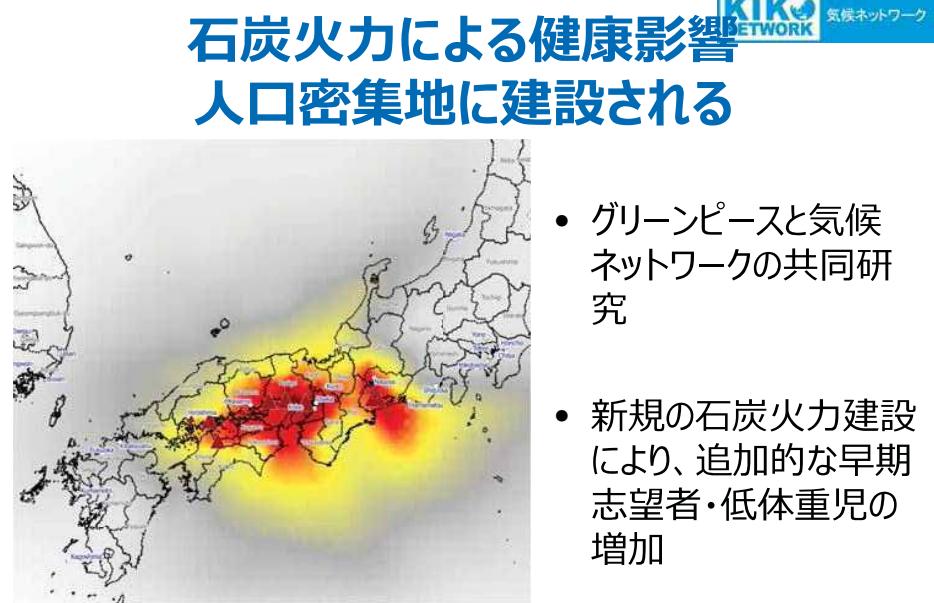
公的資金による国際的な石炭支援額
世界最多の200億ドルの日本のリスクは大

13

原発より石炭はマシか？



- 既存の一極集中の電力システムを温存する
 - 原発も石炭火力もNO！ その一方…LNGの計画も多数が予定されている。政策的シグナルが必要。
- 環境アセスメント制度におけるコミュニケーション不足
 - 環境アセスメントをすり抜ける案件が複数あり、住民とのコミュニケーションが行われていない案件も。（仙台など）
 - 情報公開の徹底、アセスメントでの厳格な審査が必要。
 - 人口密集地に多数あり、健康被害への懸念が大。
- 高効率化でも1.5、2℃目標には間に合わない
 - もはや、技術革新による効率化を待っている余地はない！



出典：「新規石炭火力発電所による大気環境及び健康への影響」グリーン・ピースジャパン、気候ネットワーク

- グリーンピースと気候ネットワークの共同研究
- 新規の石炭火力建設により、追加的な早期志望者・低体重児の増加



石炭帝国と戦う正義のヒーロー^{アンチコールマン}
Twitter : @anticoalman

ご清聴ありがとうございました。

ご質問・ご意見は気候ネットワーク
京都事務所の山本までお気軽にお寄せ下さい。

メール : yamamoto@kikonet.org
電話 : 075-254-1011、FAX : 075-254-1012
URL : <http://www.kikonet.org>

気候ネットワークは地球温暖化を防ぐために市民の立場から提案×発信×行動するNGO/NPOです。気候ネットワークは多くの方々のご参加・ご支援によって支えられています。どうか、ご支援をよろしくお願ひいたします。オンライン寄付・入会ページは次よりアクセスできます。

URL : <http://www.kikonet.org/category/support/>

(右のQRコードからもオンライン寄付・入会ページにアクセスできます)



16

市民がすすめる再エネ普及

2017年2月4日(土) 第45回公害環境デー

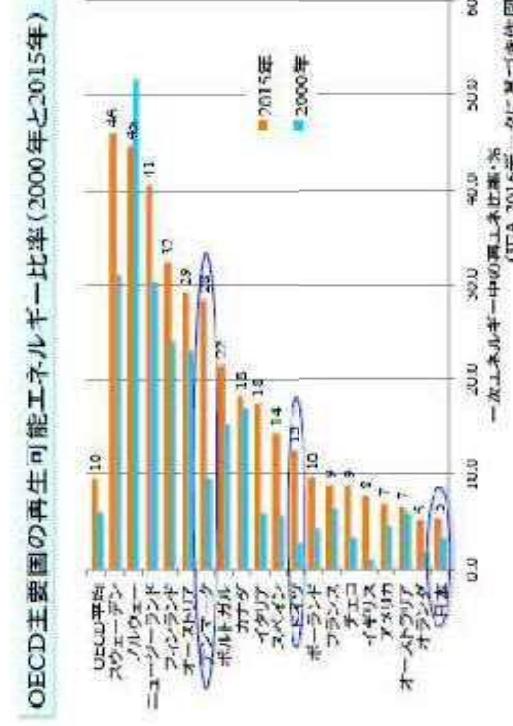
NPO法人自然エネルギー市民共同発電
自然エネルギー市民の会事務局次長 中村 庄和

今日のお話し

1. 世界は再エネ普及が急速にすすんでいる
2. 日本の再エネ普及の状況
3. 市民がすすめる再エネ普及の例



世界は再エネ普及にシフト



自然エネルギー市民の会/NPO法人自然エネルギー市民共同発電

自然エネルギー市民の会の紹介

- 設立 2004年7月 自然エネルギー市民の会
- 2005年8月 NPO自然エネルギー市民共同発電
- 2012年12月有限責任事業組合せのがわおひさま共同発電
- 2014年3月合同会在福島あたみまち市民共同発電

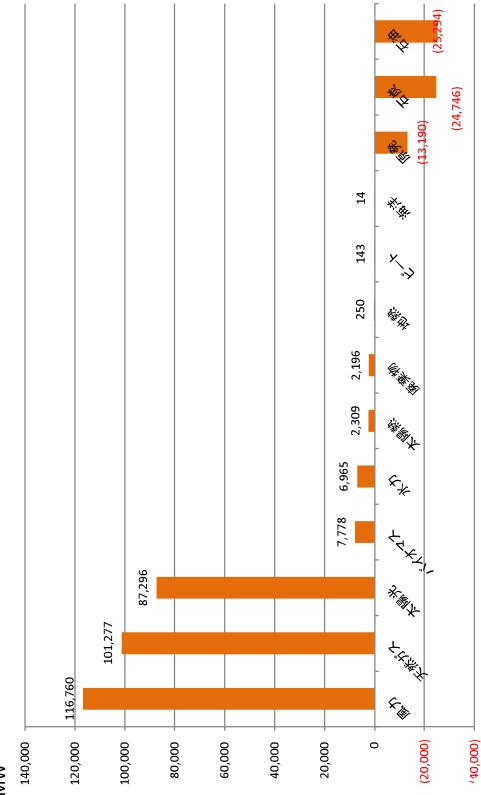
自然エネルギー市民の会

- 代表 田代 和田 武 (元立命大学教授、和歌山大学客員教授)
- 事務局長 早川光俊 (弁護士、CASA専務理事)
- 目的 地域と連係した市民による、
自然エネルギー市民共同発電所づくり
- 会員 個人会員 130名、団体会員19団体・社
会費 個人3000円/年、団体5000円/年
- 関連団体 気候ネットワーク／CASA／大阪市民ネットワークなど



自然エネルギー市民の会/NPO法人自然エネルギー市民共同発電

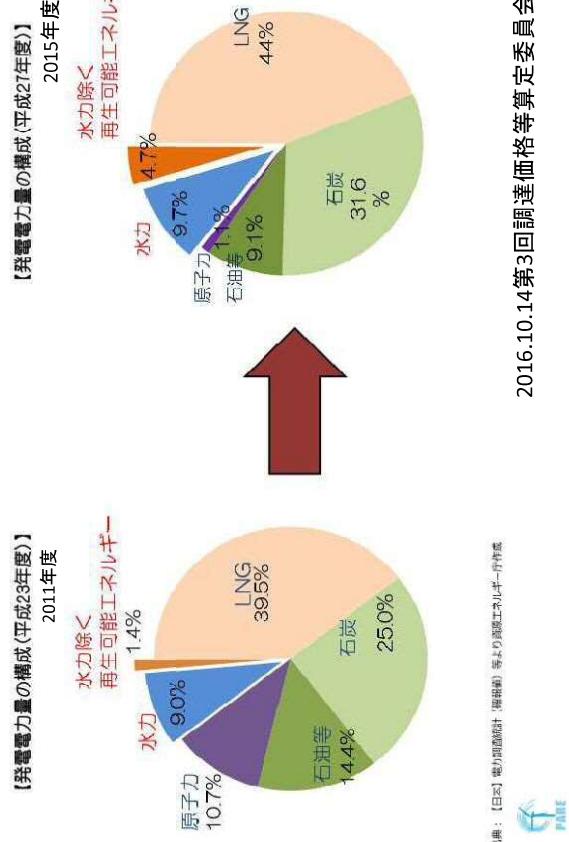
EUにおける発電手段別の 2000～2014年の期間での増減



(出典:和田式「再生可能エネルギー—100%時代の到来」、2016)

自然エネルギー市民の会/NPO法人自然エネルギー市民共同発電

日本の再生可能エネルギーの導入状況



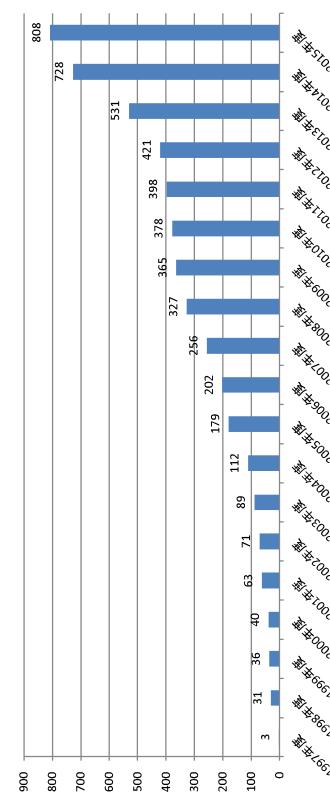
日本の再生可能エネルギーの導入状況



2016年度調達価格及び調達期間

供給者	10kW未満	10kW以上	太陽光	出力制限設備 機器設置義務なし	開業価格 (税抜)	開業価格 (税抜)	開業期間 (税抜)	開業期間 (税抜)	開業期間 (税抜)	開業期間 (税抜)
太陽光					22円	55円	開業価格 (税抜)	開業価格 (税抜)	開業価格 (税抜)	開業価格 (税抜)
開業価格 (税抜)	24円	24円	24円	24円	31円	33円	36円	36円	36円	36円
調達期間	20年間	10年間	10年間	10年間	10年間	10年間	20年間	20年間	20年間	20年間
水力(全一般設置義務)	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満	200kW未満	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満	200kW未満	200kW未満	200kW未満
開業価格 (税抜)	24円	24円	29円	29円	34円	14円	21円	21円	21円	21円
調達期間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間
地熱	15,000kW 以下	15,000kW 未満	ハイオマス	メタンガス化発電	未利用地大木燃焼弁済 2,000kW 未満	一般木質燃焼弁済 2,000kW 以上	薪葉物 燃焼弁済	薪葉物 燃焼弁済	薪葉物 燃焼弁済	薪葉物 燃焼弁済
開業価格 (税抜)	26円	40円	39円	40円	40円	32円	24円	17円	13円	13円
調達期間	15年間	15年間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間

全国で800を超える市民・地域共同発電所



市民・地域共同発電所を設置した目的

1. 地球温暖化防止
2. エネルギー自給率の向上
3. 自然工不景及のための仕組み作り
4. 脱原発への動きかけ
5. 地域の活性化
6. 政府のエネルギー政策転換への働きかけ
7. 他団体や行政、企業との新しい連携づくり
8. FITによって経済性が向上し、採算が合うようにになったから



自然エネルギー＝市民の会/NPO法人自然エネルギー＝市民共同発電

市民共同発電所とは

市民や地域の主体が中心となつて建設・運営する
再生可能エネルギー発電所

- 市民や地域住民が**意思決定**に関わっている
- 市民や地域住民からの**資金が一定の割合を占めている**
- 収益の一部が**市民や地域に還元される**

- **発展性や展望がある**

2017年11月に「第7回 市民・地域共同発電所
全国フォーラムin福島」を開催予定



自然エネルギー市民の会/NPO法人自然エネルギー市民共同発電

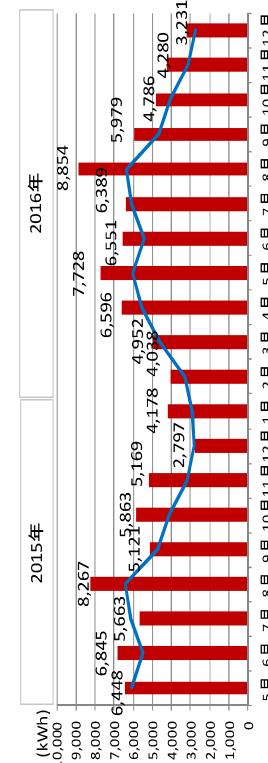
自然エネルギー市民の会が係る発電所

発電所名	設置場所	設置年、容量	総事業費	資金協力者
ぽっぽおひさま発電所	東大阪市の保育園の屋根	2006年3月 10kW	約1200万円 (120万円/kW)	建設協力金1口10万円 (35名)と寄付金、約250名
せのがわおひさま発電所	広島市安芸区の未耕作地	2013年5月 30kW	約1200万円 (40万円/kW)	広島市の方6名と有限責任事業組合を設立 建設協力金35名
福島りょうぜん市民共同発電所	福島県伊達市の雑穀地	2013年9月 50kW	2000万円 (40万円/kW)	全国から63名の出資で
福島あたみまち市民共同発電所	福島県郡山市の未耕作地	2015年2月 210kW	7800万円 (37万円/kW)	2000万円銀行融資、5800万円を全国から128名の出資で
泉大津汐見市民共同発電所	泉大津市の下水処理場の空地	2015年4月 50kW	1920万円 (38万円/kW)	泉大津市民など41名の出資で
合 計		350kW	1億2320万円	建設協力金・出資者はのべ302名

福島りょうぜん、福島あたみまちは、売電収入の2%を福島復興基金として活用
泉大津汐見は、売電収入の2%を泉大津で環境活動を進める基金として活用

10

発電は順調です(泉大津汐見市民共同発電所)



	予測	発電実績	達成率	設備利用率
2015年度	49,782 kWh	59,341 kWh	119%	15.4%
2016年度	44,060 kWh	54,394 kWh	123%	16.5%
累計	93,842 kWh	113,735 kWh	121%	15.9%

2015年度は、約16軒分の電力を発電(1軒月約300kWh)
CO2を約3万204kg削減(CO2排出係数0.509g/kWh)

自然エネルギー市民の会/NPO法人自然エネルギー市民共同発電



語り継ぎ、理解を広げる活動

PARE

自然エネルギー市民の会/NPO法人自然エネルギー市民共同発電

11

12

大阪府内の市民共同発電所

団体名	発電所(設備容量)	設置年	設置場所	所在地
ECOまちネットワーク・よどがわ	ECOまちさわやか発電所 (10kW)	2009年12月	特別養護老人ホームの屋根	東淀川区
リアルにブルーアースおさか	リアルに協働発電しょ・ながお (20kW)	2014年1月	生協のお店の屋根	枚方市
ねやがわ市民共 同発電所	1号機 (10kW) 2号機 (25kW) 3号機 (10kW)	2014年2月 2014年11月 2017年2月予定	保育園の屋根 作業所の屋根 保育園の屋根	寝屋川市
豊中市民エネルギーの会	あつぶるひしまま発電所 (8kW)	2017年2月予定	こども園の屋根	豊中市



自然エネルギーー市民の会/NPO法人自然エネルギーー市民共同発電

13



府県	団体名	設置数	設置場所
京都府	きょうとグリーンファンド (一社)市民エネルギーー京都 新婦人京都本部・京都農民連	20カ所 4カ所 1カ所	保育園・幼稚園の屋根など 道の駅、小学校など 農民連直センター屋根
奈良県	(NPO)さーくるおてんとさん (一社)未来エネルギーー奈良 (一社)市民エネルギーー生駒	4カ所 1カ所 3カ所	特別養護老人ホーム屋根など ならコープ本部の屋根 公園の建物屋根、子ども園屋根
和歌山県	(一社)南紀自然エネルギーー	1カ所 3カ所計	
兵庫県	非営利型(株) 宝塚すみれ発電	6カ所 画面中	耕作放棄地、ソーラーシェアリン グ

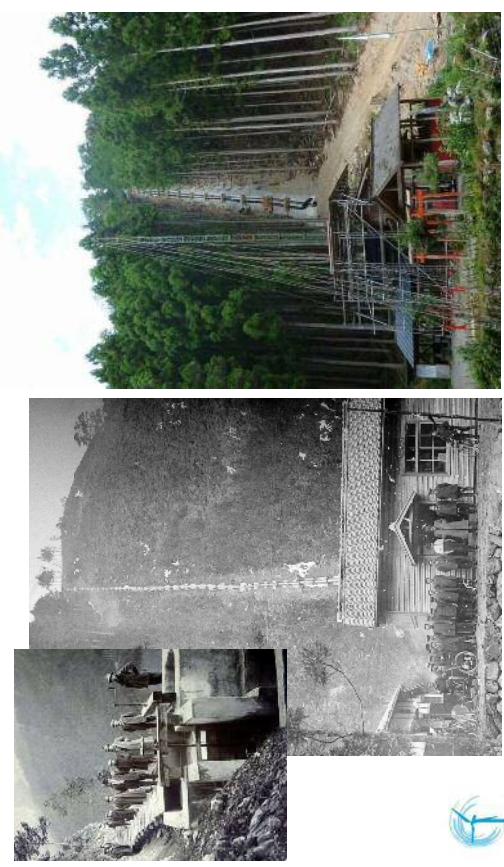
14



自然エネルギーー市民の会/NPO法人自然エネルギーー市民共同発電

奈良県東吉野つくばね小水力発電所

大正時代(45kW)の発電所を復活させるプロジェクト(82kW)



自然エネルギーー市民の会/NPO法人自然エネルギーー市民共同発電

15

太陽光発電所を設置できる土地を探しています。
50kW規模、800m²(約250坪)
心当たりのある方は、ぜひご紹介ください。



自然エネルギーー市民の会

特定非営利活動法人 自然エネルギーー市民共同発電

合同会社 福島あたみまち市民共同発電

〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目1-19-470(CASA内)

Tel:06-6910-6301 fax:06-6910-6302

e-mail: wind@parep.org URL: <http://www.parep.org/>

自然エネルギーー市民の会/NPO法人自然エネルギーー市民共同発電

16

第2分科会「パリ協定発効と日本の課題」 参考資料

全大阪消費者団体連絡会 事務局次長 大森隆

1 大阪府内自治体の地球温暖化対策の現状（表1）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、地方自治体に地球温暖化対策実行計画（計画期間、目標、実施措置）の策定を求めている。

(参考：環境省 地方公共団体実行計画策定支援 http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html)

- ・事務事業編…すべての都道府県・府市町村の義務づけ
- ・区域施策編…都道府県と特例市以上に義務づけ、その他の市町村は努力義務
 - *区域施策編で定める事項には、再エネ・省エネの促進に関する事項が含まれる。)

■自然エネルギー市民の会・全大阪消費者団体連絡会・地球環境市民会議（CASA）の3団体共同で、府内自治体の区域における地球温暖化対策に係る計画の策定状況を調査した。

- ①策定義務を持つ府と10市すべて+ほか6市が策定（人口カバー率81%、CO₂排出量カバー率84%）
検討中が5市町
- ②すべての計画が2020年度を目標年度に設定
そのうち9市では2050年度削減目標（60～80%）を設定
- ③毎年度の進捗評価、定期的な改定を実施

2 大阪府内自治体の再生可能エネルギー普及計画・施策の現状（表2）

■上記調査では、再生可能エネルギー普及の具体的な目標等の策定の有無も尋ねた。

- ①具体的な目標を定めた計画・ビジョンがあると回答したのは府と12市。
- ②住民・住民団体向け補助金・融資制度を確認できたのは、府と19市町。

*再生可能エネルギー普及促進をうたう条例として、「大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例」（2011年11月）が確認できた。

（第3条）本市は、低炭素社会の構築に向けて、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の方法による温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（第7条）事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活に関し、優先的に再生可能エネルギーの導入に努めなければならない。

3 関西エリアの小売電気事業者の二酸化炭素排出係数・電源構成（表3）

大阪消団連は昨年11月時点での関西エリアにおける家庭向け小売電気事業者の調査を行い、webで公表している。（<http://hb8.seikyou.ne.jp/home/o-shoudanren/act6kouridenki/act6kouridenki.html>）

- ①当該事業の実施を確認できたのは40事業者
- ②そのうち二酸化炭素排出係数または電源構成を公表しているのは21事業者
(公表の意向は8割程度の事業者があると表明)

*自分が暮らす自治体の温暖化対策、再エネ普及策に关心を持ち、充実を求めるよう！

*自分が使っている電気の構成を知り、比較・選択しよう！

(表1) 大阪府内自治体の区域における地球温暖化対策に係る計画の策定状況

自治体 (人口順)		人口	区域全体を対象として実施中の 温暖化対策計画の名称	策定時期	計画期間	基準 年度	目標 年度	削減目標	計画改定 (策定) の予定
0	大阪府	8,865,502	大阪府地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	2015年3月	2015～ 2020年度	2005	2020	7%削減 (90比▲12.4%)	検討中
1	政	大阪市	2,681,555	大阪市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	2011年3月	2011～ 2020年度	1990	中期目標 2020 長期目標 2050	中期目標25%以上削減 長期目標80%削減
2	政	堺市	845,960	第2次堺市環境モデル都市 行動計画	2014年5月	2014～ 2018年度	1990	2020 2050	[中期目標]2%増加まで抑制 [長期に目標]80%削減
3	中	東大阪市	496,659	東大阪市地球温暖化対策実行計画 区域施策編	2010年3月	2011～ 2050年度	2005	2020 2030 2050	2020年度6.5%削減(90比▲13.1%) 2030年度20%削減(90比▲24.4%) 2050年度60～80%削減
4	中	枚方市	406,133	枚方市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	2013年3月	2013～ 2022年度	1990	2020 2022 2050	2020年度25%削減 2022年度29%削減 2050年度80%削減
5	中	豊中市	403,030	豊中市地球温暖化防止計画	2007年11月 改定 2014年3月	2007～ 2020年度 * 超長期 2050年度	1990	2020 2030 2050	市民一人あたり温室効果ガス排出量 2020年度20%削減 2030年度40%削減 2050年度70%削減
6	特	吹田市	367,068	吹田市地球環境化対策新実行計画 (改訂版)	2016年3月	2016～ 2020年度	1990	2020	25%以上削減
7	中	高槻市	355,209	たかつき地球温暖化対策 アクションプラン	2011年3月	2011～ 2020年度	1990	2020	25%削減
8	特	茨木市	279,395	茨木市地球温暖化対策 実行計画	2012年3月	2012～ 2020年度	1990	中間目標 2020 最終目標 2050	市民一人あたりCO2排出量 2020年度20%削減 2050年度70%削減
9	特	八尾市	268,965	八尾市地球温暖化対策 実行計画(チャレンジ80)	2010年3月	2010～ 2050年度	1990	2020 2050	2020年度25%削減 2050年度80%削減
10	特	寝屋川市	239,108	寝屋川市地球温暖化対策 地域計画	2012年9月	2012～ 2020年度	1990	2020 2050	2020年度25%削減 2050年度80%削減 (CO2排出量)
11	特	岸和田市	199,214	岸和田市地球温暖化対策実行計画 (区域施策)	2011年5月	2011～ 2050年度	1990	2012 2020 2050	2012年度15%削減 2020年度25%削減 2050年度80%削減
12		和泉市	186,833	和泉市地球温暖化対策 地域推進計画	2010年3月	2010～ 2020年度	1990	2020	10%削減 (CO2排出量)
13		守口市	144,615	なし					なし
14		箕面市	135,587	第五次箕面市総合計画 後期基本計画	2016年3月	2016～ 2020年度	2013	2020	10.7%削減 (CO2排出量)
15		門真市	125,409	なし					なし
16		大東市	123,397	なし					なし
17		松原市	121,962	なし					なし
18		富田林市	114,919	なし					なし
19		羽曳野市	114,146	なし					—
20		河内長野市	109,545	なし					検討中
21		池田市	102,671	池田市新環境基本計画	2011年3月	2011～ 2020年度	1999	2020	30%削減
22		泉佐野市	101,035	なし					なし
23		貝塚市	89,212	なし					なし
24		摂津市	85,477	摂津市地球温暖化防止 地域計画	2011年12月	2011～ 2020年度	1990	2020	20%削減 (CO2排出量)
25		交野市	78,015	交野市環境基本計画	2012年3月	2012～ 2021年度	1990	2020	25%削減 (CO2排出量)
26		泉大津市	75,910	泉大津市地球温暖化対策 地域推進計画	2012年10月	2012～ 2020年度	1990	2020	25%削減
27		柏原市	71,344	なし					なし
28		藤井寺	66,118	なし					—
29		泉南市	63,727	なし					検討中
30		高石市	58,128	なし					検討中
31		大阪狭山市	57,854	なし					なし
32		阪南市	56,475	なし					なし
33		四條畷市	56,332	なし					なし
34		熊取町	44,118	なし					—
35		島本町	30,678	なし					なし
36		豊能町	20,864	なし					—
37		忠岡町	17,526	なし					検討中 (2017年)
38		岬町	16,488	なし					—
39		河南町	15,857	なし					検討中
40		太子町	13,846	なし					なし
41		能勢町	10,893	なし					なし
42		田尻町	8,606	なし					なし
43		千里赤阪村	5,619	なし					—

* 政は政令指定都市、中は中核市、特は施行時特例市

* 基準年度が1990年度でないが、計画中に1990年度排出量が記載されている自治体では、削減目標の1990年度比を算出し、(90比)として示した。

(表2) 大阪府内自治体の再生可能エネルギー普及計画・施策の状況

自治体		再生可能エネルギーの普及について具体的な目標を定めた計画・ビジョン			住民・住民団体向けの再生可能エネルギー普及促進支援策 (補助金、融資など)
		名称	策定時期	目標	
0	大阪府	おおさかエネルギー 地産地消推進プラン (*府市共同)	2014年3月	(1)再生可能エネルギーの普及拡大: 2020年度までに府域で90万kwの増加を目指します。(住宅用: 62万kw、非住宅用: 28万kw) (2)エネルギー消費の抑制: 省エネ機器・設備の導入促進を図り、エネルギーを有効利用して無理なく、エネルギー使用量を削減できる省エネルギー社会の構築を目指します。 (3)電力需要の平準化と電力供給の安定化: ガス冷暖房等の導入による電力需要の削減と、分散型電源等による供給力の確保(削減: 25万kw、供給力確保: 35万kw)	創エネ設備及び省エネ機器設置特別融資事業 低利ソーラークレジット事業 地球環境活動を広げる府民共同発電補助事業
1	政 大阪市				なし
2	政 堺市	堺市地域エネルギー施策方針	2013年11月	・2020年度に電力自給率(再生可能エネルギーのみ) 5.6% ・2020年度にエネルギー自給率(再生可能エネルギーのみ) 1.4%	戸建て住宅を対象としたスマートハウス化支援事業 集合住宅に係るスマート化支援事業
3	中 東大阪市	第2次環境基本計画 東大阪市地球温暖化対策 実行計画 区域施策編	2010年3月	太陽光発電導入規模(累積) H32年度 23000kw	再生可能エネルギー等補助制度
4	中 枚方市	なし			なし
5	中 豊中市	なし			住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助
6	特 吹田市	吹田市地球環境化対策 新実行計画(改訂版)	2016年3月	2020年度太陽光発電システム導入件数4000件 設置容量22000kw	なし
7	中 高槻市	地域新エネルギービジョン たかつき新エネルギー戦略	2007年2月 2012年10月	平成42(2030)年における創エネ・省エネによる電力量 の割合を高槻市内の電力消費量の35%以上とする	エコハウス補助金
8	特 茨木市	なし			住宅用太陽光発電システム等設置事業補助制度
9	特 八尾市	八尾市公共施設への 太陽光発電設備の設置方針	2013年9月	目標値なし	住宅用太陽光発電設備普及促進事業
10	特 寝屋川市	寝屋川市環境基本計画 寝屋川市地球温暖化対策 地域計画	2011年3月 2012年9月	温室効果ガス排出量の削減目標の内訳として、再生可能エネルギーの導入による削減量を定めている	住宅用太陽光発電システム設置補助 自治会集会所用太陽光発電システム設置補助
11	特 岸和田市	なし			再生可能エネルギー等設備導入補助事業
12	和泉市	第2次和泉市環境基本計画	2016年3月	低炭素でちきゅうにやさしいまちをつくる (注: 計画中に具体的な目標は見当たらない)	住宅用太陽光発電システム設置費補助金
13	守口市	なし			なし
14	箕面市	なし			なし
15	門真市	門真市環境基本計画	2015年3月	地域の特性に応じた活用促進のための調査・研究 (注: 計画中に具体的な目標は見当たらない)	なし
16	大東市	第2期大東市環境基本計画	2016年3月	太陽光発電等の導入促進 (注: 公共施設への再生可能エネルギーシステムを2018年度までに合計 320 kW)	家庭用燃料電池設置補助金
17	松原市	なし			なし
18	富田林市	なし			住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度
19	羽曳野市	なし			—
20	河内長野市	なし			集会施設への太陽光発電システム設置補助制度
21	池田市	池田市地域 新エネルギービジョン	2008年2月	新エネルギーと省エネルギーの相乗効果で2030年の化石エネルギー消費を半減させる(1999年度比)	住宅用太陽光発電システム設置補助事業 非住宅用太陽光発電システム設置補助事業
22	泉佐野市	なし			なし
23	貝塚市	なし			検討中
24	摂津市	なし			なし
25	交野市	なし			なし
26	泉大津市	泉大津市地球温暖化 地域推進計画	2012年10月	太陽光発電システムの市内設置件数1000件	住宅用太陽光発電システム設置補助事業 沙見市民共同発電所設置事業
27	柏原市	なし			なし
28	藤井寺	なし			—
29	泉南市	なし			太陽光発電補助事業
30	高石市	なし			家庭用燃料電池(エナファーム)設置補助制度
31	大阪狭山市	なし			住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
32	阪南市	なし			なし
33	四條畷市	なし			住宅用太陽光発電システム設置費補助金
34	熊取町	なし			—
35	島本町	なし			なし
36	豊能町	なし			なし
37	忠岡町	なし			なし
38	岬町	なし			—
39	河南町	なし			住宅用太陽光発電システム設置費補助金
40	太子町	なし			なし
41	能勢町	なし			—
42	田尻町	なし			なし
43	千早赤阪村	なし			—

* 政は政令指定都市、中は中核市、特は施行時特例市

* (注)は大阪消團連事務局による。

表3 関西電力エリアで二酸化炭素排出係数、電源構成を開示して、家庭向けに電気を販売している事業者 2016年11月)

登録番号	氏名又は名称	二酸化炭素排出係数 (割算後)	電源構成開示	FIT電気 再生可能エネルギー	水力	風力	LNG 火力	石炭 火力	原子力	地熱 火力	その他の 電力	取引所
1 A0272	関西電力	0.496kg-CO ₂ /kWh 2015年度実績	2015年度 実績 計画	3%	2%	10%	45%	25%	12%	1%	2%	1%未満
2 A0013	タイ・オブ・テイコム (eo電気)		2016年度 上期計画	20%	6%						100%	eo光利用者のみ。
3 A0021	Loop		2016年度 下期実績	1%	5%							74%
4 A0022	東燃ゼネラル石油 (myでんき)	0.479kg-CO ₂ /kWh 2015年度実績	*0.453kg-CO ₂ /kWh 2016年度実績(*実績出荷量)	2015年度 上期実績 計画	1%	5%	33%	13%	48%			
5 A0042	新エネルギー開発 (伊丹産業のでんき)	0.368kg-CO ₂ /kWh 2016年度計画	2016年度 上期実績 計画	7%								
6 A0048	大阪ガス		2015年度 実績	13.5%	6.9%	51.4%	18.0%	7.1%	3.1%			
7 A0060	アイグリッドソリューションズ (スマ電)		2016年度 計画	11.1%	3.2%	33.8%	24.0%	3.2%	3.1%	2.2%		
8 A0077	KDDI (au電)		2016年度 実績	38.5%			32.4%			29.1%		
9 A0091	大阪いすみ市民生活協同組合 (コーブでんき)	0.206kg-CO ₂ /kWh 2015年度実績	0.503kg-CO ₂ /kWh 2015年度実績	2014年度 実績 計画	35.38%	0.26%	15.68%	47.05%	0.23%	0.97%	0.43%	電気供給はサミットエナジー。
10 A0098	ジェイコムウェスト (J-COM電力)	0.411kg-CO ₂ /kWh 2015年度実績	0.462kg-CO ₂ /kWh 2015年度実績	2015年度 実績 計画	16.2%	11.5%	23.2%	10.3%	2.3%	35.6%	1.0%	
11 A0130	丸紅新電力		2015年度実績を 年内公表予定	2016年7月 東電エナジア実績	1.7%	4.4%						39%
12 A0157	生活クラブエナジー											
13 A0172	HTBエナジー (たのしいでんき)	0.586kg-CO ₂ /kWh 2015年度実績分	0.439kg-CO ₂ /kWh 2015年度実績分	2016年度 計画(エネット分)	3%	1%	3%	64%	12%	3%	9%	
14 A0176	日本エコシステム (じぶん電力)	0.498kg-CO ₂ /kWh 2015年度実績	0.498kg-CO ₂ /kWh 2015年度実績	2014年度 実績 計画	14.96%	3.61%	4.59%	43.66%	15.30%	8.56%	7.60%	
15 A0184	ワタミファーム＆エナジー										36%	
16 A0194	ミツウロコ											
17 A0269	東京電力エナジー、パートナー	0.491kg-CO ₂ /kWh 2015年度実績	0.659kg-CO ₂ /kWh 2015年度実績	2016年度 計画	3%	3%	4%	66%	18%	6%	1%未満	
18 A0274	四国電力											
19 A0324	生活協同組合コープしが (コーブでんき)											
20 既次 事業者	ソーラーパンク (FITでんきプラン)											
21	NTTスマイルエナジー (太陽のでんき)											

※FIT電気は、「FIT電気を調達する費用の一割は、電気を利用するすべての国民が負担する賦課金により賄われます。◆電源の分類は、比較が容易となるように、大阪消連事務局で整理したため、各社が公表している表現と一部異なります。
◆数値は、各社が開示している桁数で示しています。

※二酸化炭素排出係数の「調整後」とは、発電方法に応じて算出した電気排出量に、FIT電気分と排出権取引分により調整した値をいいます。

※FIT電気は、「FIT電気を調達する費用の一割は、電気を利用するすべての国民が負担する賦課金により賄われています。◆電源の分類は、比較が容易となるように、大阪消連事務局で整理したため、各社が公表している表現と一部異なります。
◆数値は、各社が開示している桁数で示しています。

電源別二酸化炭素排出係数
主な電源別二酸化炭素排出係数
CO₂排出係数 (kg-CO₂/kWh、発電量)
石炭火力 0.82
天然ガス 0.66
LNG火力 0.40
水等再生可能エネルギー 0
※FIT電気のエネルギー 0
「日本でのエネルギー使用量」

- 発電時に排出する二酸化炭素の量を、1kWhあたりで示した値です。
- 同じ火力発電でも、石炭火力はLNG火力の2倍の二酸化炭素を排出します。

TPP と食の安全

関西大学 経済学部
ほんまにええの？TPP 大阪ネットワーク代表
樋原 正澄

I はじめに—新自由主義とグローバリゼーション—

「食の安全は政治的である」(マリオン・ネッスル『食の安全』岩波書店、2009年)

- 食の安全をめぐる問題
- グローバルな食品安全政策

II 自由貿易体制の動向—農産物貿易交渉と日本の食料・農業—

1 世界の農産物貿易ルール

- ①1995年世界貿易機関（WTO）の設立
- ②WTOを補完する EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）

2 WTO 農業交渉

- ①WTO 農業交渉の流れ
- ②世界的な EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）網の拡大
WTO ドーハ・ラウンドの難航により、EPA/FTA 網の拡大

3 EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）

- ①EPA/FTA 交渉の日本の取り組み
- ②アジアを中心に EPA/FTA を推進

4 TPP と日本の食料・農業

- TPP は FTA の一種
- TPP (Trans-Pacific Partnership、環太平洋経済連携協定) とは
2006年5月シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国で締結された自由貿易協定
→環太平洋地域全体に適用
⇒2015年までに完全な貿易自由化

- TPPへのアメリカの関与

2010年から9カ国で交渉

旧4カ国：シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド

新5カ国：オーストラリア、アメリカ、ペルー、マレーシア、ベトナム

※ [] は、日本が EPA/FTA 締結済みであり、オーストラリアは交渉中である。

2012年から2カ国追加加盟

カナダ、メキシコ

※ [] は、日本が EPA/FTA 締結済みである。

- アメリカの TPP 参加の狙い
 - ①アジアへの輸出拡大
 - オバマ大統領の一般教書演説（2010年1月）
 - 輸出倍増 5 カ年計画「国家輸出計画」
 - ②市場アクセス交渉のみで、農業国内支持の削減交渉はなし
 - ③对中国の戦略的側面
- TPP 交渉の 24 ワーキンググループ
 - ①主席交渉官協議、市場アクセス、②工業品、③農業、④繊維・衣料品、⑤TBT（貿易の技術障害）、⑥SPS（衛生植物検疫）、⑦原産地規制、⑧貿易円滑化、⑨貿易救済（セーフガード）、サービス、⑩越境サービス、⑪金融、⑫電気通信、⑬商用関係者の移動、⑭電子商取引、⑮投資、⑯政府調達、⑰競争政策、⑱知的財産、⑲労働、⑳環境、㉑制度的事項、㉒紛争解決、㉓協力、㉔分野横断的事項

（出所：外務省「TPP 交渉の 24 作業部会において議論されている個別分野」2011年2月1日。）

III TPP の内容と問題点

1 「対日年次改革要望書」→「日米経済調和対話」

「対日年次改革要望書」

正式には、「日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく要望書（The U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative）」であり、2001年から作成されていたが、2009年鳩山内閣時代に廃止された。

その後、2011年3月から「日米経済調和対話」事務レベル会合が開催されている。

「日米経済調和対話」におけるアメリカの関心事項

情報通信技術（ICT）、知的財産権、郵政、保険：共済、透明性、運輸・流通・エネルギー：自動車、再生可能エネルギー、通関手続き、農業関連課題：残留農薬・農薬の使用、食品添加物、競争政策、ビジネス法制環境、医薬品・医療機器

2 P4 協定

ほぼすべての物品貿易の関税撤廃

3 ISDS（Investor-State Dispute Settlement、投資家対国家紛争解決）条項

NAFTA（北米自由貿易協定）において導入

アメリカの多国籍資本などによる投資紛争解決国際センター等への提訴

IV TPP 協定と食品の表示問題

1 TPP 協定によって、食品の表示問題はどうなるのか

TPP 協定の第8章「貿易の技術的障害（TBT）措置」を手掛かりに考える。

WTO・TBT 協定に準じて構成されているが、貿易促進を強調していることが特徴である。

①「目的」（第2条）

「貿易の円滑化」と「透明性の確保」を重視している。

「この章の規定は、不必要的貿易の技術的障害を撤廃し、透明性を高め、規制に関する一層の協力及び規制に関する良い慣行を促進すること等により貿易を円滑にすることを目的にする」

② 「適合性評価」（第6条）

適合性評価手続に関して、その運用においては「内国民待遇」ならびに「最恵国待遇」を付与する。

③ 「透明性の確保」（第7条）

各国の食品表示基準の策定において海外の利害関係者の関与できる仕組みの導入

④ 「相互承認」（第9条）

適合性評価の結果の受け入れ促進

※国際貿易における工業製品等の規格や食品表示ルール・規格の適合性

強制規格：国際規格を基礎とする義務的な規格（technical regulations）

任意規格：企業の自主的に策定するルールで、任意的な規格（standards）

適合性評価手続（conformity assessment procedures）：国際標準化機関の定めるガイドラインで認定された海外の認定機関の認定結果を受け入れる義務を負うこと、加盟国間でこの認定の相互承認の協議が推奨される。

⑤ 「TBT 小委員会の設置」（第11条）

TPP 加盟国間で新たに TBT（貿易の技術的障害：Technical Barriers to Trade）小委員会を設置する。ただし、TBT 委員会の性格、機能に関しては不明であり、単なる情報交換のレベルを超える際には、各國が制定する基準が侵害されるおそれがある。作業グループを設け、国内ルールを設ける際に利害関係者の関与。

新たな規定を実施する 60 日前までに、相手国の利害関係者が意見を述べる機会を与える。

2 外務省「TPP 協定において慎重な検討を要する可能性がある主な点」（2011年11月）について

TBT（貿易の技術的障害）について

○透明性に関する規定

規格策定段階において相手国関係者の参加を認め、自国民と同じ条件での関与を認める旨の規定が設けられる場合、我が国はこうした運用を行っていないため、我が国の手続の変更等の手当てが必要となる。

○個別分野についての規定

現時点では議論はないが、仮に個別分野別に規則が設けられる場合、例えば遺伝子組み換え作物の表示などの分野で我が国にとって問題が生じる可能性がある。

参考：SPS（衛生植物検疫）について

○WTO・SPS 協定上の権利義務の変更が求められるおそれがある。

例えば、「措置の同等」と「地域主義【注】」について、ルールが一律に適用されるおそれがあるが、WTO・SPS 協定に従って、個別案件毎に科学的根拠に基づいて慎重に検討することが難しくなる。

【注】地域主義

病害虫発生国であっても、清浄地域（病害虫の発生していない地域）において生産されたものであればその輸入を認める概念。

○SPS措置について国際基準との調和を一般的に義務付ける規定が盛り込まれるような場合には、WTO・SPS協定上の各国の権利の行使が制約を受けるおそれがある。（例えばWTO・SPS協定において、科学的に正当な理由がある場合は国際基準に基づく措置によって達成される検疫上の保護水準よりも高いレベルの措置を導入・維持できるとされている。）

○個別品目の輸入解禁や輸入条件の変更について、従来よりTPP交渉参加国より要請されてきた案件が、交渉参加のための条件とされ、あるいはTPP協定に付随する約束を求められる場合には、我が国が適切と考える検疫上の保護水準が確保できるよう、慎重な検討が必要となる。

3 日米の並行協議、日本の食品安全行政について

米国の外国貿易障壁報告書に沿った日本政府の対応

⇒消費者の権利を奪う

4 WTO・TBT協定について

TBT協定は、東京ラウンド1979年4月に合意されたGATTスタンダードコード（貿易の障害に関する協定）として策定され、1994年4月にTBT協定として改定合意され、1995年1月にWTO協定に包含された。TBT協定は、WTO協定一括協定であり、WTO加盟国全部に適用される。

V 食の安全行政

- 1 食の安全をめぐる状況
- 2 食の安全行政

VI 食の安全と国際関係

- 1 WTO協定
- 2 SPS協定（衛生及び植物検疫措置の適用に関する協定）
- 3 コーデックス委員会

VII 食と農の現状と問題点

- 1 日本農業の脆弱性
- 2 食生活の変化と日本農業の対応

VIII 地域のいのちと暮らしを支える－地域経済の活性化－

- 地域のいのちと暮らしを支える公共福祉の重要性
- 食料・農業・環境の一体的保持を図る
- 自然・環境にやさしい社会の形成

「TPPと日本の医療」

～日本国民は“安心・安全の医療”を受け続けられるのか～

大阪府保険医協会 事務局 山口真実

1) TPPの狙いは日本の医療市場

日本には「誰でも、いつでも、どこでも」保険証1枚で医療を受けることができる「国民皆保険制度」という医療制度があります。TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）におけるアメリカの最大の狙いは、42兆円の公的医療制度の巨大かつ安定した日本の医療市場と言われています。日本は世界の人口のわずか1.6%に過ぎないにもかかわらず、世界の約4割の医薬品を消費していると言われ、日本の医薬品費は10兆円超と推計されています。つまり、アメリカの製薬企業にとって最高の顧客と言えます。すでに、日本の医薬品市場における外資系製薬企業のシェアは年々拡大しており、2013年は約1.8兆円の貿易赤字が発生しているほどです。また、全米売り上げ高トップ50社の業種を見てみると、医療、製薬、健康保険、薬局などヘルスケア産業が10社もあることからも明らかです。

2) 薬価などの高騰

TPPに参加するメリットとして、「関税が低くなれば海外から輸入している薬や医療機器は安くなる」と言われていますが、輸入している薬や医療機器には既に関税はかかっていません。むしろ、TPP参加で薬や医療機器等の価格が上がると言われています。

現在、日本の薬価は薬を必要とする人が公的医療保険で安価に利用できるように、政府によってその価格が決められています。しかし、そういった決定プロセスに多国籍企業が利害関係者として影響力を及ぼすことが危惧されます。また、特許期間の延長などが行われ、多国籍企業に有利なルールによって現状でも諸外国に比べて高い日本の薬価が構造的に維持されてしまいます。結果、ジェネリック薬品の開発を遅延させることにも繋がり、新薬などの薬価の高止まりが続くことになります。

さらに、新薬などの審査期間の短縮も要求されており、製品化を急ぐあまり、安全性が担保できない薬などが流通してしまう可能性があります。また、アメリカは検査や手術など治療法についても特許を認めるよう要求しています。検査や先進医療に特許料を支払うこととなると、価格が高騰することが予測されます。

このように、新薬などの価格がなかなか下がらず、検査や治療の価格が高くなると、患者負担に直結し、保険料の引き上げに繋がるなど、患者が安心して医療にかかれなくなることが懸念されます。

3) 混合診療の解禁

日本の健康保険法では、必要な医療を保険で提供することを前提にしており、一連の医療行為の中で「保険診療」と「自由診療（自費）」を混在させる「混合診療」を禁止しています。しかし、アメリカは日本に対して、混合診療の全面解禁を求めてきています。もし、混合診療が解禁されると、①医療格差が広がり、経済力によって受けられる医療に差が出てしまうこと、②医療の安全性や信頼性が崩れることなどが懸念されます。

TPPをきっかけに、混合診療を解禁してしまうと、世界に誇れる「国民皆保険制度」の崩壊を招き、お金がなければ満足な医療を受けることができないアメリカのような医療保険制度になってしまう危険性をはらんでいます。

4) その他

その他、TPPによって①営利企業の病院経営への参入、②日本人医師の流出と外国人医師の流入、③公的保険縮小と民間保険のさらなる拡大などが想定されます。①現在日本では、医療機関は営利目的で医療を提供してはいけないことが厳格に決められていますが、病院経営に営利企業が参入してしまうと、営利追及を目的とし、医療にかける費用が最小化され、医療が「生存権の保障」から「儲け」のために変質してしまいます。アメリカでは病院の営利化で死亡率が上昇したとの報告もあります。②TPPでは人の異動の自由化も求められます。日本において、現状でも医師不足や医療過疎が問題視されているにも関わらず、よりよい労働環境を求めて日本人医師が海外へ流出し、賃金水準の低い国からは外国人医師が日本に流入することが懸念されます。③自由診療部分の費用をカバーするために、民間保険への加入も増える可能性もあります。

5) まとめ

TPPに参加することで、日本国民の健康や医療の安心・安全を守ることよりもアメリカなどの多国籍企業の利益が優先されます。現在でも重い窓口負担が際限なく上がることが懸念され、お金のあるなしで、受けられる医療に差が生じることが予測されます。1961年4月に発足した「国民皆保険制度」は今年で56年目を迎えます。国民の健康達成度はWHOの評価も高く、健康の維持増進に寄与していると言えます。

一方、アメリカは民間医療保険が原則で、保険料の額によって給付範囲が決まります。また、先進国であるにもかかわらず、4800万人以上の人人が無保険者で、国民の6人に1人が医療保険に加入できず、まともな医療を受けられません。にもかかわらず、世界で一番医療にお金を使っている国です。日本がTPPに参加すれば、仮に、全ての国民が公的医療保険に加入しているという形は保持されたとしても、公平、平等な医療を保障する国民皆保険の機能が失われる危険性が高く、アメリカ型の医療に近づくことが危惧されます。

アメリカのトランプ新大統領が就任初日にTPPからの離脱を正式表明しました。しかし、今後の通商交渉では、TPPなど多国間の枠組みではなく、「2国間協定」を結ぶよう各国に求めていく方針としているため、米韓FTAに見られるように日米の2国間協定によって「国民皆保険制度」が切り崩され、国民が安心して医療にかかることができなくなり、国民の健康が損なわれる危険性が目の前に迫っています。

実際、日本の社会保障政策はTPPを前提とするような公的医療の抑制、混合診療解禁の議論、具体化が進められています。医療を国民のための安心したものとして守るためにも、日本で既にすすめられている医療費負担増などの医療改悪を阻止し、TPPや今後予測される日米二国間交渉について注視し、“誰でもどこでもいつでも”安心して医療にかかることができる「国民皆保険制度」を守り続けることが私たち1人ひとりに求められます。

(出典:『TPPが医療を壊す』全国保険医団体連合会、『そうだったのか! TPP 24のギモン』TPPテキスト分析チーム、『アメリカも批准できないTPP協定の内容はこうだった!』山田正彦、など)

I S D S条項と日本の行政

弁護士 杉島幸生

1 I S D S条項とはなにか

- ・多国籍企業が、政府を訴える
- ・判断は国際経済取引法の専門家
- ・どんなときに訴えることができるのか。
※ 基準が明確ではない「間接収用」

2 I S D S条項がつかわれたいくつかの事例

<Metalclad 対 メキシコ 事件>

<シェブロン 対 エクアドル 事件>

国際石油会社（テキサコ、後にシェブロンが買収）が、長年にわたり廃液を違法に投棄していたことに対して住民が損害賠償を提起し、エクアドル裁判所が約180億ドル（懲罰的賠償含む）の賠償を命じる判決を出したところ、S社が国際仲裁裁判所に申立、判決の執行停止を命じる裁定がだされた。

3 T P P発効で、起こりうること

- ★ 新政権が、原発廃止を実施したら・・・
- ★ 自治体が、地元企業を優先しようとしたら・・・

4 T P Pは、主権を侵害する

法律・条例のうえにT P Pがくる →立法権・地方自治の侵害

その判断には司法権も及ばない →司法権の侵害

私たちの関与できないところできる →裁判を受ける権利の侵害

IDS条項って何だ!?

それは投資の章にあつた

多国籍企業
(投資家)

損害賠償請求
原状回復請求

締結国政府



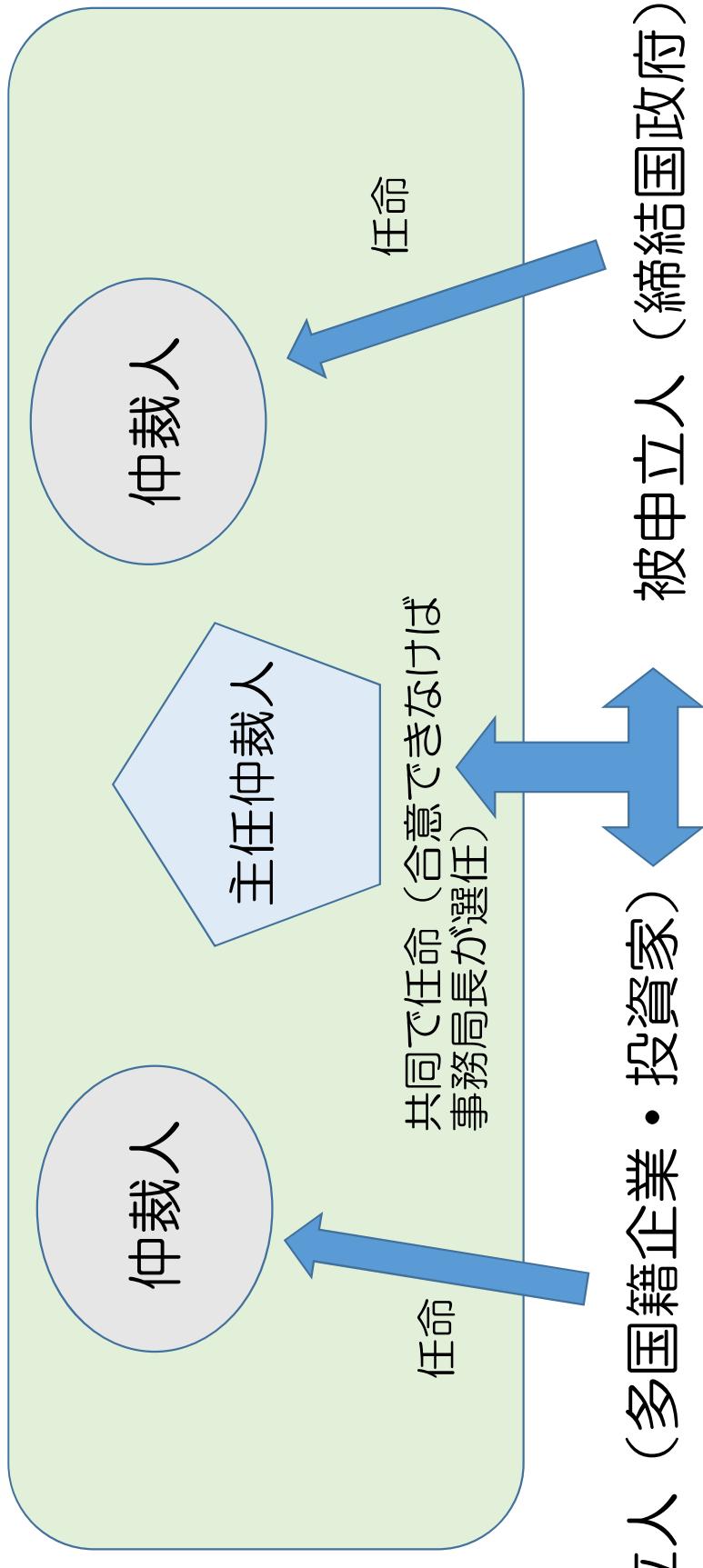
投資の章(9章)が定める締結国の義務

- ①内国民待遇義務（自国企業と同じに扱う義務）
 - ②最恵国待遇義務（他国に与える最も有利な待遇と同じ待遇を与える義務）
 - ③公正・衡平義務（国際慣習法に違反した扱いをしない義務）
 - ④公共目的・正当な補償以外での直接・間接収用をしない義務。
 - ⑤投資財産の自由な移転を妨げない義務
 - ⑥投資の許可、投資の合意に違反しない義務
- TPP締結国による義務違反により、投資家に損害が生じたときに
中央政府による行政行為、国会による立法、地方自治体の条例、裁判所の判決…
ありとあらゆるもののが対象に!!

※上記③、④、⑤は、金融サービス（第11章）についても準用

訴える先は、原則ICSID（投資紛争解決国際センター）という国際ADR（事務局は、世界銀行内）

仲裁裁判所は、常設機関ではなく、その都度、選任される3人の仲裁人で構成



NAFTA(1994年発効)における仲裁付託案件

		内訳			
被提訴国	件数(※) (投資家の国籍)	投資家勝訴 (投資家の国籍)	投資家敗訴 (投資家の国籍)	和解 (投資家の国籍)	係属中/ 仲裁未成立/ 手続き停止中/ 状況未公開 (投資家の国籍)
米国	16件 (カナダ15件, メキシコ1件)	0件	10件 (全てカナダ)	0件	3件 (カナダ2件, メキシコ1件) (全てカナダ)
カナダ	35件 (米国34件, メキシコ1件)	2件 (全て米国)	5件 (全て米国)	4件 (全て米国)	18件 (全て米国) 6件 (米国5件, メキシコ1件)
メキシコ	20件 (米国19件, カナダ1件)	5件 (全て米国)	7件 (米国6件, カナダ1件)	0件	8件 (全て米国) 0件

※件数、内訳に関するNAFTA各govtのホームページで公表されているデータ(2015年1月現在)に拠る。

外務省HPより

よくあげられる仲裁判例①

(Metalclad 対 メキシコ, 2000年 8月30日 仲裁判断)

- ▷ 米国企業 vs. メキシコ政府 (仲裁規則: 投資紛争解決国際センター(ICSID)の規則)
- ▷ 廃棄物の埋立事業



外務省HPより

[参考]仲裁判断 (<http://italaw.com/>)

「第45回公害環境デーからのアピール」

大阪府民のみなさん

第45回公害環境デーに参加した私たちは、大阪の公害と環境について、今まで多くの経験・運動を交流し、大阪の未来について討論し、以下のことを国や大阪府の関係自治体に要求することを確認しました。

- ・原発の再稼働路線を直ちにやめること。東電福島第一原発事故被害について、一切の責任は東電と国にあり、事故後の回復に注力し、被害者に十分な賠償を行なうこと。
- ・放射能汚染にさらされることを避け、大阪に避難している人に対し、避難継続ができるよう、大阪府の関係自治体の責任で現在の住宅支援等を継続すること。
- ・大気汚染によるぜん息患者、アスベスト被害者、水俣病患者、その他の公害被害者すべての未救済者について、国の責任で十分に救済すること。
- ・TPP協定は、農業、食品、医療、雇用などに影響し、生活の安全と経済を危機に陥れ、国家主権も脅かすISDS条項など重大問題であり、参加を止めること。
- ・巨大地震による津波・液状化などで起こる災害、特に大阪では湾岸域の船舶・コンテナ・石油タンク、超高層ビル、巨大地下街などの破壊、火災が予想されます。安全確保にむけて具体的対策、非常時避難体制等総合的な実効あるものを作るために早急に対策を具体化すること。
- ・全世界で合意した画期的なパリ協定を実効あるものにするため、国は、温室効果ガスを確実に減らすため、石炭火力から撤退する政策に転換すること。大阪の自治体は国にそのことを要求するとともに自らも推進すること。また、原発再稼働に反対し、省エネと再生可能エネルギー化を積極的に推進すること。
- ・大阪府域では、廃プラ処理による健康被害や、地域特有の騒音・粉じん問題などもあり、行政はこれらに機敏に対応・改善すること。
- ・大阪の自治体は食品衛生、環境・公衆衛生などの機能・組織を強化し、府民の健康を積極的に守ること。
- ・「カジノ万博」といわれるIR構想、そのための高速鉄道・道路建設など従来型の「大型開発」への道は、府民の生活と環境を破壊するものです。今行政が行うべきは各種の古くなつたインフラの再整備を早急に行い、きるべき巨大地震に備えること。
- ・昨年5月に約4400名の参加で行われた第8回大阪NO2測定運動（ソラダス2016）では、大気汚染による健康影響のあることが再確認され、局所的にひどい高濃度汚染地域があり、緊急に改善すべきである。

これらの要望を、広範な大阪府民に広げて、共同の力で住みよい大阪をめざす取り組みを広げていきましょう。

2017年2月4日

第45回公害環境デー大阪府民集会参加者一同